

FD43
8



0052454-000

FD43-8

文部省在外研究員規程其他二関
スル注意事項

文部省専門学務局

1933

AHN

10
A
205

昭 10
A
205

文部省在外研究員規程
其他ニ關スル注意事項

(代 謄 寫)

文部省在外研究員係



昭 10
A
205

FD43
8

昭 10
A
205



目次

(一)	在外研究員ニ關スル規程其他ノ注意事項	一頁
(二)	一般送金上ノ注意	一五
(三)	在本邦各國公館所在地一覽	二〇
(四)	在外帝國公館所在地一覽	二九
(五)	橫濱正金銀行、支店所在地一覽	五一
(六)	外務省通商局發行外國旅券渡航手續案内抄録	五三
(七)	外務省ヨリ通牒ニ依ル海外渡航上ノ注意事項	六五
(イ)	伊太利ニ於ケル外國人學生優遇ニ就テ	六五
(ロ)	入獨旅行者ニ對スル注意	六八
(ハ)	倫敦大學入學	七〇
(1)	倫敦大學入學志願者ニ對スル注意	七〇
(2)	同前	七二
(3)	倫敦大學入學手續	七五



735394

(八)	伊太利羅馬大學入學手續ニ就テ……………	八一
(九)	伊太利留學生ニ對スル鐵道賃割引ニ關スル件……………	八三
(十)	伊太利「ネーブルス」臨海實驗所ニ就テ……………	八三
(十一)	日獨文化連絡機關……………	八四
(十二)	伯林「フンボルトハウス」ニ關スル件……………	八七
(十三)	在萊府日獨學生合宿所……………	八八
(十四)	日佛文化連絡機關(日佛會館)……………	八八
(十五)	巴里大學都市日本學生會館……………	八九
(十六)	佛蘭西滞在ニ必要ナル身分證明書ヲ請求スル方法ニ就テ……………	九三
(十七)	佛蘭西大學入學及博物館利用ニ就テ……………	九六
(十八)	在日本人教師協會ニ於テ、外國渡航日本人教師ニ便宜供與方ニ就テ……………	九七

(十九)	佛蘭西ニ於ケル學修事情……………	九八
附	錄 (旅行上ノ注意)	
(一)	日本ヨリ獨逸へ……………	一一三
(二)	日本ヨリ英國へ……………	一一一
(三)	渡航ノ準備其他……………	一二三
(四)	渡航ノ準備稅關及下宿其他……………	一二六
(五)	馬耳塞ヨリ巴里ヲ經テ伯林マテ旅行……………	一四四
(六)	日本ヨリ丁抹へ……………	一四五
(七)	亞米利加廻リ……………	一四七
(八)	西伯利亞鐵道旅行者ニ對スル參考事項……………	一五〇
(九)	英國迄ノ船車ト倫敦ノ素人下宿ニ就テ……………	一五三
(十)	海外旅行ニ就テノ所感(印度洋經由)……………	一六四
(十一)	日本ヨリ英國行旅行上ノ注意事項……………	一七一
(十二)	亞米利加合衆國廻ニ就テ……………	一七八
(十三)	渡航費及倫敦下宿料……………	一八七

(カ)	西比利亞經由(A)(B).....	一八八
(ヨ)	渡航準備ノ事.....	一九五
(タ)	西伯利亞經由歐洲行ニ關スル覺書.....	一九九
(レ)	瑞典及諾威行ニ就テ.....	二一二
(ソ)	倫敦生活ニ就テ.....	二一四
(ツ)	土産物ニ就テ.....	二一五

(一) 在外研究員ニ關スル規程其他ノ注意事項

文部省在外研究員ハ文部大臣之ヲ任命派遣スルモノニシテ指定在留國ニ於テ指定在留期間其ノ研究科目ニツキ研究スルモノトス

〔參照〕 規程第一條及第二條、第三條

第一項 任命ヨリ出發迄

一、誓書及出發豫定届

任命後直ニ「誓書」(施行細則第一號書式)及「出發豫定届」(施行細則第二號書式)ヲ直接本省ニ提出スヘシ。出發豫定届ハ渡航旅費支給ノ都合上某洋經由又ハ西比利亞經由ヲ明記スヘシ。豫定期日ハ其ノ派遣年度内(自四年三月至翌年三月)タルヘシ。

出發豫定届ヲ以テ定額ノ支度料及渡航旅費ヲ合算シテ所屬學校氣付又ハ本人指定ノ場所ヘ送金ス。送金迄出發豫定届受理後一週間以上ヲ要ス。

渡航旅費受領後渡航地變更ノ場合ニハ本邦出發前速ニ出發豫定變更届ヲ本省ニ提出スヘシ。

〔參照〕 規程第八條施行細則第二條及附則別表(一)

二、出發届

一、出發時期確定セハ所屬學校長經由「出發届」(施行細則第二號書式)ヲ本省ニ提出スヘシ。出發届ニハ官職アル者ハ官職名ヲ記入スヘシ。

二、出發時期ハ必ス其ノ派遣年度内(自四月至翌年三月)トス。便船ノ都合ニ依リ出發時期カ若干派遣年度ヲ經過スルトキハ必ス本届出前其ノ旨本省宛申出ツヘシ。

三、出發期日ハ之ヲ官報ニ登載シ、家族手當支給ノ起準トナリ又在職者ニアリテハ此ノ日ヨリ定員外トナル。

〔参照〕 規程第十二條、施行細則第二條、第十一條

三、家族手當

一本省在外研究員ニシテ家族扶養ノ義務アル者ニ限り家族手當ヲ支給ス。家族手當ハ在職者ニアリテハ其ノ俸給年額百分ノ二十五以内、非在職者ニアリテハ推定給ノ百分ノ六十五以内及在職者ニシテ歸朝後他校ノ教官候補者タルモノニ對シテハ百分ノ六十五以内ヲ支給ス。

家族手當ハ在職者ニアリテハ出發届記載ノ任地出發ノ日ヨリ歸任ノ日迄非在職者ニアリテハ本邦港灣解纜ノ日ヨリ本邦港灣歸着ノ日迄一定年額ヲ日割月割ノ計算法ニ依リ支給ス。

學校又ハ其ノ他ニ所屬スルモノニアリテハ其ノ所屬ノ支出官ヨリ、所屬ナキモノニアリテハ直接本省ヨリ毎月下旬委任狀記載ノ代理人ニ支給ス、從ツテ本邦出發前ニ其ノ受領者ヲ定メ所屬支出官宛

委任狀ヲ提出スヘシ。

〔参照〕 規程第十三條

四、入營延期中ノ者ハ出發前其ノ旨本省ニ届出ツヘシ。

五、米國へ最初入國スル者ハ十二指腸蟲ノ診斷書ヲ要スルヲ以テ便宜開業醫ノ診斷書ヲ持參スヘシ。

六、外國旅券(公用)

(イ) 任命後渡航順路決定セハ可成早ク外國旅券下附ノ請求ヲナスヘシ。

(ロ) 旅券ハ本人ヨリ請求ノ「旅券交附請求書」ニ依リ本省ヨリ外務省ニ請求シ之ヲ交附ス。旅券交附ヲ受ケントスル者ハ左記様式ニ依リ眞寫三葉(臺紙ナキ手札形)ヲ添へ本省ニ請求スヘシ。

旅券交附請求書

左記要項ニ依リ外國旅券交附方御取計相煩度

年 月 日

文部省在外研究員 氏

名

一、官 職

二、(學位)氏 名

(姓ト名トノローマ字綴(各自慣用ノフルネーム)有爵者又ハ學位ヲ有スルモノハ氏名ノ頭ニ附スヘシ)

三、研究科目

四、在留國

五、經由國名

六、年齡 (何年何ヶ月)

七、身長 (米法)

八、持徴 (容貌上特種ノ點一ツ)

九、出發期日

一〇、旅券送附先

(ハ) 旅券面記載事項ノ改定、追加記入ハ別紙外務省ヨリ通牒ノ通り支障多キヲ以テ請求前充分考慮決定ノ上請求セラレタシ。旅券ハ請求書ニ依リ本省ニ於テ起案シ外務省ヨリ交附ヲ受クル迄相

(ニ) 旅券有効期間ハ(本邦出發前)六月間ナリ、故ニ本邦出發カ旅券交附後六ヶ月ヲ超ユルトキハ無効ニツキ返納再度交附ヲ受クヘシ。

(ホ) 旅券ハ本邦駐在在留國及經由國ノ大公使又ハ領事ノ査證ヲ要スル國アルヲ以テ、旅券受領後各自當該公館へ出頭査證ヲ受クヘシ。査證ニハ料金ヲ要スル國アリ。又査證ノ有効期間ハ國ニ依リテ異ナル此等詳細ナル事情ハ別紙外務省通商局發行外國渡航手續案内抄録ニヨリ承知セラ

ルヘシ。

(ヘ) 査證ヲ要セサル國

和蘭本國及植民地、白耳義、瑞西、佛蘭西本國及佛領アルセリ、西班牙本國及植民地(但シ「モロツコ」ヲ除ク)、伊太利本國、獨逸、瑞典、諾威、丁抹、芬蘭、奧地利、致須古、洪牙利

七、乗船賃割引

本省在外研究員ニ對シ日本郵船會社ハ本邦歐米間一、二等乗船賃ノ一割五分ノ割引ヲナス。此ノ割引ヲ受ケントスルトキハ右會社本店、支店又ハ代理店ニ本省ヨリ交附セル「文部省在外研究員證明書」及旅券ノ呈示ヲ要ス。

八、履歷書奥書

獨逸ニ於テ大學ニ入學シ又ハ研究所ニ入ラントスルモノハ獨文「履歷書」ヲ持參スルヲ便トス。希望ノ者ハ若干通ヲ本省係員宛送附シ其ノ奥書ヲ求ムヘシ。

一、在留地到着届、在留期間及學資

(イ) 在留地に到着届

本邦出發最初ノ在留地ニ到着シタルトキハ直ニ在留地に到着届(施行細則第三號書式)ヲ本省所屬學校長及當該國駐在帝國大使館公使館又ハ最寄地方駐在帝國領事館ニ提出スヘシ。

(ロ) 在留期間 施行細則第五條

在留期間ハ出發届記載ノ在留地に到着ノ翌日ヨリ起算シ指定在留期間ヲ以テ終ル。

(ハ) 學資 本省ニ於ケル學資ヲ支給ス。但シ支那ニアリテハ年額三千圓トス。

二、在留國追加、在留國間退去及到着

(イ) 在留國追加 研究ノ必要上在留國ノ追加希望者ハ「在留國追加願」(施行細則第七號書式)ヲ所屬學校長經由本省ニ提出スヘシ。本省ニ於テ其ノ必要ヲ認ムルトキハ許可ス。
〔参照〕 施行細則第八條

(ロ) 在留國間退去及到着 指定在留國カ二國以上ニ亘リ在留國間ヲ移轉スルトキハ其ノ「退去届」(到着届)ヲ施行細則第三號及第四號書式ニ依リ其ノ都度遲滯ナク本省、所屬學校長及當該國駐在帝國大使公使又ハ最寄地方駐在帝國領事ニ提出スヘシ。

(ハ) 在留國間ノ移轉ニアリテハ先ニ請求セル移轉旅費給與願ノ移轉時期ト齟齬セサル様注意スヘシ
(ニ) 支那ト其他ノ國トノ移轉ニ於テハ學資金額ニ差違アリ、此ノ場合前在留地退去ノ翌日ヨリ其ノ國ニ於ケル學資ヲ支給ス。
〔参照〕 施行細則第五條、第三條及第四號書式

三、在留期間延期及短縮

研究ノ都合上在留期間延期ヲ希望シ又ハ止ムヲ得サル事由ニ依リ在留期間短縮ヲ必要トスル場合ハ「在留期間延期願」(施行細則第十三號書式)又ハ「在留期間短縮願」(書式)ハ在留期間延期願ニ準ス。所屬學校長經由本省宛提出スヘシ。官費在留期間延期ハ本省ニ於テ特ニ其ノ必要ヲ認ムルトキハ許可スルコトアルモ本省經理ノ都合上至難ナリ。

四、滿期後私費滞在

右願書ハ最終學資送金時期以前ニ出來ル限リ早ク提出スル様特ニ留意スヘシ。

官費満期後引續キ私費滞在研究ノ必要アルモノハ「満期後私費滞在願」(施行細則第十三號書式ニ準ス)ヲ所屬學校長經由本省宛提出シ其ノ許可ヲ受クヘシ。

右願書ハ官費在留満期前最終學資及歸朝旅費送金時期前必ス提出スル様注意スヘシ。

五、在留期間短縮命令

官費在留期間カ四月満期ノ者ニ對シテハ歸朝旅費送金ノ都合上本省ニ於テ三月三十日迄「在留期間短縮」ヲ指令スルヲ例トス。短縮期間學資相當額ハ學術研究手當トシテ願書ニ依ラス本省ヨリ之ヲ支給ス。

此ノ場合歸朝旅費ハ前年度十月最後ノ學資ト同時ニ送金ス。

右短縮期間中ハ歸朝途次私費滞在研究スルモノトス。

六、満期前歸朝

本省在外研究員ハ自己ノ便宜上満期前歸朝スルコトヲ得サルモ病氣ノ爲研究ニ堪エサルトキハ當該國駐在大使、公使又ハ最寄り地方駐在帝國領事ノ證明書及醫師ノ診斷書ヲ添へ歸朝ノ後「満期前歸朝追認願」(施行細則第九號書式)ヲ本省宛提出追認ヲ受クヘシ。此ノ場合最終在留地出發ノ前日迄學資ヲ支給ス。

〔參照〕 規程第九條、施行細則第八號書式

七、移轉旅費給與

指定在留國カ二國以上ニ亘ルトキ其ノ在留國間移轉ノ際ハ定額旅費ヲ(施行細則別表二)移轉順路ニ依リ支給ス。移轉旅費ハ願出ニ依リ始メテ支給スルカ故ニ旅費給與願(施行細則第六號書式)ヲ少クトモ移轉ニ先立チ三月以上前ニ直接本省宛提出スヘシ。見積書ヲ要セス。又指令ヲ用ヒス。在留國間ノ移轉旅費請求ハ順路ニ依リ再移轉又ハ缺路ナキ様注意スヘシ。再移轉ノ場合ハ旅費ヲ給一セス。

〔參照〕 規程第四條

八、巡歴手當

學術研究ノ爲各地ヲ巡歴セントスル場合ハ「巡歴手當給與願」(施行細則第七號書式)ニ見積書ヲ添付シ直接本省宛願出ツヘシ。巡歴手當支給ノ願書ハ巡歴開始前少クトモ三月以上前ニ提出スヘシ。巡歴手當ノ給、不給及支給額ハ不定ニシテ其ノ必要ト本省經理ノ都合ニ依リ決定スルモノトス。巡歴後ノ願出ニ對シテハ會計年度及本省經理ノ都合上支給シ能ハサルコトアリ。右手當ヲ受領シタルモノハ必ス其ノ年度内(自四年三月至翌年三月)ニ巡歴ヲ始ムヘシ然ラサレハ一應返納ヲ命スルコトアルヲ以テ直ニ爲替手形ノ儘返送スヘシ。

(參照) 規程第四條、第五條、第七條及第十一條 施行細則第六條。

九、學術研究手當

本省在外研究員ニシテ本省ヨリ國際的學會列席ヲ命セラレ又ハ學術研究上特ニ多額ノ費用ヲ要スルトキ或ハ不慮ノ事變、災害ニ遇ヒタルトキハ特ニ手當ヲ給スルコトアルヘシ。其ノ給、不給及支給額ハ不定ニシテ其ノ必要ト本省經理ノ都合ニヨリ決定スルモノトス。學會列席ニ於テハ特ニ本人ヨリ手當支給ノ願書ヲ要セス。但シ個人ノ資格ニ於テ學會ニ任意列席スル場合ハ概ネ手當ヲ支給セス。學術研究上特ニ多額ノ費用ヲ要スル場合又ハ不慮ノ事變若クハ災害ニ遇ヒタルトキハ施行細則第五號書式ニ依リ見積書添付「學術研究手當支給願」ヲ直接本省宛提出スヘシ。

〔參照〕 規程第四條、施行細則第七條及第十五條

一〇、申報書及報告書

(一) 申報書

本省在外研究員ハ毎年四月及十月ノ二回其ノ研究事項ニ關スル「申報書」(施行細則第十號書式)ヲ直接本省宛提出スヘシ。

〔參照〕 施行細則第十條

(二) 報告書

本省在外研究員ハ在外中適當ノ時期ニ申報書ノ外報告書ヲ直接本省宛提出セラレタシ。

報告書ハ各自ノ研究科目ハ勿論其ノ他巡歷旅行記、見聞、感想、社會記事又ハ教育ニ關スル事項等

三、其ノ範圍ニ制限ナシ。

報告書ハ從來之ヲ省内各關係者ニソレソレ供閱ニ附シタルモ其ノ報告書ノ性質又ハ本人ノ希望ニ依リ本省在外研究員注意書、文部時報、新聞、雜誌等ニ掲載ス。故ニ掲載契約又ハ希望ノモノアラハ其ノ名目ヲ記入セラルヘク又個人宛送附希望者ハ何某宛送附サレタキ旨明カニセラレタシ。在外研究員ハ嚴選ニ依リ文部大臣之ヲ任命派遣セルモノニシテ其ノ研究事項ニツキ研鑽怠ラサルハ何人モ認ムル所ナルモ、事情ニ通セサルモノニシテ兎角風評ヲナスモノ間々アリ。前述ノ通り報告書ハ其ノ性質又ハ本人ノ希望ニ依リ本省内ノ供閱ニ附スルノミナラス後來派遣本省在外研究員ノ爲又廣ク發表スルモノニシテ各自進ンデ價值アリ有益ナル記事ヲ可成ク多ク報告セラレタシ。

第三項 罷免

一、出發前罷免

本省在外研究員ニシテ任命後出發前ニアリテ病氣其ノ他ノ事由ニ依リ免除スルコトアルヘシ。在外研究員ヲ免除サレタル者ニシテ既ニ領收セル支度料及渡航旅費アルトキハ其ノ返納ヲ命ス。

二、在留中罷免

本省在外研究員ニシテ在外研究中文部大臣ノ命令ニ違背シ又ハ成業ノ目途ナキトキハ免除スルコトアルヘシ。

在外研究員在外中免除サレタルモノニ對シテハ支給金額ノ返納ヲ命ス。

〔參照〕 規程第十五條

第四項 歸 朝

一、歸 朝 時 期

本省在外研究員ハ在留期間滿期日ノ翌日在留地出發歸朝スヘシ。

〔參照〕 施行細則第十四條

二、最終在留地退去届

最終在留地ヲ退去歸朝ノ途ニ就クトキハ在留地退去届（施行細則第四號書式）ヲ本省、所屬學校長及當該國駐在帝國大使館公使館又ハ最寄地方駐在帝國領事館ニ提出スヘシ

〔參照〕 施行細則第五條

三、歸 朝 旅 費

歸朝旅費ハ其ノ額渡航旅費ニ同シク、最終在留地ヨリ本邦迄ノ旅費ニシテ請求ヲ俟ツコトナク最終學資ト同時ニ送金スルヲ例トス。私費滞在等ニ依リ在留期間ニ變更アルトキハ變更サレタル滿期日

ノ年度ニ支給ス故ニ既ニ歸朝旅費支給ノ後ニ在留期間ニ變更アルトキハ一應其ノ返納ヲ命スルコトアルヲ以テ直ニ爲替手形ノ儘返送スヘシ。

〔參照〕 規程第四條別表（一）

四、歸 朝 届

歸朝ノ際ハ七日以内ニ歸朝届（施行細則第十六號書式）ヲ所屬學校長經由本省ニ提出スヘシ。

官職アルモノハ官職名ヲ記入スヘシ。

在職者ノ歸朝届記載ノ歸朝期日ハ任地歸着ノ日トス、非在職者ハ本邦港灣到着ノ日ヲ記入スヘシ。

歸朝届ハ官報ニ登載シ、在外中家族手當ノ停止本俸復舊等ノ準據トナルカ故ニ特ニ注意スヘシ。

〔參照〕 施行細則第十四條

五、在外研究始末書

歸朝ノ際ハ七日以内ニ「在外研究始末書（施行細則第十七號書式）ヲ直接本省宛提出スヘシ。

右届書ニ依リ在留中ノ學資、旅費及手當ノ精算ヲナシ修學狀況ヲ知ルヲ以テ記載事項ヲ明確ニスヘシ。

六、在留期間延期追認

便船其ノ他止ムヲ得サル事由ニ依リ最後ノ在留地退去カ若干後レタルトキハ當該國駐在帝國大使、

公使又ハ最寄地方駐在帝國領事ノ證明書添付歸朝後本省宛「在留期間延期追認願」(施行細則第十三號書式)ヲ提出スルコトヲ得。

七、歸朝後ノ義務

本省在外研究員ハ歸朝ノ翌日ヨリ在留期間ノ二倍ニ相當スル期間文部大臣ノ指定シタル職務ニ従事スルノ義務ヲ負フ。歸朝ヲササシメスシテ其ノ儘外國ニ在勤ヲ命シタル場合ニ於テハ義務年限ハ在勤ヲ命シタル日ヨリ之ヲ起算ス。

服務義務ヲ履行セサル者ニ對シテハ支給金額ヲ償還セシムルコトアルヘシ。

〔參照〕 規程第十四條、第十五條及第十六條

第五項 其ノ他ノ注意事項

一、特別送附先記載文書ノ外本省宛提出スヘシトアル届書、願書其ノ他ノ文書ハ凡テ本省専門學務局係宛送附スヘシ。

二、本省ニ送附スヘキ届書、願書、其ノ他ノ文書ニハ各自ノ氏名(ローマ字綴併記)郵便宛先、會計ニ關スルモノハ送金宛先ヲ明記スヘシ。

三、本省ニ送附スヘキ文書ハ親展書ニ非サレハ受付ニテ開封スルコトアルヲ以テ封筒紛失ノ虞アリ。備考

本注意書記載事項ニシテ事實ト相違スル點ハ勿論ノコト希望ノ事項アル場合ハ參考ノ爲遠慮ナク係員宛注意セラレタシ。

(二) 一般送金上ノ注意

一、學

學資ハ毎年三回ニ分チ左記區分ニ依リ支給スルモノニシテ最初ノ學資ハ到着届ノ提出ヲ俟ツテ別途送金ス。

第一回 自四月 至九月 (六ヶ月分) 四月上旬 電信爲替送金

第二回 自十月 至十二月 (三ヶ月分) 七月中旬 普通爲替送金

第三回 自翌年一月 至三月 (三ヶ月分) 十月中旬 全

◎注意 特ニ至急ヲ要スルトキハ第二回、第三回ト雖モ電信送金ス。

右送金時期ハ係員ノ手元ヲ發スルノ意ニシテ其後ノ手續ノ爲メ約十日間内外ヲ經テ内地ヲ發シ甲乙ニ遲速ナク一齊ニ到達スヘケレハ自己ノ分ノミ尙ホ未着ノトキハ至急問合スヘシ。

學資ハ學資送附先届(施行細則第十五號書式)ノ提出ヲ要ス。遲滯ナク、變更ノ有無ニ拘ラス其ノ

都度必ス左記期限迄ニ到看スルヤウ相當郵送日數ヲ見計ヒ届出ツヘシ

第一回 四月送金ノ分 二月中旬迄ニ到着スルヤウ

第二回 七月送金ノ分 六月中旬迄ニ到着スルヤウ

第三回 十月送金ノ分 九月中旬迄ニ到着スルヤウ

◎注意 電信送金ハ必ス在外公館又ハ横濱正金銀行支店ヲ指定スヘシ。在外帝國公館所在

都市ニアリテハ右公館ヲ指定スヘシ。

送附先届ハ提出時期ヲ嚴守シ一旦届出タル送金先ハ妄リニ變更スヘカラス。若シ止ムヲ得ス變更スル場合ハ郵送日數ニ留意スヘシ。

前記期限迄ニ本省へ配達ナキトキハ舊送金先ニ送附スルカ或ハ送金ヲ差控ユルコトアルヘシ。

〔參照〕 規程第四條、第六條、施行細則第十一條、第十六條

二、送金姓名羅馬字届

本邦出發前ニ必ス送金ニ用フル自己ノ姓名羅馬字綴ヲ届出ツヘシ

略名ヲ用ヒス姓ト名ノフル・ネームタルヘシ。此ノ綴ヲ以テ送金爲替手形ニ記入ス。

三、送金方法

(イ) 凡テ研究員ニ對スル給與金ハ本省ノ請求ニヨリ日本銀行本店ヨリ其ノ日ノ相場ニ換算シタル横

濱正金銀行振出ノ左記外國爲替手形ヲ以テ送金ス。

歐洲各國ハ全部英貨(磅) 米國方面ハ全部米貨(弗)

支那ニアリテハ邦貨(圓)

(ロ) 送金ハ凡テ本人希望ノ所ニ送附スレトモ成ル可ク當該國駐在帝國公館ヲ利用スヘシ。殊ニ帝國公館所在都市ニ在留スルモノハ右公館ヲ利用スルモノトス。特別ノ場所ヲ指定スルトキハ手續上繁雜ノミナラス比較的事故ヲ生シ易シ。若シ止ムヲ得ス宿所其ノ他ヲ指定スルトキハ特ニ原語ヲ明瞭ニ記載スヘシ。例ヘハ a t o、e t l、n t u、m t w 等ノ如キ判讀ニ迷フコトアリ
(ハ) 電信送金ハ當該國駐在公館又ハ横濱正金銀行支店以外ノ場所ハ爲替銀行ニ於テ取組マサルヲ以テ不可能ナリ。

第一回學資ハ請求ヲ要セス電信送金スレトモ其ノ他ノ送金ニ於テ電信送金ヲ要スル場合ハ特ニ其ノ旨届出ヲ要ス。

(ニ) 支給金ヲ送附シタルトキハ其ノ都度送金ノ内容ヲはがきヲ以テ通知ス。

四、送金先トノ連絡

届出タル送金先ト絶エス連絡ヲ計ルヘシ。

在留地ヲ移轉スルトキ或ハ送金先ヲ變更シタルトキハ從來指定セル送金先ニ對シ、新ニ指定シタル

送金先ヲ告ケ置キ移轉、轉居後一切ノ郵便物ヲ轉送又ハ留置方確定シ然ル後移動スヘシ。又巡歴、旅行等ノ場合假令短時日ナリト雖モ忽セニセス、不在中ノ郵便物ヲ保留スルヤウ注意ヲ要ス。

一旦送附シタル爲替手形カ受取人不明其ノ他ノ理由ニヨリ配達不能ノ爲メ返戻サレタル場合ハ前後約三ヶ月延着スルモノト知ルヘシ。

五、受領上ノ注意

(イ) 送金ノ都度日本銀行ヨリ金額、換算額、相場額等ヲ記載シタルはがき用紙ヲ差挟ミ送附スヘキニ付(電信送金ノトキハ後便)金額對照ノ上相違ナキトキハ直チニ署名シ日本銀行本店ニ提出スヘシ。

之レヲ以テ中央金庫ニ對スル正式領收書トナルカ故ニ、毎回必ス其ノ都度確實ニ嚴守スヘシ。本省宛領收書ハ別ニ定ムル書式ナケレハ唯郵便ノ次テヲ以テ通知スレハ足レリ。

(ロ) 送金ノ際、羅馬字綴ノ爲メ(殊ニ電信爲替ニ於テハ電信ノ誤リヲ生シ易シ)拂受ニ支障ヲ來タスコトアリ。斯ル場合ハ最寄本邦駐在公館ニ於テ證明ヲ受ケ仕拂銀行ニテ受取ルヘシ。往々ニシテ送金爲替手形ノ途中紛失スルコトアリ。此ノトキハ直チニ副券發行ノ上送附スヘキニ附キ、送金通知書受領後尙ホ着カサル場合ハ至急其ノ旨届出ツヘシ。

六、支給金代人渡

支給金受取ニ付キ代理人ニ委任スルトキハ左ノ書式ニヨル委任狀又ハ委任届ヲ提出スヘシ。出發前ニアリテハ委任狀(二錢印紙貼付)、在外中ニアリテハ委任届ヲ本省會計課長宛提出スヘシ。(但シ家族手當ニアリテハ所屬支出官宛委任狀提出ノコト)

委任狀(又ハ届)

拙者儀

今般都合ニヨリ左記ノ者ヲ部理代人ト相定メ何々ノ受領方ニ關スル一切ノ權限ヲ委任シマシタカラ御届シマス。

受任者 宿 所 氏

名

年 月 日

文部省在外研究員 何

某 印

文部大臣官房會計課長宛

七、在外研究員ニ係ル支給金ハ必ス在外中ニ支給ヲ受クヘシ。願出ヲ俟ツテ始メテ支給スルモノハ勿論、當然支給スルモノト雖モ歸朝後ニアリテハ會計年度ノ關係上支給シ能ハサルニ至ルヘキコトアレハ特ニ注意スヘシ。

(三) 在本邦各國大公使一覽表

(昭和七年十二月二十日現在)

(イ) 在本邦各國公館一覽

國名	資格	大公使館所在地
ソヴイェト社會主義共和國聯邦	特命全權大使	東京市麻布區狸穴町一 (電話)大使館用 赤坂 一三八 領事部用 赤坂 一三九
獨逸國	特命全權大使	同 麴町區永田町一ノ一四 (電話) 銀座二三一七、二三一八、三〇三三
ブラジル國	特命全權大使	同 赤坂區表町三ノ二 (電話) 青山 五五八四
英吉利國	特命全權大使	同 麴町區五番町一 (電話) 館用 九段 三〇六、三〇七 大使館用 九段 五六
米國	特命全權大使	同 赤坂區板坂町一 (電話) 赤坂 四二一、四二二、四二三、四二四、五二五、 一四〇九 (但午後十時ヨリ午前八時迄ハ大使官邸赤坂四二一) 大使館 赤坂區靈南坂町一
和蘭國	特命全權公使	同 芝區榮町一 (電話) 館用 芝 一三一 公使館用 芝 一三〇
瑞典國	特命全權公使	同 麴町區平河町六ノ二三 (電話) 館用 九段 二三〇 公使館用 九段 三一五〇
瑞典國	特命全權公使	同 麻布區材木町六三 (電話) 青山 五七七〇
カナダ國	特命全權公使	同 麴町區丸ノ内一ノ一帝國生命ビルディング (電話) 丸ノ内 一九〇七、四八〇四
メキシコ國	特命全權公使	同 公使館 麻布區西町二二 (電話) 高輪 八〇八四 同 麴町區永田町二ノ二二 (電話) 銀座 四四九四、四四九五

諾威國	特命全權公使	同 麴町區丸ノ内三ノ二 三菱ビルディング 第二一號四階第四一九號室 (電話) 丸ノ内 三三九〇 公使館 帝國ホテル
ポルトガル國	特命全權公使	同 麴町區三年町一 (電話) 銀座 一〇四八
中華民國	特命全權公使	同 麻布區飯倉町六ノ一四 (電話) 赤坂 八一、八二
ペルシア國	特命全權公使	同 麻布區材木町五五 (電話) 青山 三〇一〇
西班牙國	特命全權公使	同 麻布區市兵衛町一ノ二 (電話) 館用 赤坂 四六一 公使館用 赤坂 四六二
チエッコスロヴァキア國	特命全權公使	同 麻布區簗笥町六七 (電話) 赤坂 一八三
暹羅國	特命全權公使	同 公使館 麻布區霞町二二 (電話) 清山七〇〇四 同 澁谷區千駄ヶ谷町四丁目七六二 (電話) 青山 四三三七
ルーマニア國	代理公使	同 麴町區内山下町一ノ一東洋ビルディング (電話) 銀座 三〇四
フィンランド國	代理公使	同 公使館 澁谷區金王町一 (電話) 青山 八〇二四 同 麻布區簗笥町六二 (電話) 赤坂 一〇五
土耳其國	代理大使	同 澁谷區町神山町四七 (電話) 青山 四五二〇
佛蘭西國	臨時代理大使	同 麻布區廣尾町三 (電話) 館用 高輪 九〇 大使館用 高輪 五五二三
伊太利國	臨時代理大使	同 芝區三田一ノ二八 (電話) 三田 一五八〇 大使館 麴町區裏霞ヶ關四 (電話) 銀座 四〇一〇
白耳義國	臨時代理大使	同 麴町區下二番町三三 (電話) 館用 九段 三五五六 大使館用 九段 二九〇四

ポーランド國 臨時代理公使
(電話) 青山 七四〇二
 キューバ國 臨時代理公使
(電話) 高輪 四八三〇
 ベルギー國 臨時代理公使
(電話) 赤坂區新坂町一三
 丁 抹國 臨時代理公使
(電話) 青山 五八二〇
 チリ國 臨時代理公使
(電話) 丸ノ内 九六七
 アルゼンティン國 臨時代理公使
(電話) 赤坂區水川町五二 (電話) 青山 二九九〇
(電話) 麻布區新龍土町一二
(電話) 青山 三一四一
(電話) 赤坂區新坂町六七
(電話) 青山 三二九〇

備考 本表ハ御信任狀捧呈又ハ就任ノ日ノ順序ニヨル
 (ロ) 在本邦各國領事館一覽

英吉利國

領事館 横濱市山下町一七二
 同 神戸市海岸通五 大阪商船ビルディング内
 同 函館市會所町六八
 同 大阪市北區ソノゼ町 大阪ビルディング内
 同 下關市唐戸町一

同 長崎市大浦町六

同 東京市麴町區永樂町二ノ七 日本興業銀行内 (電話丸之内一〇七七)

佛蘭西國

領事館 横濱市山手町一八五
 同 神戸市山本通二丁目四二
 同 長崎市大浦常盤町七

獨逸國

領事館 神戸市東町一一五

同 東京市麴町區永田町一ノ十四 同國大使館ニテ館務所辨

奧地利國

領事館 東京市赤坂區檜町六

伊太利國

領事館 神戸市山本通旭町 明海ビルディング内

同 横濱市山手町三二

瑞西國

領事館 東京市芝區芝公園二一ノ九 同國公使館ニテ館務所辦

白耳義國

領事館 橫濱市山下町九二

同 神戸市中山手通四丁目七九

同 長崎市大浦常盤町七

和蘭國

領事館 神戸市京町四八―B

同 橫濱市山下町二五

同 名古屋市東區東吉野町一丁目二

同 長崎市出島海岸通

丁 抹國

領事館 東京市麴町區丸ノ内仲通八號 同國公使館ニテ館務所辦

同 神戸市江戸町九二

同 大阪市北區新町梅田 大平ビルヂング

同 長崎市大浦町五

瑞典國

領事館 橫濱市山下町三五

同 神戸市前町一四

同 下關市西南部町八六

同 長崎市大浦町七

諾威國

領事館 橫濱市山下町七五 ユニオンビルヂング内

同 神戸市浪花町二二

同 東京市麴町區有樂町一ノ一 同國公使館内

同 下關市唐戸町

同 長崎市大浦町七

西班牙國

領事館 神戸市山下町一丁目三二

葡萄牙國

領事館 橫濱市山下町一九五

- 同 大阪市東區道修町二丁目一
- 同 長崎市大浦町七
- 波 蘭 國 東京市麻布區材木町五五 同國公使館内
- 同 神戶市 山麓ビルヂング内
- 智 恵 古 國
- 領事館 東東京丸ノ内七〇八 海上ビルヂング新館
- 芬 蘭 國 神戶市前町一四
- 領事館 羅馬尼亞國
- 領事館 大阪市南區順慶町二丁目
- 希 臘 國 橫濱市山下町七三
- 領事館 神戶市東町一一六
- 同 ルクサンプルグ大公國

- 領事館 東京市芝區高輪南町四七
- 亞米利加合衆國
- 領事館 東京市麴町區内山下町一ノ一 東洋ビルヂング内(電話銀座七二)
- 同 橫濱市山下町二三五
- 同 名古屋市東區布池町三二
- 同 神戶市京町八三
- 同 長崎市大浦町五
- 亞 爾 然 丁 國 神戶市江戶町一〇〇
- 領事館 橫濱市山下町五一
- 同 伯刺西爾國 橫濱市山下町三五
- 領事館 長崎市銅座二〇
- 同 神戶市磯上通八丁目
- 同 墨 西 哥 國

- 領事館 横濱市ウオターストリート七 バタフライビルディング内
- 同 神戸市海岸通 八商船ビルディング内
- 同 東京市芝區南寺町三田八
- 秘 露 國
- 領事館 横濱市山下町七四
- 同 神戸市 山麓ビルディング内
- 智 利 國
- 領事館 横濱市山手町八二
- 同 神戸市三宮一丁目
- 支 那 國
- 領事館 横濱市山下町一三五
- 同 神戸市山手通二丁目
- 同 長崎市大浦町三
- 露 西 亞 國
- 領事館 東京市麴町區霞ヶ關一、同國大使館ニテ館務所辨

同 在函館、神戸、長崎、大阪、小樽、敦賀

土 耳 古 國

領事館 横濱市中區辨天通三丁目四九

同 大阪市東區今橋五丁目一四

埃 及 國

領事館 神戸市山本通二丁目二八番地

(四) 在外帝國公館アドレス一覽表 (昭和八年二月現在)

一、歐 洲

○ 英 國

○在英大使館

Embassy of Japan, 37 Portman Square, London, W. 1. England.

○在倫敦商務參事官事務所

Office of Commercial Attaché of Japan, 1 Broad Street Place, E. C. 2. England.

○在倫敦總領事館

Consulate-General of Japan, 1 Broad Street Place, Finsbury Circus, London, E. C. 2. England.

○在リッアブール領事館

Consulate of Japan, Tower Bldg., 22 Water St., Liverpool 3, England.

○佛 國

○在佛大使館

Ambassade du Japon, 24 rue Greuze, Paris, (16e) France.

○在佛國巴里國際聯盟帝國事務局

Bureau du Japon à la Société des Nations, 9 rue Théophile Gautier, Paris (16e), France.

○在里昂領事館

Consulat du Japon, 18 Place Tolozan, Lyon, France.

○在馬耳塞領事館

Consulat du Japon, 79 rue Paradis, Marseille, France.

○獨 國

○在獨大使館

Ambassade du Japon, Berlin, W. 62, Ahornstr., 1, Allemagne.

○在柏林商務書記官事務所

Handelssekretariat der kais Japanischen Botschaft, Kurfürstendamm 58 Berlin, W. 15, Allemagne.

○在漢堡總領事館

Consulat Général du Japon, Hamburg 1, Alsterdamm 39, (Europahaus) Allemagne.

○伊 國

○在伊大使館

Ambassade du Japon, Viale Regina Margherita, 260, Rome, Italia.

○在未蘭領事館

Consulat du Japon, Via Macedonio Melloni, 49 Milano, Italie.

○白 國

○在白大使館

Ambassade du Japon, 1 Boulevard Général Jacques, Ixelles, Bruxelles, Belgique.

○在アンヴェルヌ領事館

Consulat du Japon, 2 rue Van Cuyck, Anvers, Belgique.

○土 國

○在土大使館

Ambassade du Japon, Ayaz Pacha 77, Péra, Stamboul, Turquie.

○在アンギュラ出張所

Yeni Chehir 30 Boulevard Tchankaya, Ankara, Turquie.

○在スタンブール商務書記官事務所

Bureau de l'Attaché Commercial du Japon, AyazPaCha, Stamboul, Turquie.

○瑞 西 國

○在瑞西公使館

Légation du Japon, 95 Thunstrasse, Berne, Suisse.

○在壽府國際聯盟帝國事務局事務所

Délégation Japonaise Auprès de la Société des Nations, 39 Quai, W. Wilson, Genève, Suisse.

○西 班 牙 國

○在西公使館

Légation du Japon, Calle de Alcalá 87, Madrid, Espagne.

○和 蘭 國

○在蘭公使館

Légation du Japon, I Guliana van Stolberglaan, Den Haag, Pays-Bas.

○瑞 典 國

○在瑞典公使館

Légation du Japon, 25 Strandvägen, Stockholm, Suède.

○在ストックホルム領事館

Consulat du Japon, 25 Strandvägen, Stockholm, Suède.

○ラトヴィヤ國

○ラトヴィヤ公使館

Légation du Japon, Tura Alunana ielā 2, dz 2. Riga, Lettonie.

○波 蘭 國

○在ポーランド公使館

Légation du Japon, Foksal 10, Varsovie, Pologne.

○チエッコスロヴァキア國

○在チエッコスロヴァキア公使館

Légation du Japon, Václavské Náměstí Prague, Tchécoslovaquie.

○奥 國

○在奥公使館

Légation du Japon, Wien 111, Kolbfgasse 1, Autriche.

○ルーマニア國

○在ルーマニア公使館

Légation du Japon, Str. G. G. Cantacuzino 33, Bucarest, Roumanie.

○希臘國

○在希臘公使館
Légation du Japon, 23 Avenue de la Reine Sophie, Athènes, Grèce.

○葡萄牙國

○在ポルトガル公使館
Légation du Japon, Praca do Rio de Janeiro 14, Lisboa, Portugal.

○フィンランド國

○在フィンランド出張所
Légation du Japon, 11, B, Parkgatan, Helsingfors, Finlande.

二、南、北、中米

○北米合衆國

○在米大使館

Embassy of Japan, 2514 Massachusetts Avenue, N. W. Washington, D. C., U. S. A.

○在ホノルル總領事館

Consulate-General of Japan, 1742 Nuuanu Avenue, Honolulu, T. H., U. S. A.

○在桑港總領事館

Consulate-General of Japan, Postal Telegraph Bldg., 22 Battery St., San Francisco Cal., U. S. A.

○在紐育總領事館

Consulate-General of Japan, 90 Broad St., New York City, N. Y., U. S. A.

○在紐育商務書記官事務所

Office of Commercial Attaché of Japan, 90 Broad St., New York City, N. Y., U. S. A.

○在ロス・アンゼルス領事館

Consulate of Japan, Chamber of Commerce Bldg., 1151 South Broadway, Los Angeles, Cal., U. S. A.

○在波特ランド領事館

Consulate of Japan, Board of Trade Bldg., 4th. St., Portland, Or., U. S. A.

○在シアトル領事館

Consulate of Japan, Central Bldg., Third Avenue, Seattle, Wash., U. S. A.

○在シカゴ領事館

Consulate of Japan, Tribune Tower, Chicago, 111, U. S. A.

○在ニュー・オルレアンス領事館

Consulate of Japan, Masonic Temple Bldg, New Orleans, La., U. S. A.

○加 奈 陀 國

○在カナダ公使館

Legaton of Japan, Victoria Bldg, 140 Wellington St., Ottawa, Ontario, Canada.

○在オタワ領事館

Consulate of Japan, Victoria Bldg., 140 Wellington St., Ottawa, Ontario, Canada.

○存晩香坡領事館

Consulate of Japan, Yorkshire Bldg., 525 Seymour St., Vancouver, B. C., Canada.

○ブラジル 國

○在ブラジル大使館

Ambassade du Japon, 75 Rua dos Voluntarios da Patria, Rio de Janeiro, Brésil.

○在サン・パウロ總領事館

Consulat-Général du Japon, Avenida Brigadeiro Luix Antonio 83, São Paulo, Brésil.

○在リベロン・ブント分館(サンパウロ總領事館)

Consulat du Japon, Palacete Meira Junior, Rua General Osorio, 112, Riberião Preto, Brésil.

○在サントス出張所(サンパウロ總領事館)

Consulat du Japon, 13 Rua Don Pedro 2nd, Santos, Brésil.

○在リオ・デ・ジヤネイロ領事館

Consulat du Japon, 75 Rua dos Voluntarios da Patria, Botafogo, Rio de Janeiro, Brésil.

○在バウルー領事館

Consulat du Japon, Rua Bandeirantes, 6-76, Baurú, Estado de São Paulo, Brésil.

○キ ャ ン ン 國

○在キューバ公使館

Legation of Japan, Calle K 148, Vedado, Havana, Cuba.

○在ハヴァナ領事館

Consulate of Japan, Calle K 148, Vedado, Havana, Cuba.

○メ キ シ コ 國

○在メキシコ公使館

Légation du Japon, Avenida de Los Insurgentes, 190, Colonia, Roma, México, D. F., Mexique.

○在メキシコ總領事館

Consulat-Général du Japon, Avenida de Los Insurgentes, 190, Colonia, Roma, México, D. F., Mexique.

○在マサトラン領事館

Consulat du Japon, Calle 5 de Mayo 353 Mazatlán, Sinaloa, Mexique.

○在チリナ出張所(マサトラン領事館)

Chancellerie du Consulat du Japon, Tijuana, B. C. Mexique.

○秘露國

○在ペルー公使館

Légation du Japon, Avenida Arequipa 610, Lima, Pérou.

○在里馬領事館

Consulat du Japon, Edificio, Hidalgo, Plaza San Martin 138, Lima. Pérou.

○智利國

○在チリ公使館

Légation du Japon, 552 Calle Dieciocho, Santiago, Chili.

○アルゼンティン國

○在アルゼンティン公使館

Légation du Japon, Calle Reconquista 336, Buenos Aires, Argentine.

○在ブエノス・アイレス領事館

Consulat du Japon, Calle Reconquista 336, Buenos Aires, Argentine.

○在ブエノス・アイレス商務書記官事務所

Bureau de l'Attaché Commercial du Japon, Calle Reconquista 336, Buenos Aires, Argentine.

○パナマ國

○在パナマ領事館

Consulate of Japan, 20 Avenida Higinio Durán, Bella Vista, Panama, Republic of Panama.

三 亞細亞、南洋

○暹羅國

○在暹羅公使館

Legation of Japan, 545 Rajaprarob Road, Makasan, Bangkok, Siam.

○在盤谷領事館

Consulate of Japan, 545 Rajaprarob Road, Makasan, Bangkok, Siam.

○波斯國

○在ペルシア公使館

Légation du Japon, Avenue Pahlavi, Téhéran, Perse.

○濠洲

○在シドニー總領事館

Consulate General of Japan, 17 Castlereagh St., Sydney, New South Wales, Australia.

○英領印度

○在カルカタ總領事館

Consulate General of Japan, Royal Insurance Bldg., 26/27, Dalhousie Square, Calcutta, British India.

○在シムラ事務所(四月ヨリ十一月迄)

Summer Hill House, Summer Hill, Simla, British India.

○在孟買領事館

Consulate of Japan, Patel House, 10 Charchgate St., Fort, Bombay, British India.

○セイロン

○在コロンボ領事館

Consulate of Japan, Gaffoor Bldg., Main St., Fort, Colombo, Ceylon.

○英領海峽植民地

○在新嘉坡總領事館

Consulate General of Japan, Union Bldg., Collyer Quay, Singapore, Straits, Settlements.

○ビルマ

○在蘭貢領事館

Consulat du Japon, The Darbar Bldg., 118 Phayre St., Rangoon, Burma.

○印度支那

○在河内總領事館

Consulat Général du Japon, 76 Boulevard Carnot, Hanoi, Tonkin, Indochine.

○在西貢領事館

Consulat du Japon, 24 rue Testard, Saigon, Indochine.

○フィリピン

○在マニラ總領事館

Consulate General of Japan, G. de Las Reyes Bldg., Plaza Cervantes, Manila, P. I.

○在ダヴァオ領事館

Consulate of Japan, Escario St., Reyes, Davao, P. I.

○蘭領印度

○在バタヴィア總領事館

Consulate General of Japan, 3 Gang Scott, Batavia-Centrum, Java.

○在スラバヤ領事館

Consulate of Japan, 7 Kembang Djepoen, Sourabaya. Java.

○在メダン領事館

Consulate of Japan, Nilirmji-Gebouw, Soekamoelia, Medan, Sumatra.

四 亞 弗 利 加

○埃 及 國

○在アレキサンドリヤ總領事館

Consulat Général du Japon, 7Rue Nébi Daniel, Alexandrie, Egypte.

○在ポートサイド領事館

Consulat du Japon, Rue Forat, Port Said, Egypte.

○阿 弗 利 加

○在ケープタウン領事館

Consulate of Japan, Exchange House, Exchange Place, Cape Town, Union of South Africa.

○在モムバサ領事館

Consulate of Japan, The Pandya House, Mombasa, Kenya Colony, British East Africa.

五 露 西 亞

○在ソヴェエト聯邦大使館

Ambassade du Japon, Malaya Nikitskaya 13, Moscou. U. R. S. S.

○在モスコー商務書記官事務所

Bureau l' Attaché Commercial du Japon, Malaya Nikitskaya 13, Moscou, U. R. S. S.

○在オデッサ領事館

Consulat du Japon, Gorod Odessa, Bulv, Feldmana, d. 1. U. R. S. S.

○在浦潮總領事館

Consulat Général du Japon, 24 Pekinskaya Ulitsa, Vladivostok. U. R. S. S.

○在アムクサンドロノフスク總領事館

Consulat General du Japon, 3 Ulitsa Imeni Dzerzinskavo, Alexandrovsk-Sakhalsky, Sakhalin, U.R.S.S.

○在オホ分館(アムクサンドロノフスク總領事館)

Consulat du Japon, Oha, Sakhalin, U. R. S. S.

○在ハングロノフスク總領事館

Consulat Général du Japon, 54 Konsovolskaya Ulitsa, Habarovsk, U. R. S. S.

○在ペトロハヴロノフスク領事館

Consulat du Japon, dom 32, Iamjennaya, Ulitsa gor Petropavlovsk na Kamtchka.

○在ブラゴウエヌチエンスク領事館

Consulat du Japon, 9, 31 Torgowaya Ulitsa, Blagovestchensk, U. R. S. S.

○在ノヴオシビルスク領事館
Consulat du Japon, 27-a, Yadrinskovskaya Ulitsa, Novosibirsk, Siberia, U. R. S. S.

六支 那

○中華民國

○在中華民國公使館

中華民國北平市交民巷

○在上海公使館事務所

中華民國上海公共租界黃浦路二五號A

○在上海總領事館

中華民國上海公共租界黃浦路二五號A

○在上海商務參事官事務所

中華民國上海四川路四八

○在天津總領事館

中華民國河北省天津市日本租界宮島街一一號

○在青島總領事館

中華民國青島太平路五號

○在坊子總領事館出張所

中華民國山東省濰縣坊子三馬路西頭

○在濟南總領事館

中華民國山東省濟南府商埠三經路緯七路

○在張店總領事館出張所

中華民國山東省張店車站泰康街二一號

○在博山總領事館出張所

中華民國山東省博山四〇畝地

○在漢口總領事館

中華民國湖北省夏口縣漢口日本租界山崎街五一號

○在成都總領事館

中華民國四川省成都市少城順河街二八號

○在福州總領事館

中華民國福建省閩侯縣福州市南臺倉前山

○在廣東總領事館

中華民國廣東省廣州市沙面英國租界「ボマンチエー・ビルディング」

○在南京總領事館

中華民國江蘇省南京鼓樓百步坡二號

○在香港總領事館

Prince's Bldg., 5, Ice House St., Hong Kong.

○在張家口領事館

中華民國察哈爾省張家口橋東

○在芝罘領事館

中華民國山東省福山縣芝罘烟台山西領事路四號

○在蘇州領事館

中華民國江蘇省蘇州盤門外日本租界

○在杭州領事館

中華民國浙江省杭州市石塔兒頭二號

○在蕪湖領事館

中華民國安徽省蕪湖河南尚塘舖曾家巷二六號

○在九江領事館

中華民國江西省九江縣九江溢浦路一六號

○在沙市領事館

中華民國湖北省沙市二碼頭五號

○在宜昌領事館

中華民國湖北省宜昌府宜昌商埠地桃花嶺

○在長沙領事館

中華民國湖北省長沙水陸洲葉公廟二二號

○在重慶領事館

中華民國四川省重慶市臨江門順城街鋼廠灣

○在鄭州領事館

中華民國河南省鄭州福壽街一〇九號日信洋行構內

○在廈門領事館

中華民國福建省思明縣鼓浪嶼共同租界L一七號

○在汕頭領事館

中華民國廣東省汕頭市外馬路崎碌沙隴一八八號

○在雲南領事館

中華民國雲南省雲南府如安街

七 滿

洲

○滿洲國

○在滿洲國大使館
滿洲國吉林省新京

○在哈爾濱總領事館
滿洲國哈爾濱新市街義州街二五號

○在奉天總領事館
滿洲國遼寧省遼寧小西邊門外第二馬路

○在海龍總領事館分館
滿洲國遼寧省海龍縣北關外

○在通化總領事館分館
滿洲國遼寧省通化縣通化城南關警察第一區一二六號

○在新民府總領事館分館
滿洲國遼寧省新民縣街紅樓胡同

○在吉林總領事館
滿洲國吉林省城商埠地新開門外

○在間島總領事館
滿洲國吉林省延吉縣間島龍井村

○在琿春總領事館分館

○在琿春總領事館分館
滿洲國吉林省琿春縣琿春西門外

○在百草溝總領事館分館

○在百草溝總領事館分館
滿洲國吉林省汪清縣春融鄉

○在局子街總領事館分館

○在局子街總領事館分館
滿洲國吉林省延吉縣局子街商埠地

○在頭道溝總領事館分館

○在頭道溝總領事館分館
滿洲國吉林省延吉縣頭道溝

○在新京總領事館

○在新京總領事館
滿洲國吉林省新京商埠地

○在牛莊領事館

○在牛莊領事館
滿洲國遼寧省營口縣營口三義廟街

○在安東領事館

○在安東領事館
滿洲國遼寧省安東縣山手町

○在遼陽領事館

○在遼陽領事館
滿洲國遼寧省遼陽縣遼陽附屬地佟家大街九

- 在鐵嶺領事館
- 滿洲國遼寧省鐵嶺北五條通二丁目
- 在掏鹿領事館分館
滿洲國遼寧省西豐縣掏鹿城內文明胡同三號地
- 在農安領事館分館
滿洲國吉林省農安縣城東大街四三號
- 在鄭家屯領事館
滿洲國遼寧省遼源縣鄭家屯
- 在齊々哈爾領事館
滿洲國黑龍江省齊々哈爾商埠大街九號
- 在滿洲里領事館
滿洲國黑龍江省滿洲里市二道街八一
Consulate of Japan. (No. 81, Second Street, Manchouli, Manchoukuo.)
- 在赤峯領事館
滿洲國熱河省赤峯二道街七六九號
- 在錦州領事館
滿洲國遼寧省錦州

(五) 橫濱正金銀行海外各支店所在地

LONDON Branch	7 Bishopsgate, London, E. C., England.
PARIS Branch	39 Boulevard Haussmann, Paris, France.
HAMBURG Branch	39 Alster Damm, Hamburg, Germany.
BERLIN Branch	39 Unter den Linden, Berlin, Germany.
NEW YORK Branch	120 Broadway, New York, N. Y., U. S. A.
SAN FRANCISCO Branch	415 Sansome Street, San Francisco, Cal., U. S. A.
LOS ANGELES Branch	100 North Main St., Los Angeles, Cal., U. S. A.
SEATTLE Branch	822 Third Avenue, Seattle, Wash., U. S. A.
HAWAII Branch	Cor, Merchant & Bethel Streets, Honolulu, Hawaii.
RIO DE JANEIRO Branch	23, Rua Candelaria, Rio de Janeiro, Brazil, S. A.
SYDNEY Branch	18—20 Martin Place, Sydney, Australia.
ALEXANDRIA Branch	8 Rue Stamboul, Alexandria, Egypt.
BOMBAY Branch	Albert-Building, Hornby Road, Fort, Bombay, India.

KARACHI Branch	Nadir House, Mcleod Road, Karachi, India.
CALCUTTA Branch	Clive St., Calcutta, India.
RANGOON Branch	17, Strand Road, Rangoon, Burma.
SINGAPORE Branch	Meyer Chambers 18 Raffles Place, Singapore.
SOURABAYA Branch	3, Heeren Street, Sourabaya, Java.
BATAVIA Branch	18 Kali Besar West, Batavia, Java.
SEMARANG Branch	33, Hoogendorf Street, Semarang, Java.
MANILA Branch	34 Plaza Cer Vantes, Binondo, Manila, P. I.
HONGKONG Branch	Prince's Building, No. 1, Des Voeux Road Central, Hongkong.
廣東出張所	中華民國廣東沙面英租界五十二號
上海支店	中華民國上海黃浦灘二十四號
青島支店	中華民國山東省青島館陶路一號
漢口支店	中華民國漢口第三特別區河街第十號
天津支店	8 Victoria Road, British Concession, Tientsin, China.
北平支店	中華民國北平東交民巷

牛莊支店	滿洲國牛莊元神廟街
大連支店	滿洲國大連市大山通二番地
奉天支店	滿洲國奉天浪速通二十八番地
開原支店	滿洲國開原鐵道附屬地隆盛街
新京支店	滿洲國新京日本橋通三十四番地
哈爾濱支店	滿洲國哈爾市地段街一二一五

(六) 外務省通商局發行外國渡航手續案内抄錄

(昭和三年十月)

北米合衆國

(布哇ヲ含ム、比律賓群島ハ略之ニ準ズルモ其取扱ハ概シテ簡單ナリ)

公館所在地	<p>東京市麴町區内山下町一ノ一 東洋拓殖ビルディング内總領事館</p> <p>橫濱市山下町六番地 領事館</p> <p>名古屋市東區布池町三十二番地</p> <p>神戸市京町八十三番地</p> <p>長崎市大浦町五番地</p>
	<p>(東京) 自午前九時 至午後四時 土曜日ニ限リ午後一時迄、日曜、日本及米國祭日</p>

執務時間	休 横濱 自午前九時 至正午 名古屋 自午後一時半 至同四時 長崎 自午前九時 至午後四時半 (神戸) 自午後四時半 至正午 但シ土曜日ハ午前九時ヨリ午後一時ニ至ル、日曜、日本及米國祭日休
査證ノ有効期間	(イ) 非移民一ケ年ニ入國ヲ要ス(一ケ年以内數回入國差支ナシ) (ロ) 通過者ハ本人ノ申立ニ依リ旅券面ニ期間ヲ記載ス 但一旅行限リトス
査證料	(イ) 通過査證無料 (ロ) 官吏ニ對スル公用査證ハ無料
本人ノ出頭ヲ要スルヤ	本人ノ出頭ヲ必要トス
寫眞添附	不用

智利國

公館所在地	横濱市山下町八十七番地 總領事館 神戸市三宮町一丁目六十一番地ノ九 高山ビル三階領事館 (横濱) 自午前九時 至同十二時 日曜祭日休
-------	--

亞爾然丁國

執務時間	(神戸) 自午前十時 至正午 自六月十五日 至九月十五日 (横濱) 自午後二時 至同五時 土曜日ハ午前中
査證ノ有効期間	一ケ年
査證料	公用査證無料
本人出頭ノ要否	(横濱) 本人ノ出頭ヲ必要トス。 (神戸) 已ムヲ得サル場合ハ代理ニテモ可。書狀ハ不可
寫眞添附	(横濱) 必要ナシ。(神戸) 寫眞四枚。
公館所在地	横濱市山下町五十一番地 名譽領事館 大阪市北區宗是町一番地 大阪ビルヂング内 名譽領事館 神戸市江戸町百番地 總領事館
執務時間	午前十時ヨリ午後三時迄 但時間外又ハ祭日、日曜等ニ開館ヲ要求スル時ハ豫メ文書ヲ以テ出願スルヲ要ス。
査證ノ有効期間	有効期間ノ定メナシ、旅券ノ有効期間ト同一、但何人モ申告セル出

發日並船名ニ變動アリタル時ハ再ヒ出頭ヲ要ス。	查證料	公用查證無料
本人出頭ノ必要トス、代理人又ハ郵便ニテ請求スルヲ得ス。	本人出頭ノ要否	本人出頭ヲ必要トス、代理人又ハ郵便ニテ請求スルヲ得ス。
寫眞二枚ヲ要ス、但シ既婚婦人ト同行スル十五歳未満ノ子女ハ三枚	寫眞添附	寫眞二枚ヲ要ス、但シ既婚婦人ト同行スル十五歳未満ノ子女ハ三枚

伯刺西爾國

發日並船名ニ變動アリタル時ハ再ヒ出頭ヲ要ス。	查證料	公用查證無料
本人出頭ノ必要トス、代理人又ハ郵便ニテ請求スルヲ得ス。	本人出頭ノ要否	本人出頭ヲ必要トス、代理人又ハ郵便ニテ請求スルヲ得ス。
寫眞二枚ヲ要ス、但シ既婚婦人ト同行スル十五歳未満ノ子女ハ三枚	寫眞添附	寫眞二枚ヲ要ス、但シ既婚婦人ト同行スル十五歳未満ノ子女ハ三枚
横濱市山下町八十六番地 總領事館 神戸市北野町二丁目四十七番地 領事館 長崎市銅座町二十番地	公館所在地	横濱市山下町八十六番地 總領事館 神戸市北野町二丁目四十七番地 領事館 長崎市銅座町二十番地
(横濱) 自午前十時 至午後四時 土曜日ハ正午迄 (神戸) 自午前十時 至午後二時 土曜日ハ午前中 (長崎) 自午前六時 至午後二時 至同 四時	執務時間	(横濱) 自午前十時 至午後四時 土曜日ハ正午迄 (神戸) 自午前十時 至午後二時 土曜日ハ午前中 (長崎) 自午前六時 至午後二時 至同 四時
次回出帆船迄有效但シ一ヶ月ヲ超ユルトキハ乗船前再見ス	查證ノ有効期間	次回出帆船迄有效但シ一ヶ月ヲ超ユルトキハ乗船前再見ス
公用查證四ミルレリス (邦價約四圓七十六錢)	查證料	公用查證四ミルレリス (邦價約四圓七十六錢)

本人ノ出頭ヲ必要トス (但神戸ニテハ海外興業會社ノ取扱ヒニ係ル自由渡航者ハ本人出頭ヲ要セサル趣)	本人出頭ノ要否	本人ノ出頭ヲ必要トス (但神戸ニテハ海外興業會社ノ取扱ヒニ係ル自由渡航者ハ本人出頭ヲ要セサル趣)
旅券面ニ貼附シアル寫眞ト同一ノモノ一等船客ハ二枚、二、三等船客ハ三枚ヲ要ス。	寫眞添附	旅券面ニ貼附シアル寫眞ト同一ノモノ一等船客ハ二枚、二、三等船客ハ三枚ヲ要ス。

英吉利

英吉利國 (其ノ領土ヲ含ム、但シ香港ハ查證ヲ要セス)	公館所在地	英吉利國 (其ノ領土ヲ含ム、但シ香港ハ查證ヲ要セス)
東京市麴町區永樂町二ノ七 日本興業銀行内七階七百十九號 領事館 横濱市山下町百七十一番 總領事館 神戸市海岸通 大阪商船ビルディング内 總領事館 長崎市常盤町六番地 領事館 北海道函館市會所町六十八番地 副領事	公館所在地	東京市麴町區永樂町二ノ七 日本興業銀行内七階七百十九號 領事館 横濱市山下町百七十一番 總領事館 神戸市海岸通 大阪商船ビルディング内 總領事館 長崎市常盤町六番地 領事館 北海道函館市會所町六十八番地 副領事
(東京) 自午前九時半 至午後二時 自七月十二日頃 午前九時ヨリ午後一時迄 自午後〇時半 至同 四時 至九月十三日頃 土曜日正午十二時迄、日曜、祭日休 在横濱總領事館ニテハ特定ノ場合又ハ時間外料金納付ノ場合ハ特ニ執務スルコトアリ	(東京) 自午前九時半 至午後二時 自七月十二日頃 午前九時ヨリ午後一時迄 自午後〇時半 至同 四時 至九月十三日頃 土曜日正午十二時迄、日曜、祭日休 在横濱總領事館ニテハ特定ノ場合又ハ時間外料金納付ノ場合ハ特ニ執務スルコトアリ	(東京) 自午前九時半 至午後二時 自七月十二日頃 午前九時ヨリ午後一時迄 自午後〇時半 至同 四時 至九月十三日頃 土曜日正午十二時迄、日曜、祭日休 在横濱總領事館ニテハ特定ノ場合又ハ時間外料金納付ノ場合ハ特ニ執務スルコトアリ
(神戸) 自午前九時半 至午後二時 至同 三時半 夏期 自午前八時半 至午後〇時半 土曜正午迄	(神戸) 自午前九時半 至午後二時 至同 三時半 夏期 自午前八時半 至午後〇時半 土曜正午迄	(神戸) 自午前九時半 至午後二時 至同 三時半 夏期 自午前八時半 至午後〇時半 土曜正午迄

執務時間	日曜祭日休、時間外料金ハ日中ハ一時間又ハ一時間ヲ増ス毎二十圓、夜間ハ一時間又ハ一時間ヲ増ス毎二十圓 (長崎) 自午前九時半至正午 日曜、祭日休 休日又ハ時間外ニ執務スルトキハ開館料五圓ヲ徵ス (北海道) 自午前十時至正午 自午後二時至同四時 日曜、祭日休
査證ノ有効期間	一ケ年 (但シ期限ヲ定メタルモノハ此限ニアラス)
査證ノ料	公用査證 渡航者ノ種別ニ依リ有效ト無料トアリ。有料ノ場合ハ一般査證ト同一ナリ 一般査證 金貨十法(神戸ハ約五圓、東京横濱ハ四圓六十錢。長崎ハ七志六片、執務時間外ハ午後八時迄九志六片。午後八時以後ハ通常ノ二倍額) 通過査證 金貨一法(約五十錢東京ハ四十五錢) 但何レモ爲替相場ニヨリ時ニ變動アリ
本人出頭ノ要否	原則トシテハ本人ノ出頭ヲ要ス、社會上ノ地位アル者ニハ代理人ヲ認容スルモ、郵便ニテハ差支ヲ生ス。
寫眞添附	必要ナシ

埃及

埃及ハ從來、英國公館ニ於テ査證ヲナシタルモ、埃及領事館、神戸市山本通二丁目二八番地ニ一箇所新設サレ 當館ニテ査證スルコト、ナレリ

佛蘭西國 (佛領殖民地) (本國ハ査證不要)

公館所在地	横濱市山手町百八十五番地 領事館 神戸市山本通二丁目百十番地 長崎市松枝町四十二番地
執務時間	自午前九時至午後四時 土曜日 午前中、日曜祭日休 長崎ニテハ休日及時間外ニ執務スルコトアリ、其ノ開館料金トシテ特別料金ヲ徵ス
査證ノ有効期間	一ケ年
本人出頭ノ要否	本人ノ出頭ヲ必要トス
寫眞添附	(神戸) 寫眞二枚 (長崎、横濱) 不要

西班牙國 (査證不要但シモロッコハ必要)

公館所在地	神戸市中山手通一丁目 柴田ビル内	
執務時間	自午前十時 至正午	
査證ノ有効期間	滿一ケ年	
査證ノ料	總テ十ペセータ (四圓)	
本人出頭ノ要否	本人ノ出頭ヲ必要トス。	
寫眞添附	寫眞三枚	
葡萄牙國		
公館所在地	神戸市三宮町三丁目三十六番地 領事館 長崎市常盤町七番地	
執務時間	(長崎) 自午前九時 至正午 (神戸) 自午前十時 至正午	自午後二時 至同三時 自午後二時 至同四時 土曜日ハ午前中
査證ノ有効期間	滿一ケ年	
査證ノ料	公用査證 無料	

本人出頭ノ要否	本人ノ出頭ヲ必要トス	
寫眞添附	(長崎) 必要ナシ (神戸) 寫眞一枚	
波蘭國		
公館所在地	東京市麻布區材木町五十五番地 公使館内領事課	
執務時間	自午前九時 至午後一時 土曜日正午迄、日曜、祭日休。	
査證ノ有効期間	入國ハ三ヶ月、一ケ年ノ別アリ。 片道通過ハ四日間ニ通過ヲ要ス、往復通過ハ各四日間ニ通過ヲ要ス	
本人出頭ノ要否	公用査證ノ外ハ總テ本人ノ出頭ヲ必要トス	
寫眞添附	寫眞二枚、但通過査證ハ必要ナシ	
ソヴェエト聯邦 (露國)		
公館所在地	在東京總領事館 東京市麴町區裏霞ヶ關一番地 大使館ト同所 在神戸總領事館 神戸市北野町三丁目九五番地	

公館所在地	執務時間
在京城總領事館 在大連領事館 在函館領事館 在敦賀領事館 在小樽副領事館 在清津副領事館	<p>(東京) 自午前十時 但シ土曜日ハ正午迄日曜祭日休 至午後一時</p> <p>夏期ハ土曜日モ休(敦賀) 自午前九時 日曜 祭日休 至午後四時</p> <p>(北海道) 自午前九時 自午後二時 日曜、祭日休 至正 三時</p> <p>(神戶) 自午前十時 日曜、祭日休 至午後一時</p>
在京城總領事館 在大連領事館 在函館領事館 在敦賀領事館 在小樽副領事館 在清津副領事館	<p>(東京) 查證下付ノ時ヨリソグイェト聯絡ノ最初ノ國境ニ行ク迄 ノ有効期間ハ通常二週間。更ニ通過查證ノ有効期間ハ入 國ノ國境ヨリ出國ノ國境マテヲ通常無滞在テ通り抜ケル ニ要スル日數テアル</p> <p>入國查證有効期間ハ國境ニ入ツテヨリ通常一ヶ月 查證ハ一回限り有效テアル</p> <p>(敦賀) 東京ニ同シ</p>

査證ノ有効期間	査證料	本人出願ノ要否	寫眞添附
(神戶) 通過査證ノ交附ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ入國シ入 國後三週間以内ニ出國スヘシ、入國査證ノ入國期間モ通 過證ト同シ	(東京) 公用査證ハ無料 (神戶) 公用査證ハ無料	(東京) 本人ノ出願ヲ望ムモ、査證申請書カ完備ノモノナラハ代 理人又ハ郵便ニテ差出スモ可ナリ、但申請書及訊問ニ對 スル答申書ニハ本人ノ自署ヲ要ス。署名ハ日本字及羅馬 字ヲ用フ	(東京、神戶) 寫眞(名刺形ニテ脱帽撮影セルモノ)三通各寫眞ニ 自署ヲ要ス (敦賀) 東京ニ同シ
(北海道) 一ヶ年ノ定メナルモ、期間經過後渡航地官憲ニ出願 シテ期間ヲ延長スルヲ得	(東京) 公用査證ハ無料 (神戶) 公用査證ハ無料	(東京) 本人ノ出願ヲ望ムモ、査證申請書カ完備ノモノナラハ代 理人又ハ郵便ニテ差出スモ可ナリ、但申請書及訊問ニ對 スル答申書ニハ本人ノ自署ヲ要ス。署名ハ日本字及羅馬 字ヲ用フ	(東京、神戶) 寫眞(名刺形ニテ脱帽撮影セルモノ)三通各寫眞ニ 自署ヲ要ス (敦賀) 東京ニ同シ

希臘國

公館所在地	希臘國 橫濱市山下町三十五番地 名譽領事館 神戸市東町百十六番地 領事館
執務時間	(橫濱) 自午前九時 至正時 自午後二時 至同四時 土曜、日曜、祭日休 (神戸) 自午前十時 至正午 自午後二時 至同四時
査證ノ有効期間	(橫濱) 六ヶ月 (神戸) 滿一ケ年
査證料	公用査證無料
本人出頭ノ要否	(橫濱) 本人出頭シ難キ場合ハ代理ニテモ差支ナシ、併シ郵便ニテ請求スルヲ得ス (神戸) 本人ノ出頭ヲ要ス
寫眞添附	必要ナシ
暹羅國	
公館所在地	東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町七六二番地
執務時間	自午前十時 至午後一時

査證ノ有効期間	一ケ年 日曜祭日及同國ノ正月ニ當ル四月一日ヨリ三日迄
査證料	公用査證 無料
本人出頭ノ要否	本人出頭ヲ要ス、但シ己ムヲ得サル場合ハ代理人又ハ郵便ニテ請求スルモ可ナリ
寫眞添附	必要ナシ

(七) 外務省ヨリノ通牒ニ依ル海外渡航上ノ注意事項

(イ) 伊太利ニ於ケル外國人學生優遇ニ就テ

千九百二十四年九月十日

東京ニ於テ

外務大臣男爵 幣原喜重郎殿

以書翰致啓上候陳者本使ハ伊國文部省カ本年度勅令第五百六十三條ニ依リ伊國諸大學高等學院及美術學校等ニ於テ學業ヲ研鑽シ又ハ其ノ研究ヲ完成セムト欲スル外國人學生ニ對シ特定範圍内ニ於テ補助

在本邦伊國大使 デ、マルチノ

ヲ與フル權限ヲ附與セラレタル旨、閣下ニ通牒スルノ光榮ヲ有シ候、右勅令ハ又高等學院在學ノ外國人學生並其ノ程度如何ヲ問ハス各種學校ニ在學スル外國人學生ニ對シ一切ノ租稅又ハ附加稅ノ免除ヲ定メタルモノニ有之候

前記勅令制定ノ結果外國人學生ニシテ伊太利ノ美術學院及音樂院ニ入學セムカ爲メ殆ント學年末ニ至リ伊太利ニ來レル者極メテ多數ニ上リタルカ伊國文部省ハ特ニ此等學生ニ對シ學籍原簿ヘノ登錄ヲ許可致候

本使ハ外國人學生ニ對シ凡ユル便宜ヲ圖ル目的ヲ以テ伊太利諸學校ニ於テ藝術ヲ研究セムト欲スル日本學生ニ左記事項ヲ通牒セラル、様閣下ノ同僚タル文部大臣ニ移牒方本國外務省ヨリノ訓令ニ從ヒ閣下ニ懇請スルノ光榮ヲ有シ候

- 一、講義ハ學年制トシ六ヶ月又ハ三ヶ月ヲ區劃トセス
- 二、學年ハ十月十五日ニ始マリ七月十五日ニ終ル
- 三、學籍登錄申込ハ九月及十月中タルヘシ
- 四、正當ノ理由アル場合ニ限り前記申込ハ十一月三十日迄延期スルコトヲ得

右申進旁本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬 具

(右原文)

R. AMBASCIATA D'ITALIA

TOKYO.

N. 688.

Tokio, ce 10 Septembre 1924.

Monsieur le Ministre.

J'ai l'honneur de porter à la connaissance de Votre Excellence que le Ministère Royal de l'Instruction Publique a été autorisé par le Décret Royal N. 563. de cette année à accorder, dans certaines limites, des pensions aux étudiants étrangers qui désirent suivre des cours auaccomplir leurs études près des Universités, des Instituts Supérieurs et des Ecoles de Beaux Arts Italiens. Le même Décret établit que les étudiants étrangers qui s'inscrivent dans les Ecoles, quelque soit le degré, on dans les Instituts Supérieurs sont exemptés de payer toute taxe ou surtaxe.

A la suite de ce qui est arrêté par le Décret Royal susmentionné, un grand nombre d'étudiants étrangers s'est rendu en Italie presque à la fin de l'année scolaire pour s'inscrire aux cours des Instituts de Beaux Arts et de Musique Italiens. Toutefois le Ministère Royal de l'Instruction Publique a exceptionnellement consenti à l'inscription des étudiants qui s'étaient rendus en Italie.

Dans

Son Excellence

Le Baron Kijuro SHIDEHARA

Ministre des Affaires Etrangères

etc etc etc

Tokio

Dans le but d'accorder toute facilitation aux étudiants étrangers, sur les instruction que je viens de recevoir du Ministère Royal des Affaires Etrangères j'ai l'honneur d'avoir recours a l'aimable entremise de Votre Excellence auprès de Son Honorable Collègue de l'Instruction afin que soit porté à la connaissance des étudiants qui désirent suivre les cours artistique dans les écoles italiennes ce qui suit;

- 1-les cours sont annuels et pas de la durée de 6 ou de 3 mois;
- 2-que l'année scolaire commence le 15 Octobre et finit le 15 Juillet;
- 3-que les inscriptions doivent être faites dans les mois de Septembre et d'Octobre;
- 4-seulement pour des motifs justifiés les inscriptions peuvent être prorogées jusqu'au 30 Novembre.

Veillez agréer Monsieur le Ministre, les assurances de ma très haute considération.

L'Ambassadeur d'Italie.

Signé; Giacomo de Martino.

(ロ) 入獨旅行者ニ對スル注意

大正十五年一月二十日

(本第一一號)

在獨臨時代理大使 伊藤 述 史

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

獨逸ニ於テハ官廳方面ハ固ヨリ他ノ公共物ノ視察ニ關シ一々必ス外務省ヲ經由シテ之カ許可ヲ取付クル制度ニシテ而モ視察申込ヨリ許可セラル、迄ニハ伯林及其ノ附近ニ關スル視察ニテ約二週間其他ノモノニ付テハ約三週間ヲ要シ旅行者ノ爲不便少カラサルモ他面邦人視察者ノ數甚多ク公私ノ各方面ニ多大ノ面倒ヲ掛ケ居ル關係モアルニ付表面上ヨリ簡易許可方ヲ申入ル、コトヲ控ヘ機會アル毎ニ各方面ニ其不便ヲ傳ヘ之カ改良ヲ促シ居ル次第ナリ然ルニ短期滞在在者ニシテ視察ヲ願出ツルモノ、最近著シク増加シタルモ右事情ノ爲之ニ應シ兼ヌルコト多ク又既ニ許可ヲ受ケナカラ滞在日數ニ限リアリトテ、視察セス立去ル向モアリテ關係方面ヨリ陰ニ陽ニ苦情ヲ聞クコトモ少カラス、カ、ル事態發生スルトキハ、其後ノ許可ノ取付ニ不都合ナルノミナラス後ノ視察者カ極マリ惡キ思ヲナス等ノコト生シ甚タ面白カラサル次第ナリ

右様ノ事情故今後ノ入獨旅行者ニ對シ其不便ヲ避クル爲特ニ短期滞在在者ニシテ視察希望ノ向ハ當地到着ノ少クトモ四週間前ニ視察ノ目的物等希望ノ點ヲ書面ニテ當館迄通知スルコトヲ注意致シ度キニ付可然旅券發給官廳ニ御傳相成度右申進ス

(ハ) 倫敦大學入學

(1) 倫敦大學入學志願者ニ對スル注意

(公第二六號)

大正十五年一月十五日

在英 特命全權大使男爵 松井 慶四郎

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

倫敦大學入學志願者豫メ通知方ノ件

London School of Economics and Political Science. University of London ヨリ最近五ヶ年間ニ入學者次第ニ増加シタルニ顧ミ之ニ制限ヲ加ヘ多數ノ志願者中ヨリ優良學生ヲ選擇スルノ止ムナキニ至リタル趣ニテ日本ノ學生ニ關シテハ將來其收容人員數ヲ「セツション」最高六名ト限ルノ己ムナキニ至ルヲ保シ難ク右人員ノ選擇ニ關シ當大使館ノ援助ヲ得度旨申越ノ次第アリタルニ付當館側ニ於テハ私的資格ヲ以テ喜ンテ大學則ニ助力ヲ與フヘキモ日本學生ノ收容人員數ニ付テハ最近日本政府及民間ヨリノ研究者多キヲ加フル趨勢ナルニ鑑ミ、右人員數ハ場合ニ依リ増加ヲ得度旨岡本書記官ヲシテ申入レシメ置キタル處更ニ先方ヨリ同官ノ來訪ヲ需メ學校當局トシテハ學生カイ入學聽講ニ付必要ナル素養ヲ有シ(ロ)素行宜シク且(ハ)必要ナル學資ノ支給ニ付保證アルコトノ三條件ヲ具備スルコトヲ希望スル

ノミナラス、少クトモ二三年間在學シ「デグリー」ヲ得ムトシテ勉強スルモノヲ欲スル次第ナルカ日本學生ノ大部分ハ極メテ短期間在學聽講スルノミニテ二三年ヲ通シ研究スルモノ甚タ尠ク又講義ヲ了解シ得ル英語又ハ經濟學上ノ素養ヲ缺クヤニ認メラル、カ、ル短期ノ學生ハ學校當局者ノ好マサル處ニシテ引續キ通學シ得ル様ノ學生ヲ希望スル旨ヲ告ケタルニ付岡本ハ日本學生ノ多數ハ皆相當學校ノ卒業生ナルニ付英語ノ力ハ兎ニ角經濟學上ノ智識ハ十分アル筈ナリ在學期間ニ關スル點ハ至極尤ノ意見ナルカ從來日本政府又ハ大學ヨリ研究ノ爲外國ニ派遣セラル、モノハ其ノ道ニ既ニ通シ居ル人々ニシテ日本ニ於ケルヨリモ秀テタル外國ニ於ケル研究ノ狀況ヲ視察研究セムトスルニ過キサルノミナラス此等ノ人々ノ滯歐期間ハ最長二年ヲ出テス其間各國ニ亘リ視察研究ヲ了セサルヘカラスト述ヘタルニ先方定所ニ定住シテ長ク研鑽スルノ餘容ヲ有セス、是等ノ事情ハ諒察ヲ得サルヘカラスト述ヘタルニ先方ハ斯カル特殊ノ研究者ニハ出來得ル限り便宜ヲ供與スヘキカ同校當局トシテハ各學期ノ計劃ヲ立ツル上ニ於テ此等特殊日本學生ノ同校入學ノ希望ヲ每學期ノ開始前承知スルノ必要アリ旁々少クトモ之等特殊ノ學生ニ關シテハ入學六ヶ月前ニ人名ノ通知ヲ得ルニ非サレハ、入學ヲ許可シ能ハサルニ至ルコトアルヘキ旨述ヘタル趣ナリ、右ハ學校當局トシテ無理カラヌ希望ト本使ニ於テモ認ムルニ付右ノ次第文部省帝國大學其他關係ノ向ニ御移牒ノ上文部省在外研究員及其他研究者ニシテ同校ノ入學志願者ハ出來得ル限り前廣ニ其ノ旨當館ニ通知セシムル様御取計相成様致度シ

(2) 倫敦大學入學志望者ニ對スル注意
(公第八七號)

大正十五年二月十日

在英 特命全權大使男爵 松井 慶四郎

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

倫敦大學入學志願者豫メ通知方ノ件

本件ニ關シテハ客月十五日附公第二六號ヲ以テ申進シ置タル處今般同信記載ノ岡本書記官ト London School of Economics 幹事トノ會談要旨ノ「コンファーマーシヨ」トシテ別紙寫ノ通申越シタルニ付右然ルヘキ筋へ通報方可然御取計相成度シ

THE LONDON SCHOOL OF ECONOMICS
AND POLITICAL SCIENCE.
(University of London)

Houghton Street

Aldmych,

London W. C. 2.

1st February 1926.

Dear Sir.

In pursuance of our conference on the arrangements to be made for selecting Japanese students for acceptance by the London School of Economics, I now write to put formally the points then discussed.

It is understood that broadly speaking three types of Japanese students would be seeking admission;

- (i) Professors and other teachers from Japanese Universities sent over for the purpose of studying doth the subjects dealt with at the School and the method of dealing with them
- (ii) Undergraduate and graduate students desiring to take first or higher degrees.
- (iii) Young men whose parents wish that they should spend a year or even some shorter period in London, giving part of their time to study.

In dealing with students from each of the three categories the school authorities would desire to have the assistance and co-operation of the Japanese Embassy.

The School session opens annually in the first week of October, and students preparing for first degrees can only be admitted at that time: it is very greatly to the advantage of all other students whether taking higher degrees, or merely attending courses of lectures, to begin their work at the normal opening of the session. It is accordingly essential that Japanese students should make their application for admission in the spring of the year and before they leave Japan, so that the matter can be settled in ample time to allow of their reaching England by the end of September. In deciding which students to accept, whether Japanese or of other nationalities, the School authorities desire

in every case to select those best qualified to benefit by the teaching. For this purpose they require in the first place from all foreign students a good knowledge of the English language, both spoken and written. The subjects both for the B. Sc. degree in Economics and for the Bachelor of Commerce degree are in themselves of so special a nature that it is impossible for the foreign student who does not come already equipped with a knowledge of English to cope with them. Indeed it is frequently found that foreign students even with a good knowledge of English who have already obtained a first degree, including economic subjects, in their own country, are but barely prepared to enter on study for a first degree at the School.

The course of study for a first degree extends over three complete sessions, while that for the higher degree of Ph. D. extends over two Japanese students holding scholarships for the school should therefore come prepared for two or three year's residence in London. It is strongly urged that except in the case of distinguished Japanese professors, Scholarships should be confined to students able to do so. It is very doubtful whether it is worth the while of the ordinary Japanese student to come for a single session, the School authorities would certainly deprecate the practice and in making their selection would tend to choose the serious student who could be admitted either to a first or higher degree.

The School would much appreciate the co-operation of your Embassy in informing the authorities at the Japanese universities of their views in these matters.

In addition, they would be glad if the Embassy could under take to supply information as to the personal character, the intellectual qualifications and the financial position of students applying for

admission. All students are required to supply the names of at least two persons to whom the School can apply for information on these points, and it is found that foreign students frequently experience some difficulty in supplying suitable references. It would be greatly to the advantage of the Japanese students if reference could be made to Your Embassy.

In conclusion I have to say that it is the policy of the school not to exclude any student of whatever nationality who is fitted to benefit by the specialised teaching given. But since the numbers seeking to gain admission threaten to outgrow the capacity of the School to absorb them selection has become imperative. In seeking your help the school authorities have particularly in mind making the selection which would be best in the interest of your countrymen themselves.

Yours sincerely,

(Sgd) J. MAIR.

Secretary.

The First Secretary,

Japanese Embassy.

57, Portman Squars, W. 1.

大正十五年六月

在外研究員 某

(3) 倫敦大學入學手續

茲ニ倫敦大學若シテ "The London School of Economics and Political Science" ヲ指稱ス。

一、右ハ從來日本ニ於テ傳ヘラレタル所ニ幾分ノ不徹底ト不安トアリシカ如シ依テ確カナル手續ヲ茲ニ報告ス、同大學ニ關スル當地學生ノ批評ハ區々タリ、比較的長期間入學セル者ハ其ノ必要ヲ力説シ短期間入學シタル者ハ其ノ必要ナシト稱シ居レリ、兎ニ角文部省在外研究員タル者ハ本科生トシテ入學スヘキ筋合ノ者ニ非ト信ス、研究生モ不可、聽講生モ不可、特別生トシテ極メテ自由ナル立場ニ立ツヘキモノト信ス、目下同大學生ハ本科生、研究生、聽講生ノ三部ニ分レ居レリ

二、同大學入學手續ハ新學年ノ開始期(本年十月)ヨリハ多少改メラレタリ即如左

(A) 文部省在外研究員ノ如ク現ニ特別ノ官職ヲ有スル者ノ入學ハ Occasional Students トシテ無考査隨時入學ヲ許可スルコト從來ト同様ナルモ特ニ在倫敦日本大使館ノ證明書ノ添付ヲ要ス、此ノ證明書ハ至極簡單ナルモノニシテ目下同大學在學ノ日本人學生會ヨリ大使館ト大學當局トノ間ニ交渉シ其ノ雛形ヲ一定シ單ニ二、三項ノ記入ヲナセハ足ルモノトセリ

(B) 日本ノ學校ヲ卒業シタルハカリノ者ニシテ即現ニ何等ノ教職ナキモノカ入學セントスルトキハ、大使館ノ證明書ヲ要スルコト前項ノ如ク外ニ六ヶ月以前ニ入學申込ヲナスコトヲ要シ更ニ人員ニ制限ヲ加フル由、此ノ制限法ハ若干學科目ニ就イテ考試ヲナスモノナリト云フ

六ヶ月以前ノ申込云々ノ條項ヲ撤廢スルタメニ目下日本人學生會ハ大學當局ニ交渉ヲ重ネツ、ア

三、目下同大學在學ノ日本學生ハ晝夜學ヲ通シ本科、研究科、聽講科ヲ合セテ約三十名許リナリ、此

ノ中本科生ハ四、五名ノミ此ノ本科生ヲ學年毎ニ分科ヲ通シテ六名ニ制限セントスルモノナリ

(ニ) ミュンヘン大學入學志望者ニ對スル注意

「ミュンヘン」大學又ハ「テクニカル、ハイスクール」入學希望者ハ高等學校又ハ其ノ他ノ專門學校卒業證書(翻譯附原文)ノ提示ヲ要ス、但シ、卒業證書ノ翻譯ハ便宜ミュンヘンニ於ケル日本名譽總領事館ニテモ取計フヘキ趣ナリ。

(ホ) 「リシアニア」國通過查證ニ關スル件

通三普通合第二二五三號

大正十五年八月九日

外務省 通商局

文部省 御中

本件ニ關シ在里賀上田公使館一等書記官ヨリ別紙要領ノ通り申越タルニ付爲御參考送附ス

(別紙)

「リシアニア」國通過查證ノ件 (大正十五年六月九日付在里賀上田公使館一等書記官報告)

從來西伯利經由ニ由リ獨逸方面ヘ向フ邦人旅客ハ豫メ在外「リシアニア」國官憲ノ同國通過查證ヲ要

シタルカ今回邦人便宜ノ爲右査證ハ列車通過ノ際國境內ニ於テ鐵道警察官憲之ヲ與フルコト、ナリタル旨^ル在里賀「リヌアニア」公使館ヨリ通知越シタリ

追而西歐ヨリ露國方面ヘ向フ邦人ノ通過査證ニ關シ同公使館ヘ照會シタル處其ノ取扱ハ全然右ト同様ナル趣ナリ

(ヘ) 伯林「シャルロツテンブルグ」工科大学留學生取扱事務所ニ關スル件

歐二普通第四九九號

昭和四年五月十六日

外務次官 吉田 茂

文部次官 栗屋 謙殿

伯林「シャルロツテンブルグ」工科大学留學生取扱事務所ニ關スル件

本件ニ關シ今般在獨長岡大使ヨリ別紙寫ノ通申報有之タルニ付可然御取計相成度

(本第一三八號)

昭和四年四月二十三日

在獨 特命全權大使 長岡 春

外務大臣男爵 田中 義一殿

Akademische Auslandsstelle Charlottenburg ニ關スル件

伯林「シャルロツテンブルグ」工科大学 Technische Hochschule Charlottenburg ノ新學期開始ト共ニ同大學援助ノ下ニ同大學ニ於テ研學スル外國人ニ對シ勉學ヲ容易ナラシメ且其ノ滞在ヲ愉快ナラシムル等外國人研究生ニ便益ヲ供スル目的ヲ以テ Akademische Auslandsstelle Charlottenburg. ヲ設立(事務所々在地 Charlottenburg 2. Kurfürstenallee 15) シタルニ付右ノ趣關係方面ニ通知相成度旨同所ヨリ別添寫ノ通り申出テ次第アリタルニ付委細ハ右先方來信ニテ御了承ノ上關係省ヘ御通達相成度シ

アカデミツシエ アウスランズステレ シヤルロツテンブルグ

一九二九年三月二十日

本年ノ初メ政府援助ノ下ニ「シャルロツテンブルグ」工科大学ニ「アカデミツシエ、アウスランズステレ、シヤルロツテンブルグ」ヲ設立致シマシタソノ目的ハ工科大学ニ於ケル外國人研究生ヲシテソノ研究ヲ凡ユル方面ニ亘ツテ容易ナラシメ且ツ彼等ノ外國滞留ヲ出來ル丈愉快ナラシメルニアリマス。就中伯林ニ滞在スルコトモ日モ淺イ外國人留學生ヲ援助シテソノ入學困難ヲ除去スル點ニ我々ノ仕事カ存シマス。不當ニ困難ナ場合ニ我々ハ援助シタイト思フノテアリマス。何卒貴國ノ研究者ニ此ノ我々ノ仕事ヲ通知シテ戴キタイ尙貴國ノ報道機關大學、諸學校ニ我々ノ此ノ

新シキ仕事ヲ知ラセテ戴キタイ。

尙御注意迄ニ此ノ我々ノ仕事ハ單ニ「シャルロットテンブルグ」工科大学ノ研究生ニノミ及ブモノデア
ルコトヲ申添ヘテ置キマス。

(ト) 外國旅券面(公用)經由國、經由地名追加ニ關スル件
通三普通合第五九六號

昭和四年三月十八日

外務次官 吉田 茂

文部次官 栗屋 謙殿

旅券面ニ對スル經由國、地名追加ニ關スル件

旅券發給後經由國、地名追加方申出ラル、向鈔カラサル處旅券作製ニ當テハ券面ニ餘白無キ様記製シ
居ルヲ以テ發給後多數ノ追加國地名ノ記入方ヲ申出テラル、ニ於テハ一方之カ挿入ハ困難ニシテ再製
スル外途ナキ場合多クスクテハ番號順ニ依リ發給スル旅券ヲ徒費スルコト、ナリ尙且事務上ニモ支障
ヲ來ス可キニ付爾後右様ノ場合無之様旅行者ノ目的國名並經由國、地名等充分確メラレタル上請求書
ヲ提出セラル、様致サレ度而シテ若シ其後ニ於テ國名地名等追記ノ必要ヲ生シタル場合ハ旅券規則第
一條ニヨリ旅行先帝國公館へ請求スル途モ有之ニ付右御了知ノ上可然御取計相成度シ

(八) 伊太利羅馬大學手續

文部省在外研究員

○先ツ左記書類ノ調製ヲ要ス

(一) 入學願

用紙、三リレノカルタダ・ダ・ボルロ Carta da Bollo

自己ノ姓名、羅馬ニ於ケル住所ヲ記シ大學總長宛トス

書式ハ隨意、別ニ定メナシ

(三) 授業料半減願

外國人學生ニ對シテハ授業料半減ノ特典アルヲ以テ右(一)ト同一用紙ニ自己ノ姓名、羅馬ニ於ケル住
所ヲ記シ大學總長宛ニ此ノ願ヲ提出ス(書式ハ隨意、別ニ定メナシ)

(三) 小戸籍抄本 Certificato di Nascita

(五) 1. 原文(邦語原本)

2. 伊太利語翻譯文

3. 在羅馬、帝國大使館ニ依ル右翻譯證明

(四) 國籍證明 Certificato di Cittadinanza

在羅馬、帝國大使館ニ就キ右證明書ノ下附ヲ求ム

(五) 修業證明書

小官ノ場合ナレハ

1・東京帝國大學卒業證明書又ハ卒業證書

2 右ノ伊太利語翻譯

3・在羅馬、帝國大使館ニ依ル右翻譯證明

○次ニ、右諸書類中(三)ノ3、(四)及ヒ(五)ノ3ハ之ヲ伊太利外務省 Ministero degli Affari Esteri(昭和六年

現在所在地 30, Via Boncompagni, Roma)ニ提示シ、「レガリザチオーネ」Legalizzazioneヲ受クヘシ

之ハ外務省ニ於テ、在伊外交官名簿ニ照ラシ以上ノ書類ニ施シアル大使館員ノ署名ノ真正ナルヲ證

スルモノナリ。

○更ニ上記書類中(三)ノ1、(四)、及ヒ(五)ノ1ハ之ヲ「ウフィチオ・デル・ボルロ」Ufficio del Bollo(昭和

六年現在所在地 Via Monte della Farina)ニ提示シ、三リレノ收入印紙ヲ貼付シ同所ノ消印ヲ求ムヘ

シ。

○之ニテ手續完了シ、大學事務所ニ出頭、以上各書類ヲ提出ス。

附、伊太利ニ於ル他ノ大學ヘノ入學手續モ大體ニ於テ右ニ同シ。

(九) 伊太利留學生ニ對スル鐵道賃割引ニ關スル件

拜啓時下益々御清榮奉賀候陳者今般當本國交通省ニ於テ貴國人にして當國大學留學生に對しては國內鐵道五割引を斷行致し候間、右申込の向は當大使館又は領事館を通じて左記へ御申込ある様然るべく御通牒相願度候 敬具

Segreteria dei gruppi universitari Fascisti

Corso Vittorio Emanuele I 16, Roma.

昭和八年二月二日

伊太利國大使館

文部省専門學務局御中

(十) 伊太利「ネーブルス」臨海實驗所ニ就テ

大正三年本省ハ伊國ネーブルス臨海實驗所研究座席一個ヲ契約シタルカ歐洲大戰始マルニ及ヒ大正四年以來右契約ヲ中止セリ、然ル所同所長 Dr. Reinhard Dohn. ヨリ設備復舊ニヨリ、再契約勸誘ヲ受ケ

大正十四年十二月十四日再ヒ研究座席一個ヲ契約セリ。同所ハ生物學（動物學、植物學、生理學、藥物學、解剖學等）ノ研究資料整備セルコト著名ニシテ、本省在外研究員ニシテ希望アル者ハ同所ニ於テ研究ノ便宜アリ。

(十一) 日獨文化連絡機關 (日本研究所) 昭和二年二月十六日記ス

獨逸及日本ニ於ケル精神界及公共制度ノ交互ノ智識ヲ助長スル目的ノモトニ大正十四年四月柏林ニ日本研究所 (Japan-Institut) ナル財團法人設立セラレタリ、此ニ對應シ我國ニ於テモ有志ニ依リ財團法人日獨文化協會設立セラレタリ、何レモ日獨親善ノ一方法トシテノ日獨文化連絡機關ニシテ此ヲ利用スルトキハ、日本人ニシテ獨逸文化ヲ研究セントスルモノ、獨逸人ニシテ日本文化ニ親シマントスルモノニトリ、有益且適宜ノ機關ト思惟セラル、依ツテ獨逸國ニ於ケル日本研究所及日本ニ於ケル日獨文化協會ニ關シ左ニ抄録説明ス

一、日本研究所定款抄録

第一條 本會ハ研究所ノ維持ニヨリ獨逸及日本ニ於ケル精神界並公共制度ノ交互ノ智識ヲ助長スル目的ヲ有ス

第二條 研究所ノ目的ハ第一次ニ次ノ方法ニ依リ達成セラルヘキモノトス

- (イ) 日本ニ關スル一切ノ専門科學ノ獎勵ニ依リ
- (ロ) 研究所ノ出版ニ依リ
- (ハ) 適切ナル參考書ノ質疑者ニ對スル應答ニ依リ
- (ニ) 該參考書ノ翻譯ニ依リ
- (ホ) 個人的回報ニ依リ

總テ政治上及實業上ノ行動ハ本研究所ノ目的外トス

第三條 本會ハ獨逸及日本ニ於ケル精神界並公共制度ノ交互ノ知識ヲ助長スル研究所 (日本研究所、Japan-Institut) ナル名稱ヲ冠ス、本會ハ社團名簿ニ登記セラレタルモノトシ且此ノ場合ハ登記セラレタル社團ナル旨ヲ附記スヘシ

本會ハ其所在地ヲ柏林中央第二區王宮内ニ置クモノトス (現所在地 Das Japan-Institut Berlin C, 2, im Schloss, Deutsche Reich)

事業年度ハ四月一日ヨリ三月三十一日マテトス。

日本研究所ニアリテハ、日獨各一名ノライターアリ専ラ同所活動ノ衝ニ當ル、第一次日本人ライターハ九州帝大教授文博鹿子木員信ニシテ現在東京帝大文博宇野哲人ナリ、尙今春ヨリ再ビ鹿子木氏就任ト決定セリ、日本人ライターノ任務ハ日本ノ文化ヲ獨逸ニ紹介シ日本ヨリ渡航セシモノノ研究調査ノ

指導ニ當ルモノナリ、鹿子木氏ハ本事業ニ盡カスルト共ニ伯林大學ニ於テ日本學者カ東亞文化ニ關スル講義ヲナス基礎ヲ作リタリ、スヘテ獨逸ニ關スル相談ハ日獨ライターニ照會セハ便利ナラン。因ニ獨逸人ライターハ Herr Dr. F. M. Tautz ナリ。

尙佛國巴里大學町日本會館設立モ企劃セラレツ、アリ

一、日獨文化協會

(イ) 日獨文化協會寄附行爲抄錄

第一條 本會ハ財團法人日獨文化協會ト稱ス

第二條 本會ノ事務所ハ之ヲ東京市麴町區平河町五丁目五十八番地ニ置キ必要ニ應シテ支部ヲ置クコトヲ得

第三條 本會ハ日獨文化ノ協同及ヒ相互普及ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲主トシテ左ノ事業ヲ行フ

- 一、日獨文化研究者ニ對スル諸般ノ仲介
- 二、獨逸ニ於ケル諸施設ノ調査ニ對スル仲介
- 三、日獨兩國ニ於ケル特殊科學ノ研究及ヒ紹介
- 四、日獨文化ニ關スル研究資料ノ蒐集展覽及出版

五、獨逸文化ノ研究ニ關スル會合及ヒ講演

六、其他理事會ニ於テ適當ト認ムル事業

備考

文部省在外研究員ニシテ獨國文化、制度施設等研究調査セントスルモノハ同協會ニ照會セハ便宜ヲ得ラルヘシ

(三) 伯林「フンボルトハウス」趣意書送附ノ件

獨逸大使館ハ帝國大使館ニ對シ最近伯林ニ於テ開館セラレタル「フンボルト・ハウス」ノ趣意書一部ヲ贈呈スルノ光榮ヲ有ス

「フンボルト・ハウス」ハ獨逸國カ外國學生及學者ニ對シナセル厚誼ノ顯著ナル表示ナルヘシ同館ハ獨逸及外國ノ學者學生間ノ個人的關係ヲ助生シ來館者ニ安價ナル晝食、夕食ヲ供シ新聞及圖書ノ備付アル讀書室、講演、討論會室竝ニ卓球其ノ他ノ運動設備セル娛樂社交室等ヲ開放ス 獨逸大使館ハ右「フンボルト・ハウス」カ何時ニテモ來館ヲ歡迎スヘキコト獨逸國ニ渡來スヘキ日本ノ學者學生ニ指示セララルニ於テハ感謝ニ堪エス

(十三) 在萊府日獨學生合宿所 昭和八年二月某在外研究員報告

ライプツヒは幾多の先輩のかつて留學された所であり、従つて日本人最良の人が多くありますが、近年特に日本研究が盛になり、日本人に好意をもつ人が多くなつて來ました。その一つの現はれとして日獨學生の研究の便宜並びに親睦の機關として日獨學生合宿所 (Deutsch-Japanisches Studentenheim der Universität zu Leipzig) なるものが昭和八年一月から開會されました。その所在地は Leipzig C. 1. Flossplaty 31 III でありまして、市の中央で而も閑靜であり、大學へ徒歩で十分でゆける所です尙宿泊料は安價で名は學生合宿所でも日本の留學生を顧慮しての設備や待遇ですからゆきとゞいてゐて氣持よく生活ができます。八人を收容することができですが、目下日本人三人獨逸人一人が在舍してゐます。兎に角在外研究員に限らず、始めて當市へ來られた方は不取敢御來訪下されば御宿泊、御案内等何がにつけて御便宜かと存じますので御紹介申してをさます。

(昭和八年紀元節にみとむ)

(十四) 日佛文化連絡機關(日佛會館)

(イ) 日佛會館寄附行爲抄録

- 第一條 本館ハ日佛會館 (La Maison France-Japonaise) ト稱ス。
- 第二條 本館ハ之ヲ東京市麴町區永田町二丁目二十八番地ニ置ク
- 第三條 本館ハ日佛文化ノ協同及ヒ其發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス。
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲主トシテ左ノ事業ヲ行フ
- 一、日佛文化ノ協同研究
 - 二、日佛文化ニ關スル諸般ノ仲介
 - 三、日佛文化ニ關スル研究資料ノ蒐集、展覽
 - 四、日佛文化ノ研究ニ關スル會合、講演、出版
 - 五、日佛文化ノ相互普及ノ劃策及獎勵
 - 六、佛國人士ノ宿舍提供
 - 七、其他理事會ニ於テ適當ト認ムル事業
- (ロ) 本省在外研究員ニシテ佛蘭西文化、制度、施設等研究調査セントスルモノハ右會館ニ照會セハ便宜ヲ得ラルヘシ

(十五) 巴里大學都市日本學生會館

一、所在地 Cité Universitaire Boulevard Jourdan Paris

二、巴里大學都市ノ現況

巴里大學附屬財團法人巴里大學都市ハ一九二一年佛國政府ヨリ巴里市内ニ面積二十八ヘクタールノ土地ヲ無償讓渡ヲ受ケ佛國人特志家ノ寄附ニヨリ一九二五年七月佛國學生會館及ヒ大學都市ニ附屬スル各機關建設以來都市構内ニハ左記各國ノ學生館ノ設立ヲ見タリ。

- フランス學生館 (男女共三百五十室)
- カナダ學生館 (八十五室)
- ベルギー學生館 (二百二十室)
- アルゼンチン學生館 (七十室)
- 日本學生館 (六十室)
- 佛國高等農學校學生館 (八十室)
- 英國學生館 (男百五十室、女百五十室)
- 北米合衆國學生館 (男女用合計二百五十室)
- スペイン學生館 (百一十五室)
- オランダ學生館 (百一十室)

三、スエーデン學生館

(五十室)

チエツコ・スロバキア學生館

(百一十室)

コロンビヤ・ヴェネツエラ學生館

(百一十室)

右ニテ大學都市ニハ近キ將來ニ於テ世界十三ヶ國ヨリ來ル學生一千三百七十五人ヲ收容シ得ル事トナレリ。

三、巴里大學都市ノ目的

在巴里佛國人學生ハ勿論各國ヨリ同地ニ留學スル學生ニ衛生上完備セル住居ト新鮮ナル食事ヲ提供シ且ツ同都市内ニ於テ各國學生共同ノ生活ヲ營マシメ以テ相互ノ知識ヲ交換シ交誼融和ヲ計ルニアリ

四、巴里大學都市ノ機關

都市ノ行政ハ都市總裁ニ屬スル中央機關之ヲ管掌ス。都市内ニ於テハ中央食堂、集會所、圖書館運動場等總テ共通ニシテ各國學生館ニ於テハ朝食以外ニ食事ヲ提供セス。中央食堂ニ於テ都市内各國學生ト共同ノ食事ヲトリ運動集會共總テ共同ナル事勿論ナリ。

五、日本學生館ノ組織

日本學生館ハ薩摩治兵衛氏ノ特志ニヨル寄附資金ヲ以テ建設セラレタルモノニシテ都市内ニ薩摩

財團ヲ設ケ之ニ屬スル理事會總裁ハ在佛帝國大使トシテ總テ同財團ニ於テ同學生館ヲ管理ス。同學生館學生室ハ總計六十ニシテ寢臺、器具等總テ完備セリ。右ノウチ二十室ハ佛國人學生ニ充テ四十室ハ日本人學生ニ提供ス。宿泊料ハ朝食ツキニテ一ヶ月四百法ニシテ晝食及夕食ハ都市内共同食堂ニテ一食四法五〇乃至五法ニテ辨ス。故ニ一ヶ月宿泊料及食費ヲ合算シ七百法即チ邦貨約五十八圓ニテ足ル。

本館々生ハ總テ館長指導後見ヲ受ケ都市内一般規則ヲ遵守スヘキモノナリ。

本館々生ノ資格ハ原則トシテ巴里市内ニ於ケル専門學校以上ノ在學生ナレトモ又語學專修學生、中等學校在學生其他在外研究員等ノ宿泊ヲ妨ケス。

六、入館手續

巴里大學都市日本學生會館ニ入館希望者(資格該當者)ハ適當ノ推薦者ヨリ文部省専門學務局内巴里日本學生館在京委員會代表宛推薦狀(本人履歷書、旅行日程、滯佛期間、渡航目的等必要事項添付)ヲ送附スヘシ。

右書類ヲ以テ右代表者ヨリ入館許可ノ申請ヲナス其ノ許可不許可ノ解答ヲ右代表ヨリ推薦者宛通知ス。

七、入館及退館届

本省在外研究員ニシテ巴里日本學生會館ニ入館及退館スルトキハ文部省在外研究員ニ關スル施行細則第三號、及第四號書式ニ準シ本省宛届出ツヘシ姓名ニハローマ字綴ヲ併記スヘシ

(六) 佛蘭西滯在に必要な身分證明書(Carte d'identité)を請求する方法に就いて

文部省在外研究員 某

當國では二週間以上國內に滯在する外國人からは一樣に一人當り百法の人頭税を課して居り出國の際は又若干の出國税を徴して居ります。但しある條件を具有する人に對しては二十法に減額されるので我國の在外研究員全部はこの特典を有する次第であります。この税は財源の一つになつて居るためかこの八割減額を得るのは手續が面倒でありますから、この手續を左に記します。必要な書類は次の通りです。

- 一、旅券
- 二、政府より派遣されたる學者たる事の證明書
- 三、所屬警察の居住證明書 Certificat de Domicile
- 四、無帽の寫眞五葉

五、身分證明書下附願

右の内第二を除いての外は一般の滞在者にも亦必要なものですから順次説明します。先づ旅券は研究費は公用ですから問題はありませぬ。第二のものは第一に大使館から證明書を貰ひ之を文部省の専門學務局 *Le Ministre de l'Instruction publique et des Beaux-Arts. Direction de l'Enseignement Supérieur* に持参して裏書を求めるのです。この際別の證明書を引かへにくれる事があります。この手續はすぐには出来ませんから證明書は郵便で送つて貰ふやうに依頼してかへる方がよいと思ひます。因みに文部省は 110, Rue de Grenelle, Paris 7e に在ります。

警察の居住證明書は所屬の警察に出頭して頼めばすぐに作つてくれます。これには更にホテルなり、アパートマンなり、パンシオンなりの家主の署名を貰はなくてはなりません。

寫眞はフォトマートのやうなもので手軽に間に合ひます。但し必ず無帽の事婦人も同様。

最後の下附願は印刷された書式がありますからこれを大使館なり警視廳 *Préfecture de Police* なりで貰つて適當にこれに記入すればよろしい。

以上の五つの書類を持つて自身警視廳に出頭します。混雜を避けるためなるべく午前中がいゝと思ひます。警視廳はノートルダム寺院の傍 *La Cité* にあります。以上の條件さへ揃えば直ちに假許可證をくれますから、これを後で本許可證に引かへればよろしい。研究員の家族もやはり二十法に減額され

る筈ですが旅券が私用だと一寸面倒です公用なら問題はありませぬ。

以上の手續は入國後八日間に終了する必要があります。遅れば罰金です減額されぬ人でも相當面倒ですが減額された人は餘程早くしないと間に合ひませぬ。もつともすべての手續を引受けてくれる者も居りますがこの者に頼めば、滞在税以外に手数料を百法取られます。然し短期の滞在を望む人はこの種の仲介者を利用するも一法でしょう。この時は百二十法乃至二百法を要します。

参考としてロンドン及びベルリンの滞在許可を記します。

ロンドンでは自身警視廳に出頭すれば *Registration Office* で直ちに許可書をくれます。寫眞一枚入りきりで手数料は一志です。ベルリンでは同様の届書を四葉書きこれを所屬の警察に持参するのです。書式は印刷されたものがあります。その内に警視廳から呼出がありますから、出頭すると旅券に滞在許可を記入してくれます。この手数料二マークで有効期限は一年です。

又ロンドンでもベルリンでも出國の際は一應届け出るのが正式です。以上の如くフランスの手續は面倒な上時間の制限が厳しく遅れれば罰金ですから注意を要します。到着勿々大使館から證明書を取り、之を文部省に郵送して裏書を求め、かつ郵便で返送して貰ひ一方警察の居住證明を貰ふやうにすれば、四五日中にすべての書類を揃え得ると思ひます。さうすれば後は簡単です。以上

昭和四年十一月二日

九六

(七) 佛蘭西大學入學及博物館利用ニ就イテ

昭財四年四月報告
某在外研究員

一、當地（佛蘭西）大學入學ニ關シテ二三感シタ事ヲ申述ヘ度存候
佛國ノ諸大學新學期開始ハ十一月五日ニシテ三月三十一日一學期終了四月七日ヨリ六月下旬迄二
學期ソレカラ七月上旬ニカケテ學年試験アリ我々文部省在外研究員ハ主トシテ年度末ニ派遣セラ
ル、ヲ以テ佛國ニ到着後直チニ大學ニ入ルヲ得ス十一月迄待タネハナラヌ現狀テアル、佛國ニ十
月頃到着スル様ニ派遣シテ貰ヘハ研究上餘程時間的ニ利益スルコト、思フ。佛國諸大學ニ入學希
望ノ者ハ戶籍謄本ト中學校ノ卒業證書ヲモ持參ノ上大使館ヲ譯シテ貰ツテ差出サネハナラヌ、日
本ノ大學出身者テモ中學ノ卒業證明書カナクテハ入學ヲ許可シテ呉レヌ、日本テハ中學ヲ卒業セ
ネハ大學ヲ卒業出來ヌト理由ヲ説明シテモ聞キ入レテ呉レヌカラ致シ方ナイ。
二、文部省在外研究員ニシテ文學、美術等研究ノ爲特ニ屢博物館ヲ利用スルモノハ帝國大使館ノ紹介
狀ヲ以テ佛國文部省ニ便宜ヲ願ヒ出スレハ無料入場券（一ケ年有效）ヲ下附サレマス。今後渡佛
セラル、研究員ニ御知ラセシタイト存シマス。

(六) 在日本外人教師協會ニ於テ外國渡航日本人教師ニ便宜
供與方ニ就イテ

一九二九年五月八日

在日本外人教師協會

名譽幹事 エイチ・ウィー・レツドマン

文 部 省 御 中

去る三月奈良に於て開催の當協會臨時總會にて外國渡航の日本人教師に對し當協會より各種の情報を
供與したき儀を書面を以て文部省へ申出の件滿場一致を以て可決せられ候依て今後此の種の件に關し
ては御自由に當協會を御利用被下度又當協會は貴省又は各教員の御用に立つやう最善の努力に拂ふへ
きことを爰に評議員會の命により申上候 敬 具

所在地 東京市外澁谷町青葉二〇

The Secretary.

The Department of Education,

Tokio.

Sir,

May 8th, 1929

九七

At the recent Extraordinary General Meeting of the Association, held at Nara in March last, it was unanimously recommended that a letter should be addressed to the Department of Education, Offering the services of the Association for the purpose of furnishing information to Japanese teachers going abroad.

I am therefore directed by the Council to inform you that the Association is entirely at your disposal in matters of this kind and that every effort will be made to render the Department or individual teachers every possible service.

I have the honour to be, Sir,

Yours faithfully,

H. V. Redman

Hon. Secretary of the Association.

(九) 佛蘭西に於ける學修事情

在巴里 文部省在外研究員 某

目次

- 一、渡佛の時期と學年開始期との關係
- 二、巴里に於ける宿所
- 三、語學研究の方法、機關、諸學校、圖書館、參考書、案内

四、旅 行

五、其 他

一、渡佛の時期と學年開始期との關係

從來在外研究員の出發は一月乃至三月が最も瀕繁に行はれてゐるが假りに渡佛後直に大學其他の學校に於て聽講せんとするならば都合が頗る良くない、蓋し到着する頃は、先づ三四月と見なければならぬが既に第二學期も始まり學年試験執行の關係から講義は五月を以て大體終了するものと見ねばならない。尤も途中より聞いても差支へないものならば別であるが一貫して聽講するに越した事は言ふ迄もない。故に斯様の場合には、既に語學を一通り修めて來た者は新學年開始(十一月上旬)まで大學以外の施設について研究するか又は旅行其他適當の方法を講すべきである。此については後に愚見を述べるつもりである。因に本文は主として巴里を標準として書いたが、特に注意し度い點を除いては其他の都市に於ても同様であると見て差支へない。

二、巴里に於ける宿所

到着する前に豫め友人を介して宿所を定めて置くのが最も上策であるが、會話の練習の一助ともなるから自ら探すのも一法であらう。次に我々が利用し得る種々の設備について記さう。

a ホテル

最も簡便であるが、他面に於ては最も殺風景であつて屢々「ホームシック」に罹り易い。勿論之は各自の性格並に、物質上の理由、趣味等にも關連して居るから一概には言へまい。普通食堂レストランの附屬して居るものもあるが、必ずしも食事は茲で攝る必要はない、夫は豫めホテルとの契約によるが、又は豫めなくとも都合により何時にても希望次第攝ることが出来る。但し一週間なり一月なりの契約は、若干割引ある場合もある。尙ホテル撰擇については、其の位置室内の設備等に注意を要する。前者については後に別に述べるが、室内の様子は先づ換氣の程度、暖房の形式、湯水の供給、湯殿の有無等を豫め調べる方が良い。湯殿は各自の部屋に專屬せる場合は、従つて室料も不廉であるが通普は共通である。唯だホテルに非ざる場合は、縦令湯殿の設備あるも止宿人には絶対に使用を許さざるものもあるから注意すべきである。

次にホテルにして食堂の附屬せざるものは特に「ホテル、ミユウブル」Hotel Meuble 即造作付旅館とも譯すべき特種名稱を掲げて居る。室内設備は普通のホテルと何等變りはないのである。

b アパルトマル並にシャンプル、ミユブレ

アパルトマン (Appartement) と云ふのは日本にも近頃ぼつ／＼知られて居ようが、英、米風のビルディング等に、數室一纏にして借して居るもので、居間、應接間、食堂、湯殿、割烹室等一切

は備つて居るので、數人の家族を收容し得る。簡單のものは二室位で、凡てを兼ねて居る場合もあるから、夫婦などにはホテル其他よりも比較的低廉な生活が出来る。勿論此の場合には食事其他は自分でやらねばならないが、料理人並に掃除人等は何れも住込の外に、低廉なる通勤のものを雇ひ得るから決して不便はない。尙ほ獨身者の爲めには、造作付貸室 (Chambre Meuble) なるものがある。此はホテルにしてレストランの附屬せざるものと大差はない。唯ホテルの如く多數室がないので静であると云ふ點が良いのである。之に似たものは、獨身者に對する貸室で「ガルソニエール」(Garsonnière)と稱するは、小さいながらアパルトマンと同様に割烹の設置及び湯殿等の附屬せるものである。

c バンション

「バンション」或はバンシオン、ドユ、ファミリーユ (Pension de Famille) は二種ある。一は營業としてやつて居るものだ、日本の下宿營業に當り、他は普通の家庭に於て、一室又は數室を借す場合、即日本の素人下宿に當る。何れも室の外に食事を供給するもので、比較的永く滞在するものには、最も適當して居る。勿論ホテルでも三食夫々とれることは前に述べたが一般に經濟上バンションの方が得策である。又ホテルにて三食攝る場合には、此を「バンション」にすると云ふのであるが、此は「ホテル」其のものが「バンション」に急變するのではなく「賄付」であると云

ふ意味である。此の意味に於て半パンション (Demi Pension) と云ふ事があるが之は三食の中一食、例へば晝食丈けを抜く場合を指すは普通の家庭又は營業の下宿に於ても豫め契約して置けば半膳付きは若干割引いて呉れる。

一日の大半を學校又は圖書館に暮すものにとつては都合が良い。日本人は最初豫約なしに、食事時に歸らないで外で攝り二重の食費を拂つて月末の計算の際に割引せざる點を不平に思ふのが屢々ある様である。凡て何事に限らず外人は金錢上の問題は豫め明確に協定さへして置けば恐らく不法の要求はしない様である。終りに語學の研究のためには、普通の家庭を尤も適當と考へる。特に同宿人の少い又は日本人の居らない良家に寄寓することを得れば此の上もない。然らばそれを求むる方法如何次に大體を記す。

d 宿所選定

先づ巴里に於ける位地としては、日本人の最も集合するは、カルチエラタン (羅典區) (Quartier Latin) 即ち巴里大學其他主なる學校の所在地で郵便區から言へば第五區並に第六區に亘つて居る。茲の方面は修學上の場所に近い點、物價の低廉なる點に於て他に優るも同時に閑靜でないと言ふ點に於ては一考を要すべきである。此に次いで日本人の多いのは第十六區即ち別名パツシイ (Passy) 並にアウツィユ (Auteuil) と稱し巴里市内としても所謂山の手に屬し最も上品であり閑

靜な區域である。吾が大使館は同區の中心たる「トロガデロ」の近くにある點からしても極めて適當なところである。従つて大使館員、商館其他重なる人も多く此の方面に住居して居る。此に次いで、市外ではあるが第十六區に近く、其他の條件に於ても畧似て居るのは、ブローギユ、ヌイエ、等である。要するに何故に此の方面が住居地として最適かと言へば有名な「ボア、ドユー、ブウロウギユ」畧して單に「ボア」(Bis de Boulogne) と云ふ大森林公園に接し、空氣、清爽にして衛生上によく、散策運動場の備はれるが爲めである。唯此あるが爲めに、此の方面は賃室料其他、他よりは一割以上三四割高いと見ねばならない。

此の他に市外に於ても交通の便ある場所は學生の宿所として適當である。殊に價格の點より見て遙に低廉である。交通機關としては、電車地下鐵道、(本名は市街鐵道にして普通メトロ即ちメトロポリタンの畧稱) と言ふて居る。乗合自動車あり、料金は低廉にして郊外よりの通勤に痛痒を感じない。然らば如何にして宿所を見出すかと言ふに、知友ありて豫め選定する場合を除いては新聞雜誌等に散見する廣告によるのであるが、自ら進んで新聞に、廣告するのも一つの方法である。殊に普通の家庭に入らんとせば、殆んど此の方法が唯一の途である。巴里には、日刊新聞數十種あり、有名のものゝみにても十指に餘るが斯の種の廣告用としては「ル、デュルナル」(Le Journal 朝刊)「レ、フィガロ」(Le Figaro) 及び「ラントランシヤン」(L'Intransigent) 夕

刊等が重なるものである。料金は一行十法乃至十八法位で二行又は三行で十分である。例文は此等の新聞と見れば良い「フィガロ」は一週三回丈け掲載するが、此の新聞は文藝新聞と稱せらるゝ位で比較的高級な讀者を有し且つ婦人の愛讀するもの多いからその點で適當であらう。他の二新聞は廣告新聞と稱せらるゝほどで最も利用され且つ普及してゐる。凡て一面の貸間又は寄寓を求むる廣告に依つて二十通内外の返信を受けるからその中から撰擇すればよい。

この他市内に案内所があつて普通無料で紹介の勞をとる。アバルトマンのためにはこれに依るを最も適當とする。

終に下宿料並に止宿料は場所により一定しないが、ホテル並に貸室の室料は最低十七八法（之れは位地設備等良くない方）乃至學生としての最高三十法位であらう。食事付きの場合には最底三十五法（市内などに例あり）乃至最高七十法位である。（目下爲替相場壹圓につき十一法弱）勿論學生としての標準であるが平均四十五法乃至六十法位で生活できやう、地方の都市に於てはこれより一割差引いた程度で求め得よう。因に佛國の大學教授の俸給は巴里大學は地方大學よりも約一割高給である。

三、語學研究の方法機關

ä 初學者のために備はれる機關

初めて佛語を入佛後修得せんとせば第一の方法としては個人教授を迎へることである。これは大使館に（或はなるべく直接に出頭の上）照會すれば佛人にして希望ある者より常に申込あるから直ちに知れやう。宿所の場合と同様に新聞廣告に依るも一方法であらう。料金は一時間十五法乃至二十法位である。勿論教師の資格により異なるが普通語學教師としてはバカロレア（Baccalauréat）印ち中等學校を卒業して尙大學入學資格試験に合格したるもの（文科と理科との二種あり、夫と専門の目的により何れをも撰擇）なる肩書を有するものが多い。大學の門衛（コンシエールヂュ）に依頼して學生を雇ふのも一策である。

次に學校としては世界的に有名なるベルリッツ學校（Ecole Berlitz）がある。これは獨逸に初り各主なる首都に普及せる語學専門の私立學校であるが巴里には有名な「グラン、ブルバール」即ち最も繁華なる大通に所在し各國人が常に出入してゐる。茲にも個人教授もあるが集合制が普通である。料金は夫々によつて異なるが個人教授の場合は比較的高價である。

私立であるが大學と特殊の關係あるのは「アリアンス、フランセイズ」（Alliance Française）と稱する施設であるこれは元來植民地並に諸外國に佛蘭西語を普及せんとする目的のために設立せられたもので政府から公益法人と認められ、外國人の巴里大學に入らんとするものゝため極めて便宜あるものである。初等中等並に高等の諸程度に分つて夫々特殊の教育を施してゐる。

b 其他、殊に巴里大學の特殊講座に就て

既に若干の知識を得てゐるものも更に個人教授によつて夫と會話なり専門の研究の補修をなすのもよいであらうが前記「アリアンス、フランセイズ」の如きを利用してその中等以上に入るものからう。尙巴里大學に附屬した事業で殊に外國留學生のために開かれたる講座がある。これは大學擴張運動 (Extension Universitaire) の一事業として注目すべきものであるが、外人にとつては殊に學年の終りに渡佛し、かも新學年の開始まで猶ほ數ヶ月を持つものには夏記講座が設けられてゐる。これは「佛蘭西文明講座」(Cours de Civilization Francaise) と稱し大體次の組織から成つてゐる。

一、學 期 冬學期 自十一月一日 至二月末日

夏學期 自三月一日 至六月末日

夏期講習 自七月一日 至十月末日

二、資 格 聽講に必要な程度の語學知識の他に何等資格不要

三、科 目 凡て九科目

一、フランス文學 (a、b、c、三時代に區分)

二、一般史

三、近代フランス史

四、フランス思想史

五、フランス美術史

六、フランス制度研究

四、教 師

何れも大學其他に於ける専門的學者を網羅し就中ソリボニヌのブーグレ教授の「フランス思想史」法學部教授メストル氏の「制度研究」等は著名のものであ

らう。

c 學校案内

以上の他既に充分の語學の知識あるものにして大學其他の學校研究所等に於て研究したい者のためには一應巴里に於ける之等教育機關の案内書をあげておく。毎年九月乃至十一月に新學年の開始に先ち夫々「プログラム」を發行するが全體を一目の下に鳥瞰せんには巴里大學より發行する次の書が最もよい。

Université de Paris (Livret de l'Etudiant)

これは市内に於ける一切の教育機關に就いて詳細の記述がある。この他に各講座の特殊問題を知らんためには次の書が矢張り學年始めに街頭に現れる。前記巴里大學の出版物と併せば殆んど凡

てもれなく知れる。

L'Impicteur des Cours de Paris

發行所 Librairie Croville-Moraut. 20 Rue de la Sorbouve, Paris (V)

次に巴里のならば佛國一般並に諸外國に於ける學校學術機關一切に就ては「年報」が發行される吾が國の分は未だ報告不充分である事は遺憾である。獨逸にも同様の年報あるが佛蘭西に就ては先づこの書を推さう。

Index Generalis (Annuaire Général des Universités etc)

發行所 Editions Spes, 17, Rue Soufflot. Paris(V) Prix 150 frs.

右書は大學のみならず専門學校、學會、圖書館、植物園、動物園、天文臺、氣象臺、博物館等を網羅し卷末には教官の氏名索引あり従つて著書に依つて知れる學者の所屬判明して照會訪問等に便あるのである。

尙特に圖書館のみに就いて知らんとせば次の書に依るを可とする。

Vidier: Annuaire des Bibliothèques et des Archives, nouvelle édition. 1927.

Paris: Librairie Avicenne Honoré Champion. 5 Quai Malaquais. Prix 60 frs.

以上に依つて大體研學の準備に就ての諸案内事項は明になし得やうと思ふ。

序ながら參考書の搜索に關する案内書としては既に吾國にも福田博士によつて紹介(改造誌上)されて居るから多くの人が知つて居やうが茲に掲げるのも徒事でないと思ふ。

Bibliographil Générale des Sciences, Juridiques Politiques, Economiques, et Sociales, de 1800 à

1925-1926 Par A. Gardin. 發行所 Recueil Sirey. 3vols Prix 假裝 300 frs, 本裝 360 frs.

本書は三冊に分れ第三卷は索引である。本年第一補卷が出たが(價格三十法)最初住所を知らしめておけば補卷發行毎に送本して呉れる。

この他新刊本を速に知りたい場合には一ヶ月遅れて毎月カタログが出来て各書店に於て無料で得られる。

四、旅行

机上の研究もさる事ながら一見百聞に過ぎずと古人も道破したるが如く學修の餘暇には娛樂のためのみならず實地見學を兼ねて國內を旅する必要がある。唯風俗人情に通ぜざる場合には意外の失敗を重ねて却つて旅行のために金銭上の損失を招くのみならず精神上の打撃を受け果てはその國の本質を誤解し、故國に歸朝したる際に謬れる宣傳をなすが如き非常識をなすに至るものもある。

尙日本人は一般に贅澤にして兎角往年の成金振りを示し佛人の心ある者をして鑿鑿せしむる事あ

るは遺憾である。未だ充分に國情に馴れない場合には案内業者例へば「クック」に依頼するが安全ならんも、既に馴れたる者は自ら準備をするを可とする。先づ案内書は數書あるが次の書を推したい。

Les Guides bleus — Paris, Hachette. Prix 35 frs. 位

これはフランスを各方面に分けてあるが歐洲の他の諸國の分もあるから佛語のみに依つて旅行せんとするものに取つては極めて便である。この他次の書は本來自動車にて旅行せんとする者のため案内書であるが普通の旅客に取つても至極簡便であるから一本を購つておくもよい。

Guide Cllichelin Prix 20 frs.

これは佛國全體を一本に集めてある。

序ながら佛國の鐵道は國有は一部分で他は私有である。就中主なるものは三大會社に屬する。賃錢は日本の如く遠距離に従つて遞減する、事なく各會社國有線共その率は共通して居る。停車場構内の賣店に於てその表を求むる事ができる (L'Indicateur des cheuines de fer) 一、二、三等に分つてある事は日本と同様であるが各小室 (Compartment) に區分され一室四人乃至八人の座席あり三等と雖ども形式に於て異らない。學生の短距離旅行には之れで充分である。

切符は各會社に於て多少異なるが豫め座席を保留する事ができるから極めて都合かよい。これが

爲には僅かの手數料を支拂へば足りる。唯急行車以外には食堂車附屬せず且つ日本の如くに汽車辨當なるものなく (稀にあり) 主なる驛にビュツへ (Buffet) 即ち簡易食堂とも云ふべきものあり珈琲、パン其他簡單なる食事ができるが、それは凡て停車中に下車して所用を果さねはならない。前記時間表に依つて停車時間を知り且つ「ビュツへ」の有る驛は記してあるから豫め注意しておけばよい。

宿泊料其他の點は案内書に各階級に區分して記してある。凡てフランスは茶代一割と定り小は一杯の珈琲より大は一ヶ月の滞在費に至るまで一樣に之の率に依つて定まつて居る。但ホテルに依つては勘定書に茶代まで記入してくるものもある。且つ避暑地其他特殊の地方に於てはその「セイゾン」即ち最も繁昌する季節に於ては普通の茶代 (Service) の他に滞在税 (Tax de Séjour) を課せられる。これはホテルの等級に隨つて相違がある。

旅行に就ては尙天候を考慮する必要あるが之等に就ては案内書又は地理書を參考すればよからう自分は中學生の教科書を利用したが却つて下手な案内書より正確で且つ學術的にも興味があつた。

五、其他

以上の他書き洩らした事項を追加しておく。

夏期休暇の利用方法として前記巴里大學の特殊講座に就いて一言したがこれは單に巴里大學に限らず他の大學にても夫々主催されるものがある。大學案内書にもその有無は分るが尙ほ平生新聞又は大學附近の廣告を注意すれば夫等の揭示がある。本年も既に六月中旬より開催され講習會の記事を見出した。これは單にフランス内に限つたことではなく他の歐洲各大學にも行はれて居るだらうから旅行を兼ねてでかけるのも利用策として上々であらう。

終りに巴里の氣候は一般に冬は比較的暖く、夏は比較的涼しい(東京に比して)から服装なども夏服として日本のほど薄いものを要しない。白服など殆んど見受けない。但し不順の事もあり例へば本年五月の如き數十年來の寒さの後に急遽八十度内外の暑氣迫り不馴れの者を驚かす例もある。併し概言すれば寒暑の差少ない所と言はれよう。同じフランスと云ふも各都市に依つて著しく氣候の異な點は又注意すべきである。詳細は各案内書に譲りこれにて貧弱ながら擱筆する。

以上

(昭和三年五月下旬記す)

附 録

○旅行上ノ注意

(イ) 旅行記(日本ヨリ獨逸ニ至ル)

大正十三年七月

某在外研究員報告

(一) 荷物容具

(A) 同一地ニ永ク滞在研究ヲ主トスル人
(B) 旅行ヲ主トスル人

A ハトランク一個、行李一個位ニテヨシ。最モ安價ニシテ便利ナルハ行李ナリ。B ハスーツケース一個トハンドバック一個ニテ充分、數多キニ失スレハ失費ノミ多ク不便ナリ、靴類ハロンドン、パリ、マルセイユ、ベルリン、ハンブルグ等ニテハ、法外ナル値段ノモノハ別ナレトモ、日本製ノ如キ堅牢ナルモノヲ見受ケス。

(二) 携 帶 品

I 洋服 冬服二着、モーニング一着、但シBニハ其ノ必要ナシ。獨逸ニテハ日本製ノ如キ、餘程高價ニ非レハ需メラレス、大抵ハ綿入ナリ。ベルリンニテハ一般ニ粗服ニシテ、高價ナルモノハ氣恥シキ位ナリ。ロンドンニテハ品質モ仕立テモ高尙ナル故、此處ニテ新調スルモ可、價格日本ヨリ安シ。タキシード、燕尾服等獨逸ニテハ料理屋ノ給仕カ一部高貴ノ人ニ限ラル、但シロンドン

ニテハ相等ナ芝居テハ、見物人ノ全部カタキシトナリ。
 夏服。印度洋航行ノトキ必要ナレハ、日本ニテノ古着ニ着程用意スヘシ。伯林ニテハ夏服不用、白色ノ上着ヲ着スルハ、料理店ノ番頭若シクハ女給ナリ。夏服ハ香港、上海ニテ碇泊中新調スルモ一法ナリ。外套ハ一着ニテ充分、ベルリンニテハ古着ニテ恥シカラス。シャツ、ズボン下、ワイシャツ各三着以上持參スヘシ。靴下、ハンカチーフハナルヘク多ク持參スヘシ。獨逸ハ洋服コソ悪ケレ、カラーノ汚レタルモノ殆ントナシ。船中ニテハソフト便利ナリ。帽子ハハンチング一個中折一ツニテ充分ナリ。シルクハット、ヲ冠ルモノ伯林ニテハ稀、山高ヲ用フルモノ多シ。雨具。歐米ニテハ傘ヲ用フルモノナキカ如ク聞キ及ヒシモ事實ハ然ラス、蝙蝠傘ヲ用意スルモ可、レインコートハ傘ヨリモ便利カ。日本服温袍一枚、浴衣二枚、足袋二足ハカリ、滯在中室内ニテハ日本服ヲ用フルモノ多シ。余ハ羽織一枚袴一ツヲ用意セリ。

2 書籍其他雜貨

漢和大辭林、いろは字引、愛讀和書ハAノ人ハ持參ノ必要アルカ如シ。中ニハ郷里ヨリ雜誌ノ送附ヲ受クルモノアリ、一冊ノ雜誌次カラ次ニ讀マルルハ珍シキ事ニ非ス、新聞ハ大使館、公使館日本人會等ニアリ、特ニ取り寄スル必要ヲ見ス。藥品仁丹、胃腸藥、便通劑、船丹、ガーゼ、ホータイ、ピンセット、小形鋏、小道具、楊子、齒磨、石鹼、櫛、刷毛、香油、香水、カミソリ、

鏡、ナイフ、大小ボタン、針ト糸、小形墨ト筆、其カラ風呂敷、タオル大小、上草履。余ノトリシ小道具始末

四寸ト五寸ノ袋五個ヲツクリ、第一ニハ藥品類、第二ニハ化粧品、第三ニハ日常小道具、第四ニハ金屬性小道具、第五ニハ散逸ヲ防クタメ、取りアヘス投ケ込ムモノ、例ヘハ腕時計、ネクタイピン、時ニハ小貨等、余ハ乗船スルヤ袋ハ寢臺横ニカケ、上陸後今モ尙居室ノ一隅ニ置ク、サルマタ。伯林ニテハ用ヒス、クランチホーゼ、バーデンホーゼト稱シ、病人又ハ水浴ノ時用フ二三持參スルヲ便トス、アリテ益ナキモノハ、洗濯物袋ノ巨大ナルモノナリ、便利ナルカ如ク思ハルレトモ無有ノ長物ナリ、尙色眼鏡ヲ有スルモノハ、海上又ハ熱帶地方上陸ノ際便利ナリ、特ニ新調ノ必要ナシ。

(三) 乗船日本郵船大阪商船ノ比較

前者ハ船客ヲ主トシタル故、總シテ便利多ク速力モ早シ。船賃倫敦迄千百圓。後者ハ船賃安ク倫敦迄七百圓、一等ノミニシテ收容人員モ少シ、船客ハ和服ヲ用フルモノ多シ、但シ伯林迄六十七日ヲ要ス。

(四) 出發前ノ注意

諸規定査證ニ關シテハ在外研究員係主任ニツキ詳細ナル説明ヲ受ケ、疑問ノ點ハ充分ニ正シ置ク事

尙會計ニ關シ送金上ノ手違ヨリ、本人文部省共迷惑ヲ蒙ルニ依リ、出發前會計主任トモ打合セ注意ヲ受ケラルヘシ。出發前二週間位ハ飲酒ヲ避クル事。船酔ハ消化不良ヨリ起リ勝チナリ。携帶食品中味噌入煎餅又ハ海苔等ハ船中用トシテ最モ良シ、乗船ノ際ハ特別ニ検査ナシ。

(五) 所持金

磅ニテ信用狀トナスヲ可トス。途中所用ノ金ハ(歐洲航路倫敦迄十三泊、一泊十圓、上陸地見物ノ自動車代八ヶ所分四十圓、キヤンデー見物四十圓、カイロ見物百圓、船内諸雜費五十圓、ボーイヘノチップ七十圓位、計四百三十圓、ボーイニハ大抵室内ボーイ五十錢(一日)、パツスボーイ二十錢食堂ボーイ三十錢(一日)カ中等ニシテ、大抵船賃ノ一割テアル。途中使用ノ金ハ磅又ハ圓ニテ持ツ可シ。兩者共ニ何處ニテモ使用サル、但シシンガポール以西ハ磅ノ方高價ナリ。余ハ所持金少カリシタメ見物ハナセシモ、一日ホテルニ宿リシ外船ニ歸レリ。

(六) 紹介狀

Aハ在外邦人ヘノ紹介狀持參ノ必要アリ。外國ノ大學教授宛ノモノハ出來ル限り多ク持參スルカ良シ。外人ニハ紹介狀大イニ有效ナリ。

(七) 研究計劃

出發前内地ニテプランヲ立テル事必要ナリ。殊ニ著名ナル教授ノ著書、住所等ヲ調査ナシ置ク可シ外

國ニ來テ同一學科研究ノ先輩アレハ宜シキモ、然ラサレハ本邦ニ於ケルヨリ返ツテ調査ニ困難ナリ。同學研究ノ友人先輩ト内地ニ於テ充分相談セラル可シ。短期間滞在者ハ尙更ノ事ナリ、若シ獨逸ナラハ各大學ノ講義要項及大學案内ニテ調査出來、又人物調査ハ *W. G. R. S.* ヲ索ク事ヲ得。

(八) 語學ニ就キ

Aハ内地ニテ直接外人ニツキ日常會話ヲ稽古ナサルヘシ。造詣深キ學者ニシテ日常會話ニ不馴ナルタメ、外國大學ノヘボ教授ニ輕視サル事アリ。當地(伯林)ノ學生等貧弱粗暴ナル思想ヲ尤モラシク流暢ナル言葉ニテシヤヘル等、痲癩ノ種子多シ、勝氣ナル日本人ノ神經衰弱ノ原因ノ一ツカト思ハル

出發

船中ニテハ特別ナル注意ヲ要セス、メニューニ通セサル爲ノ失敗談ヲ聞キシカ、ボーイニ問ヘハカカル失敗モナキカ? 無電ハ船ヨリモ打ツ事ヲ得。(一音信六十錢ナリ)

途中寄港地

ベデカニ詳細ナルモ蛇足ヲ余ノ經驗ヲ語ラン

a 大連一泊、室代五圓乃至七圓、食堂ハ別ニアル。一日過スモ可。二時間位ニテ到着ス、案内専門ノ馬車ノ用意アリ、四圓ヲ投スレハ各古戰場ヲ一巡スル事ヲ得。

- b. 上海二泊位、中央區ノ黃浦堤、外人競馬場、支那花壇、公園等ノ名所アリ。城内ハ支那人町ニシテ一見ノ價值アリ。龍華寺、李反忠公祠ノ外一日ヲ杭州ニ過スモ亦一興ナリ。
 - c. 香港、d. シンガポール、e. コロンボ、カンデイ、g. アデン、h. スエズ、
 - i. ポートサイド一泊ノ必要ナシ、見物地ハレセツブ埠頭、貯水池、船渠風俗等。此ノ地ヨリカイロ迄汽車アリ。カイロニハ回教寺、博物館、附近ニピラミット、スフィンクスアリ。見物ニ行クタメニハ費用百三十圓位ヲ要ス。二泊位ヲ要スルカ故ニ、見物モ亦自由ナリ。或ハスエズニ上陸シ、汽車ニテカイロニ至リ、出帆迄ニポートサイドニ至レハ、尙多クノ餘裕ヲツクル事ヲ得。當市ニハ日本人南部ナルモノアリ。一切ノ世話ヲ引受ク氏ハ當市ニ滞在スルコト十餘年トノ事ナリ。
 - j. Marseilles 見物地アレームーランノ散歩通、カンヌビエール街、取引所、サントマリ、マジヤールノ大伽藍、凱旋門エコール、ドウ、ポーロ寺エストランゼン噴水、ノオトルダム、ドウ、ラ、ガルド寺ハ一見ノ價值アリ。
- 大阪商船ハ倫敦へ直航ス、約一週間滞在、此ノ間ニ倫敦ノ主要部ハ見物スルコトヲ得。此處ニハ東洋館、旭館等ノ日本ホテルアリ、一泊普通五圓位。

到着

一、検査。税關吏船中ニ來リテ、嚴重ナル検査ヲナスト聞キシカ、パスポートノ検査ノミナリキ。上

- 陸スレハ吏員來リテ荷物ヲ検査ス。嚴重ナラス、余ノ荷物四個ノ如キハ不幸ニシテ鍵ヲ見失ヒ當惑セシカ、其ノ中検査済ノ印ヲナセリ
- 二、汽車。當國ニハ四等迄アリ。マークノ相場高キタメ四等カ日本ニ於ケル二等ニ相等ス經驗ナキモノハ二等カ最モ良シ。
- 三、伯林驛ドウロスケ又ハアウトアリテ、距離ニ依リタキシメーターカ自動的ニ現ハル故ニ破格ノ運賃ヲトラルル事ナシ。
- 四、ホテル、コンチネンタルホテル、チエントラルホテル等相當ノホテルハ却ツテ暴利ヲ貪ラス。一泊十マーク乃至二十マーク。一回泊日ニ會合スル者ハ、Yours truly Sir. 12. 貴客ニ。此ノ日
- 五、パンジオン。一日二マーク半乃至七マーク位、日割勘定ナルカ故ニ到着後直ニ行クヲ可トス。日本人専門ノパンジオンモアリ。
- 六、素人下宿。一ヶ月朝食事ニテ八十マーク乃至百五十マーク。出發前ニ在伯ノ友人ニ依頼シテ約束サルルモ可、素人下宿ニハイカカハシキモノモアレハ注意セラル可シ。近頃相互ノ親睦ヲハカル爲ニベルリン文研會ナルモノヲ組織セリ、同會ニ依頼セハ盡力ヲ吝マサルヘシ。
- 七、日本料理。藤卷店、東洋軒、日本人會ニテ食スル事ヲ得。
- 八、届出

八 大使館ニ届出テ宿所ヲ記入スル事。2 ハンブルグ日本領事館へ到着届ヲ出ス。3 警察署へ出頭シテ Anmeldung ヲ届ケ出ツル事。人ニヨリテ他人ニ依頼シ三十マーク位ノ手数料ヲ取ラレタルモノアリ。二十分モアレハ事足ル事ナレハ本人出頭スルカ、友人ヲ同伴シテ用ヲ足スヘシ。4 大使館ヨリ官命ニヨリテ渡歐セシ證明書ヲ直ニモラウ可シ。證明書ハ下宿ノ主人ニ預ケ置カルヘシ。官命ニヨリテ在留スルモノハ税金ヲ徴セス。サモナクハ莫大ノ税金ヲトラルヘシ。

九、日本人會合

日本人會。Nollendorf 驛ノ前ニアリ。種々ノ娛樂具、日本新聞アリ、會員トナルニハ三ポンドヲ支拂フ可シ。伯林文研會。毎月一回朔日ニ會合ス。場所ハ Newwinterfeld Str. 15. 藤卷方。此ノ日午後七時出席セハ伯林在住ノ研究員並ニ其ノ住所ヲ知ル事ヲ得ヘシ。此ノ會ハ夕食費三マーク半ヲ集ム生活ニ關スル質問等ハ此ノ席ニ於テ幹事其ノ他ニ聞ク便宜アリ。

獨文會。大學獨文科出身ノ會合ナリ。
十日會。日本人中醫學研究者ノ會合ナリ。毎月十日ニ開會サル。伯林滞在ノ日本人殊ニ文部省在外研究員ハ、相互ニ便宜ヲ計リ親睦ヲ致セリ、不馴ナレハトテガイド等ニ依頼スル時ハ、思ハサル損失ヲナス事アリ、或人ハ一日二磅モボラレタル例アリ。

ロンドン、パリ、ベルリンニ於テ日本人ノガイド、又ハ荷物ヲ世話スルモノアレト、其ノ大多數

ハ得體ノ解ラヌ者多ク、昨年ノ如キ歸朝荷物ノ全部ヲ竊取サレタルモノアリキ。又日本人ナルカ故ニ不注意ニ金ヲ貸ス不可。大正十二年十一月頃迄ハ物價非常ニ安カリシ爲、何等經濟問題ヲ考慮セスシテ入獨セルモノ多シ。此等ノ者ニシテ窮セルノアマリ憐ヲ乞ヒ借金スルモノ多シ。金錢ノ貸借ハ用心ニ用心カ肝要ナリ。

(ロ) 日本ヨリ英國へ

大抵の事は既に記載されてゐますから爲替慘落の今日特に痛切に感ずる旅費其他に關する事のみ記して御參考に供します。

一、船 賃

郵船では船賃は磅建ですから支拂の際は先づ運賃の割五分を引いたものを郵船獨特の率で換算して取ります、併し郵船の爲替換算率は正金のそれより常に悪いのですから先づ正金で磅にして行つて支拂つた方が遙に有利です、小生の支拂つた日の正金と郵船の率はそれぞれ $1 \frac{13}{10}$ と $1 \frac{4}{10}$ でした、之で七八圓損をしたわけです、甚だしい時は十圓以上損をする事があります。

尙手付金が若干圓で拂つてあるときは一先づそれを圓で返却して貰つて改めて磅(正金でかへたもの)で拂はないと素人は換算の際に損をします。郵船では内金のあるのを磅で拂ふ際は磅の運賃を郵船の率で換算して圓にしその内から手金を引いて其残を正金の買相場で磅に戻して受取りますか

ら甚だしく損をします。

要するに郵船への支拂の原則は正金で磅を買つて其磅で支拂ふ事、但し内金が圓で入つて居る時は之は別に圓のまま返却して貰つて改めて運賃(定價の八割五分)だけ支拂ふ事が肝要です。

二、埃及の査證

埃及の査證は注意書にも神戸の埃及領事館で取る様に書いてありますが、神戸へ行き又は書留で旅券を送つたりするのは費用や手数が大へんです、處が事實埃及ではカイロ見物等には査證(Visa)は不要で警察許可證(Police Permit)で充分なので之はスエズへ着いてから簡単に取れます。料金は神戸での査證が八九圓要るのに對し、此許可は四志程でよいのです。

三、船のチップ

之は私の採つた方法だけ御報告します、それは大抵の人は今まで圓で拂はれる様ですが、圓ですと二十三圓とか十七圓とか與へやうとする時一圓紙幣が無かつたり或は端數が奇異な感があるので二十三圓のは二十五圓に十七圓のは二十圓にすると云ふ様な場合が出来る様です、こんな不便、不利を避けるために一圓紙幣などはかなり用意しなければなりません、私は一圓紙幣を二十枚ばかりも用意したのですが結局途中の見物の際の船客相互の立替の清算などに使つてしまつてチップを出す頃には全く一圓紙幣がなくて困りましたが、圓と磅とを混じて渡せば、大抵の目的には充分でした

例へば二十三圓位與へるには五圓三枚と十志一枚十七圓の所は一磅か又は十圓と十志とを與へれば十七圓の所を二十圓やるよりはずつと目的に近くなります。

(註) 船内での換算は一磅 \parallel 十六圓でした。

(ハ) 渡歐ノ準備其ノ他

大正十四年

某在外研究員報告

一、荷物

旅行ヲ主トスル人ハ勿論ノ事、或地方ニ割合ニ永ク滞在セントスル人モ、日本ヲ出發スル時ハ携帯品ハ最小限度ニ止ムル事、スーツケース(二個)外ニ稍小ナルモノ一個位カ最モ適當カ。ハンドバッグハ體裁タケノモノニテ、存外役ニ立タサル事ヲ實驗セリ、畢竟スルニ容器ノ數ヲ以上ノ如ク定メタル上、其ノ容器ニ入レ得ルモノ丈ケヲ携帯シテモ、何等ノ不自由、不便ヲ感スルコトナシ。荷物ノ數量多キトキハ船ノ中ハ兎モ角、マルセーユ上陸後税關ニ於テ、停車場ニ於テ、旅館カラノ出立ニ於テ無用ノ勞力ト費用ヲ要スルハカリナリ。

二、身仕度

有合セニテ結構ナリ。モーニング等云フモノハ全クノ時代錯誤。歐洲上陸後ト雖背廣ニテ、如何ナル用事ニテモ辨スル事ヲ得。a 黒背廣冬服一着。b 黒背廣夏服一着。c 外套一着。d 白夏服二(詰襟

ニテ良)。シャツ、ツボン下、ワイシャツ各三着、但シャツトツボン下トハ夏物ヲモ三着ツツ。
 f 靴下十足位(絹物不用)。g 手布一打。h カラー五六本ニテヨシ。夏季ノ旅行者ニハ日本ニテアイ
 デアルカラート呼フゴムカラーカ良シ。i 靴ハ日本出立ノ際短靴一足ヲ穿テタル儘ニテ充分ナリ。
 スリッパハ用意ノ必要アリ。j 雨具等ハ日本ヨリ携帯スルノ要ナシ。k 腕時計、調法ナリ。l 日本
 服、厚袍一枚(到着後又ハ船中ニテ用フル事アリ)、浴衣三枚。m 書籍ハ人々ノ趣味ニヨルモノナレ
 トモ、何レニシテモ數少キカヨシ。新聞ハ週刊位ヲ留守宅ヨリ送ラセルモヨカラシ。

n 藥品類、消化劑、下痢止、アスピリン様ノ解熱藥、メンソレタムノ如キモノ一個、繻帶少シ、船
 酔ノ藥、小刀、鋏、絲、針、化粧具一式(コレモ可成簡單ナルカヨロシ)要之仕度ハ簡單ナレハナル
 程便利テモアリ、又經濟テモアル。

一、寄港地見物

余ハ日本郵船ノ汽船ニテ、横濱ヨリ馬耳塞マテ航行セシ間、郵船會社ノ渡歐案内ニ記載セシプログ
 ラムニヨリ、行ク先々ノ寄港地ニ上陸セリ。何レノ地ニテモ型ノ如ク、船客何人カノ組ヲ作り、減
 茶苦茶ニ自動車ヲ駆ケ廻ス事カ常例ノ如キモ、徒ニ疲勞スルハカリニテ實益スル所少シ。寧ろ寄港
 地ノソレソレニツキ、各自ノ趣味専門ニ應ジ、見學セント思フ一二ノ個所ニテ見學スル方カ、印象
 モ強ク、又費用ノ節約ニモナル事ト思ハル。

郵船案内記ニ登載セルモノ、中、殊ニ馬鹿氣テ見エシハ彼南ノ極樂寺ト蛇寺ナリキ。コロンボヨリ
 行クカンデーノ如キモ、七十五哩ヲ自動車ニテ行ク程ノ價值アリヤ甚タ疑ハシ。ヨシ價值アリトス
 ルモ、極メテ切リツメタル時間内ニ、アレモ此モ見ル次第ニテ、鑑賞スル等ノ事ハ出來兼ネル次第
 ナリ。余ノ乘リシ船カ馬拉加ニ到着セシ時ハ、既ニ夕方ニシテ、シカモ寄港ノ時間極メテ僅少ナリ
 シ故。余ハ自動車ヲ駆ル事ナク、一二ノ友ト共ニ靜ニ聖保羅寺ヲ訪ネシカ、専門以外ノ事乍ラ、フ
 ランシズザヴェルノ初メテ葬ラレシ跡ヲ弔ヒナトシ、黄昏ノ馬拉加ノ町ヲ散策セシカ、西力東侵ノ
 跡ヲ目睹スル心地セシ事ヲ記憶ス。

一、馬耳塞下船

税關通過ノ事、乗車切符ノ事等ハクツクニ委托スルカ簡單ニシテ安心ナリ。他ノ店ニ依頼スルヨリ
 モ又安價ナルカ如シ。乗車スル際手荷物二、三個ナラハ車内ニ持ち込ム方ヨシ。

一、下宿

豫メ友人等ニ依頼ナシ置クモ一方法ナルカ、着後手輕ナバンジオーンニ入りテ氣ニ入ルモノヲ搜ス
 モ又一方法ナリ。

香港、コロンボ邊ニテ歸國ノ土産トシテ、寶石ヲ買フ事カ慣例ナルカ如キモ、巴里、伯林ニ於テモ
 途中ニ於ケルヨリ、優良ニシテ廉價ナルモノヲ買ヒ求ムル事ヲ得。

(二) 渡歐の準備、税關及下宿その他

「文部省在外研究員規程其他ニ關スル注意事項」文部省専門學務局文部大臣官房會計課。

これ丈四角い文字をならべたら、大ていその内容を知り得ると思はれるかも知れぬが、これが案に相違して、所謂お役所は事ではなく、極めて世話にくだけたものだから面白い。各研究員がその目的地に到着し下宿を求めて、安住する迄の經驗を事こまやかに書き記したもので、必ずしも文部省在外研究員にのみ限つたものでなく、初めて渡歐渡米され様とする人には極めて参考になると思ふ、船やホテルのチップの額から、携帶品失敗の事、盜難の事、下宿のおかみの御機嫌とり迄書いてあるから面白い。

書いた本人達も御上に報告する様な固苦しい義務的觀念で書いたものでは毛頭ない丈に面白い、かく申す筆者もそんなつもりでなく、もつともつと樂な氣持で書いて見た。

ロンドン通の友人に見せたら、まあそんな所でよからうと云ふお許が出たから送つて見る事にした。

「書けたら書きませう」と生返事をして來たのを、こうして送るのだから、決してお役所仕事ではない。あへて理由をつければ先輩の書いたのが面白かつたから、俺も書いて見やうと云つた位の氣持である、幸に死馬の骨たる使命をはたし得ればこれにすぎた喜びはない。

イギリスへ——準備、税關、下宿——

準備

一月十二日東京驛出發。十七日神戸出帆。雪まぢりの寒風吹き荒む極寒の候である。それが十日経てば、白服を着、扇風機をかけ、デッキのプールに飛び込まなければならぬ様な暑さになるのだ等とは、理窟の上では百も承知で居ながら、身體は一寸考へて呉れぬ事である。従つてこんな時に夏シヤットの事や白靴の事を考へると云ふのは甚だ不自然である。ともかく理窟にもとづいて準備はしたものの、心もとない感がする。この時このパンフレットと先輩の意見とはどの位、私に安心を與へて呉れた事だつたらう。私は今でもそれを感謝して居る。

準備。それは勿論人々個々その目的、期間、滞在地等によつて多少ことにすべきではあるが、要するに少しく長い期間の旅行にすぎぬ事は、誰にも共通な事であらうと思ふ。旅行である以上、荷物をなるべく軽くし愉快にすべきである事は當然な事だらうと思ふ。人生は旅であるからとて、まさか今日。西行や芭蕉の如く一笠一杖と云ふ譯にも行くまいが、旅に出て荷物の事ばかり念頭に置かねばならぬ位不愉快な事はあるまい。自分が荷物なのか、荷物が自分なのかわからぬ様では實際やりきれな

閑話休題。私は尺六と尺二との二つのケースと、やゝ大型の手提鞆と、書物鞆とを用意した。これで一年半イギリスに滞在し、半年歐洲諸國を遍歴しやうとして居るのである。そして半年過ぎた今日でもこれでよかつたと思つて居る。無論歸京の時にはどんな大型のトランクが幾個ふへ様と問題にはして居ない、行き丈の問題である。ちと妙な物の云ひ方の様だが、ケースやバッグをならべてから、内容の荷物を考へ出す方が、いさゝか賢明な様に思はれた。二箇のケースには主として被服類、書物等を入れ、手提げ——普通のケース型をさけて、昔型の、型の割に内容の豊なるべきを選んだ——には土産物、手まはりの物、多少こはれる危険性のある物等を入れ、書物鞆には、書類、バスポート、紹介狀の類を入れて來た。そして手提と書物鞆はポーターの居ぬ時は常に自分で運び、身邊に置くつもりにして置いた。ケース二個は人手に委して運搬せしめ得る内容にした。従つて上陸の際もケースはクツクに委ねて通關させ、手提と書物鞆は自分で通關の手續をとつた。ケース二個は二日程手間取つてホテルに着いたが、内容を覺悟して來たので、少しも不自由を感じなかつた。いづれにしる荷物全部が自分と共に一臺のタクシーで運ばれ、いづれも一人のポーターなりショファアなりが運び得る程度の重さと量としたのである。筆ついでにもう少し荷物の事を書かせて貰はう。半年過ぎた今日二つのケースは私の寢臺の下に置かれて依然、着物入れの用を務めて居る。手提も相變らず雑多な品物を入れられて部屋の隅に居る。書物鞆丈が本來の面目にかへつて、學校や研究室に行く時、書物や

書類を入れられて毎日私のお伴をする。しかし何かの都合で一週間を限度とする旅行でもする時にはこの書物鞆に着がへのシャツやカラー、齒ブラシ、齒みがき、剃刀の類、それにうすい書物の二冊位を入れてとび出す。輕快で實にいゝ。もし二週間にわたる旅行だつたなら手提をお伴にする、大陸にでも乗り出す時でない限りケースを動かす必要がない。恐らくこれは日本に歸つてからでも、この位の役目はして呉れるのだらうと思ふ。以上決して鞆屋の宣傳ではない。單なる私の經驗である。

さて器は出來た、何が盛らるべきであらうか。他の事は諸先輩が大分委しく述べられたので、私は主として被服類の事を述べさせていたゞかうと思ふ。私は日本を出る時洋服を一着丈新調した。これは決して外國に出るからと云ふ必要ばかりで新調したのではない。實はそれを名として新調しやうとして、尻のぬけかゝり、袖口の泣き出したのを我儘してしので來たので、ともかく一着丈新調した。しかも外國に出るのだからと云ふので東京一流の洋服屋で、ちと身分不相應な洋服を作つた。何たる愚だつたらう、もとより日本の手縫ひの洋服、親切な裁縫は有難いが、洋服は裁縫丈ではない、日本出來の袋の様な洋服を着てロンドン街頭を濶歩するのは些か氣がひける。

外套は死んだ義兄が歐洲大戰の起らうと云ふ年、イギリスに着て行つたお古を頂戴して、なほこゝに二年着古した時代物である。これ亦もとより新調に及ぼうとした時、先輩の某教授「兎も角それを着て行け、もし不要になつたら、テームス河口で水葬にするつもりで持つて行け、斷然新調してはな

らぬ」と云はれたので、襦袢を纏めて家郷を出づ、と云つた心持ちで出たが、今にして思へば實に有難い忠告であつたと、しみじみ思つて居る。

ドイツやフランスの事は知らぬが、イギリスはロンドン一流の洋服屋で、飛切りの生地を使つても九十圓なら堂々たる服を作る。不斷着なら二三流どころで四五十圓出したら、立派な身體に合つた。スマートな服が出来上る。何を苦しんで輸入税を拂つたイギリス生地で形の悪い服を作つて来る必要があらうか。ロンドンに着いたら、第一に洋服を作るつもりで、一枚看板の古着でおつ通して来るに限る。寄港地等問題ではない。私もなぜあの尻のぬけかゝつた、袖口の泣き出した古服で来なかつたかしらとさへ後悔して居る位だ。

もし有りあはせの古着があつたら黒地の服と薄色の合着を用意せられたら十分だと思ふ。白服はかなり航海中着る時機が長いから少くも二着は用意せられたい。しかし斷じて新調するには及ばぬ、詰襟だらうが何だらうがかまつたものではない。いづれも上陸後不要だと思ふものは、上陸させずに船にたのんで日本に戻せるのだから心配はない。どなたかモーニングを必要とせられた様お書きになられたが、イギリスでは先づ必要はなからうと思ふ。船によつてはタキシードを必要とせらるゝ事もあるそうだが、日本船では先づ不要と思ふ。私の乗つたK丸には労働會議の政府代表である某氏が、先達格で居られて、暑い時は白麻の長い支那服を着て食堂に出て來られたので、我々はすつかり氣を強

くしてしまつた。紀元節の日臺銀の某氏が紋附袴で出られたのは、うれしかつた。唐人の女共がキモノと稱して日本の長襦袢様の物や、印半纏の變形したものを着てデイナーに出るのだから、紋附袴だつたら堂々たるものだ、敢ておすゝめするのではないが、日本で變な型のタキシードを作られる位なら、有合せの紋附袴をと申し上げて置く。東洋趣味の教授の所に招待せられた時等こんな服装で行くのは最も當を得てる氣がする、但し日常日本服を着て大道をねりまはす丈の勇氣ある男は、一寸まだロンドンに見當らぬ、何かまふものか國粹だと仰せられなくともさ。 "In Rome we do as Rome does." だと思へばい。

洋服の事はこの位にして、その他の被服類の事を書いて見やう。

第一にシャツだ。シャツと云つたら、日本で云ふ縞シャツ或はワイシャツと云ふか、それである。(ワイシャツと云ふ字位亂暴な文字はない、縞のワイシャツだの、御叮嚀にも白のワイシャツ等と日本では云ふが、沙汰の限りだ、文字の事は姑く之れを舍く、たゞその意味のものだと思つていたゞけばいゝ) 縞シャツは少くも四着は用意せられたい。アメリカは成金國で別だが、イギリスに來るに縞シャツは全々不要である。恥を云はねばわからぬから申し上げるが、かく申す私も友人に貰つた不二縞のシャツと、一生の思ひ出にと思つて作つた鹽瀬のシャツを持參した。イギリスでは百萬長者か、貴族でゝもあれば知らぬ事、普通の人で縞シャツを着てる者は全々ない。ロンドンに居る日本人

仲間からも絹シャツ等着て行つたら、すつかりお上りさんあつかひをされる。無論絹シャツ等着込んだらイギリス人は驚く事申す迄もないが、絹シャツ位で驚かした所で何にもならない。それより亂暴な洗濯に會つて茶つぼくされる事と五十錢宛洗濯料をとられる事の方がよつぽどつらい。私も早速こつちの生地で注文して木綿のシャツを作り、絹シャツはアメリカにでも渡る時着込むつもりで、しまひ込んでしまつた。

十四吋以上のサイズならどこにでもあるから、御心配無用、但し首つ玉の所に握り拳の入るかと思はれる様なガブガブのシャツはお召しにならぬ様願ひたし、ソフトカラーで十分。七八本は御用意あられたし。

次には肌着、日本で申すシャツ、こちらでは Vest と云つて居るもの、當座の間に合せて冬の毛メリヤス上下三着、合薄毛メリヤス上下三着、半毛もしくは木綿メリヤスの半袖及パンツ（長股）三着位お持ちなされたら如何かと思ふ。船中着る爲に縮綿の肌着上下二着も用意せられたら可と思ふ。もう一つ日本で何と申すか知らぬが、こちらでテニスシャツと云つて居る、襟の折つた白シャツを一、二枚用意せらるゝがよろしからうと思ふ。無論こちらにもあるが、船中暑い時の爲と當地に着いてから日曜の散歩等に必要なので、決して不要にはならぬ。ネクタイなしで船中ことに輕快でよろしい。順序として、次は猿股もしくは下帯の事を述べるのだが、日東男子ならばこそ緊裸一番もあり、和

服にこそ猿股も必要であるが、御承知の如くこちらでは全々用ゐぬらしい、洗濯にも出せず捨て場にも困つた話をよく聞くが、依然猿股の趣忘じ難い友人がパンツの短い奴だと云つて洗濯に出すので、普通のツボン下並に洗濯賃をとられる、と云つて笑つて居た。船中用ゐて地中海あたりに水葬するつもりなら二三枚御用意なさるも苦しからぬ事と思ふ。なれて見ればさほど苦痛のものでもなし、ズボン下をはいて、シャツの長い末端で大事に包んで置くのだから、それ程粗略にも取扱つて居ないつもりだ。

次第に下に降りて行く、次は靴下。決してやすくはない。日本を出る時洋品屋がしきりに實用向の木綿靴下を澤山持つて行けとすゝめて呉れた。大して荷厄介と云ふ程でもないで持つて來たが、こつちの毛の靴下をはいてからは一寸はく気がしなくなつた。イギリスは眞夏でも毛の靴下をはく、しかも決して不快ではない氣候の関係だと思ふ。我々普通の日本人には九から九半位のサイズが丁度いいのだが、子供の店にでも行かぬとない、大てい十から以上だ。これを要するに靴下はそれ程餘分を持つて來られる必要は認めぬ。絹靴下は先づ不要。どうせ持つて來られるなら、タキシードでも着る時の爲に黒の絹靴下でも持つて來られたらと思ふ。

次は靴。日本に居る時、昔々洋行された某教授がイギリスでは黒の編上に限る、と云はれたが、來て見ればそんな事はない。短靴でもよい、赤革でもローダスでも何でもよい。しかしわざ／＼日本か

ら用意して来る程の事も無い。黒の編上一足はいて、スベヤーは持つて来られる必要はない。靴は比較的安價の様である。短靴だつたらスバットを用意せらるゝのもいいと思ふ。たゞ私の経験からスリッパ(と申しても日本の草履がはりにするのではなく、日本で云ふスリッパと短靴の合の子の様なもの。もう少し具體的に云ふと、よく日本の醫者が往診に行く時履いて行く、靴ともスリッパともつかぬもの)は船中でデツキシユーになり、こちらの室内靴になるので、是非用意せらるゝ事をおすゝめする。白靴はテニス以外用ゐぬから用意せらるゝ必要はないが、船中輕快でいい。もしお持ちになるなら、踵のかたいのや、底革の白靴ではなく、テニスシューズを持參せられたらいいと思ふ。急に飛び上るが帽子の事を申し述べやう。帽子は鼠色のソフトとハンティングとを用意せられたら十分である。ハンティングは船中だと、イギリスの日曜の散歩等に用ゐる爲に。しかしこれも決して上等の物を用ゐられる必要はない。上等のが欲しかつたら、いくらでも上等なのが當地にあるのだから。

以上で大略身體の形はついた。がさてこの他に、室内で着る温袍一枚、セル一枚、浴衣三枚位用意せられたらいいと思ふ。日本人の我々にはやはり浴衣を寢衣にするのが最も心持よい様である。Pajamas等を用意するにもあたるまいと思ふ。錦紗の兵兒帶と博多の下締(巾一寸位のもの)を持つて来られたらいいと思ふ。下締は晝はズボン下を締め、夜は寢衣の紐にするのに都合がいい、御承知の如くこ

ちらでは自分の寢室は完全な自分の王國である。どんな風をして居やうが少しも差支ない。せめて夜丈でも日本の氣分になられるのもよからうと思ふ。

ハンケチは木綿のを一打もあつたらよからうと思ふ。イギリスやベルジウムの様に麻で有名な國に高價な麻ハンケチ等を持つて来るのは感心しない。絹ハンケチは、むしろ土産物に屬するが、小型の女持ちのがいい、色縁のものか色物がいい。御土産としては殊の外アブリシエートする。二打位持つて来られてもいいと思ふ。色によつては我々が上着の胸ポケットに入れるにも用ゐられる。

タオルは當地のは大型で粗剛なものばかりだ、若しくは麻織物である。日本人の潔癖性から日本型のタオルを半打程旅行用のつもりで用意せらるゝも可。

ちり紙は随分用意せらるゝがいいと思ふ。日本の様な上等なものは全くなし。尾籠な話で申し譯ないが、一年餘もイギリスに居る友人で、なほ便所でこちらの紙を使へないと云ふ男が居た。

だんくゝ取りとめなくなるが、今ケースを點檢し乍ら次から次へつぎ足して行く。藥品、船によつた人は、船酔の藥品を主張する、食物の變化から便秘を起した人は、便秘の薬を主張する、各々主張する所はその人とその場合とによつて異なる。元來あまり強くない私の爲に藥劑生の友人が色々な薬を調劑して呉れた。船酔を始めとして、胃散、緩下劑、下劑、下痢止、腹痛止、頭痛止、眠劑、と云つた種類のを呉れた。この他アスピリンバイエルだのダイモールだのを用意し

て来た。無論船中には完備した諸薬品があるから不要だが、上陸間もなく勝手の知れない時に病氣に見舞はれるのをおそれてだ。幸にまだどれの御厄介にもなつて居ない、がいと、神経の尖つた私が、こつちに來て時折いらいらしては眠剤や頭痛止、アスピリンの世話になつた丈である。

次に少々土産物の事を書いて準備の項を終りたい、土産物に就いては私は敢て主張したい。西洋人が好むだらう等と云ふ考からキラ／＼した安價な物は絶対にさけられたい。少くも自分が贈つて恥しくないと思ふもの。逆に考へれば自分が貰つて實際アブリシエートすると思ふ物を送るべきだと思ふ。例へばこちらの店頭で見る日本品。九谷まがひの金ピカの花瓶や、粗悪きはまる金蒔繪の塗盆等を見ると、私は片つばしからたゞきはしたい様な氣がする。假に「これは君の友人某から貰つたのだ」と云つて喜んで居る西洋人から、こうした粗悪な品物を見せられた時、我々は何と應答していいか實際困つてしまふ。

しかし茲で誤解をさけたいのは、土産物は高價なものと主張するのでは斷じてない、一筋の日本手拭にも日本味の漾ふものならいと云ふのだ。己をいつはりたくなないので。陶器にした所が、勿論我々東洋の血の流れてる者程の理解は要求し得られないが、金ピカのまがひ物と吳須とを比較して、西洋人と雖も吳須を選ぶに躊躇しない。我々も幼時ヨーロッパから送られた、ビスケット箱や煙草の罐の繪模様を眺めながら遙かエクゾチックな感じを味はつて居たが、今にして思へば馬鹿々々しい

事になつてしまふと同様である。

いづれにしる贈り物は、絹ハンケチや廣巾の羽二重でもある以外は實用品と云ふ事は困難になつて來る。いきほひ裝飾品と云ふ事になる。日本娘の博多人形も喜ばれる。京人形もよい。押繪の羽子板も喜ばれた。木彫の人形もよい。版畫も面白い。舞扇は殊の外喜ばれた。

陶器としては、荷厄介を我慢するならば大型の皿か花瓶の如きものがよからうと思ふ。

塗物は小箱、文箱お盆等の上等な蒔繪なら、この上もない。

たゞ、茲に一つ念頭に置かねばならぬ事がある。それは裝飾品である以上、西洋間に置かるゝ事を條件の中にとめて置かねばならぬ事である。

日本の遠ひ棚ならばこそ、木彫の奈良人形もふさはしいのだが、どぎつい周囲の裝飾の中に伍してマントルピースの上に置かれる。寸に足らぬ人形は、いかに優れた作品でも、ちと可愛そうな氣がする。従つて數多く贈るより、比較的大型の物を心掛けて用意せられたら如何かと思ふ。盆や舞扇も實用にされるよりむしろ壁間に飾られるものであり、皿も人形もマントルピースの上にならべらるゝ事が普通である。

私が何の考もなく持つて來た版畫の封筒と祝儀袋とが、思はぬ歓迎をうけたのは面白かつた。

日本風俗や日本風景の繪葉書（なるべく日本の文化を誇るべく上等の物を持つて來た）も大いにア

ブリッエートされた。たが或日本人が憤慨して、こう云ふ事を云はれたのを聞いた。「日本から版畫や田舎風俗はかり土産に持つて来るので、こつちの人間はまだ日本は御維新頃の日本だとばかり思つて居る。ちと啓發してやらねばならぬ」と云ふのだ。尤な聲だと思ふ。丸ビルか堂島あたりの繪葉書もちと用意せられたら如何かと同意する次第である。

「附記」書物の事。御同様商賣道具の書物を附記とは何事だと仰せらるゝかも知れぬが、これこそ商賣商賣人々個々何とも申し上げ様がない。敢て共通な物をと申されたら、英獨佛の小型の辭書に、日本の小辭林程度のものを用意せられたら如何かと思ふ。附記と申して決して差支なからうかと存ずるたゞ私の場合文を附加せば私の如く全く私以外日本人の居ない市に住んでるものは、何か日本の年鑑でも持つて来ればよかつたと思つて居る。日本都市の人口や鐵道の事等を聞かれて正確な、責任ある返答が出来なくて困る事がある。それから時々何か日本文で書かれた、英國史や英文學史が欲しいと思つた事がある。私の如く形而下の研究をしやうとする者が、わざわざ厚卷の英文のヒストリーを讀む根氣と力とがないからである。趣味としては謠を樂んで時に寂しさをまぎらして居る人もあつた。一管の尺八に托して思ひを家郷にはせて居る人もあつた。自分の事ばかり書いて申譯ないが、一店員であつた義兄が、大戰當時、獨逸潜航艇の横行する大西洋を横切る際、船中芭蕉全集を讀んで始めて翁の偉大さを知り、日本人たる事をしみじみうれしく感じた事があつたと話して居たが、趣味の書の

二三冊は、神經衰弱の豫防にこそなれ、必ずしも研究の障にはなるまいと思ふ。

税關の事

課税は科料ではない。課税を恐れて品物を制限する必要もなければ、課税されたからと云つて恥辱であると思ふ必要ない位の事は萬々承知で居ながら往々脱税これつとむるむきがあるが、どう云ふ事かしら、由來日本人は英國の税關に非常な信用があつたのだそうだが、時折煙草の脱税や時計の脱税をはかつて、堂々新聞紙上に赤恥をさらしたりした事から、近來はあまり信用があるとも云へぬ。友人某が何等課税品を持たぬにかゝはらず、ドーバー通過の際思はぬ迷惑をした事を話されたが、お互の爲だ、つゝしんで貰ひたいものだ。

前記ケースの所で述べた如く、二つのケースには課税品を入れなかつたので、クツクに托しても無論無税通關であつた。手提の中には絹ハンカチもカルタも麻雀牌もあつたので、當然課せられると思つて居た。

税關吏が船に来て（私は直接ロンドンに着いたので）課税品目の表を見せて呉れた。煙草、アルコール類、香水、藥品、樂器等あつた様に思つて居る。ランプの二組ある事麻雀牌もある事迄示したが、何等の税金を要求されなかつた。氣にやむ事は全々ない。パーサーは「何でも正直に向に好感を持たせる様にすればいいのです、假令課税しても大した事はしませんから」と役向をはなれて云つて

居た。ほんとうにそうかも知れぬ。

マルセーユの税関では、荷物扱の商賣人が我々にも見える程度に公然袖の下を使つて居た。そしてビルに税關吏へ心付けと云ふ品目を書いて來たと聞いて居るが、我々素人はどうかしら何とも申せな

英國に永く住んでる友人が、マルセーユ迄知人を迎に出ての歸りドライバーを通過する時、その知人が友人に托した二つのケースには絹物、香水その他の課税品を以て充されて居た。而して友人自身のケースには寢衣、洗面道具等の様な物ばかりしかなくかつたのだそうだ。税關吏の聞くに答へて「私には何々が課税品かわかりませんから、御覽下さい。この二つのケースには多分課税せらるゝ物が入つて居ると思ひますが。このケースには寢衣や洗面道具だけです」と云つたら、そこは人情で「ではそれを拜見ませう」と云つて友人のケースを見たそうである。言の如く寢衣その他であつたので「よろしい」と云つて、あとの二つは開きもせず、パスした事があつたそうである。

下宿の事

私は準備に筆を起して、税關の事を書き、下宿の事を記して筆を擱かうと思ふ。何故なれば、この三つが日本に居る時、海に向ふ岸を考へながら心配した事どもであるからである、船中の事や、寄港地の事は楽しみでこそあれ、一寸も心配な事ではなく、且つは諸先輩も大分書かれたので略す事にし

た。

ロンドンの知人を頼るの便利な事は誰しもわかり切つた事で申す迄もないが、誰もたよる人のない場合でも、船中の知合その他によつて、大ていはロンドン在住の誰かを知り得るものであり、一度會へば誰でも百年の知己かの如く遇して呉れるので實に有難い。ロンドンには日本人經營の旅館が三軒ある、決してイクスペンシブでもなく、何かと便利だから一先づこゝに草鞋を脱ぐのもよからうと思ふ。そして二日経ち三日経つうちに知人も出來、案内も知るから、徐に下宿さがしをして然るべきだと思ふ。新聞廣告しても十や二十の返事は來る、先づ一週三磅見當のところではあるまいかと思ふ。下宿を三通りに分けて考へて見る、一つは日本人を未だかつて置いた事のない所、一つはかつて日本人を置いた事のあるところ、而して第三は現に日本人の同宿人の居るところ。その各々に得失はある。第一の場合は全く日本人に理解がないから、徒にイギリスの習慣を固持して遇する爲、時に感情を害する事が間々ある。しかしほんとうにイギリスの家庭を解し、英語を修得せんとするならばこれに越した事はない。自分の力を以て、日本人とは如何に優れた國民なりやと云ふ事を如實に示す上に於て最も痛快だと思ふ。第二は、すでに日本を前住者によつて會得して居るから何かと便利であるが前住者の時いた善なり悪なりの結果を負はされねばならぬ。よきにつき悪しきにつき比較さるゝ事を覺悟せねばならぬ。英語の修得については第一に亞ぐ事申す迄もない。第三、同宿日本人が氣の合ふ

友人であれば、甚だ便利だ。就中病氣の時等この位有難い事はない。しかしお互外國に出ると誰しもが多少神経をいらつかせて居るので、かなりの忍耐が双方に必要なだ。氣強くはあるが英語の修得の上で大いなるロスがある事を思はねばならぬ。

私はこゝで英語の修得と云ふ言葉を三度繰り返した。私は先にも述べた如く、英語の修學にイギリスに來たのでもないのに、何を苦しんで日常會話を修得する事のみを條件にするかと、あやぶまれるかも知れぬが、神経衰弱の第一原因は日常會話の不完全よりうける不快に基くと斷言する。勿論食物の變化、生活様式のちがひ、氣候の不快その他云々による事申す迄もないが。よつてこの難關を一日も早くきりぬける爲に、私は第一第二を敢ておすゝめするのである。

又しても自分の事を書くが——尤もそれより他にいゝ方法がないから——
私は茲の學校の教授の紹介で、今の下宿に落ちついた。先にも述べた如く、現在はこの市に私以外日本人が居ないのだから止むを得なかつたが、私は進んで第一の形式をとつた。(進んでと云ふ意味は第二の形式もとればとれたからだ) 私は最初に云つた。「日本から眞直に來たばかりで、英語は話せず。こちらの習慣は知らないのだから、何でも教へて呉れ。私は與へられた一年のイギリス生活だから、完全に型の如くイギリス生活をやるから」と宣言した。お恥しい次第だが、神経がいら／＼して眠れぬ晩も三日や四日ではなかつた。苦しかつた。母の寫眞を見ていると知らず／＼涙がにぢんで來

た事も一再にとゞまらなかつた。妙なセンチメンタルになる事が幾日かつていた。しかし私は押し通した。幸に家庭もいゝし、同宿の者達も愉快であり、親切であつた。ドイツ人フランス人スペイン人等と同宿したが、半年経つた今では私が最も年寄の信用を博する様になつた。(必ずしも金錢の事ばかりではなく) 私は日本では随分手のつけ様のない人間だつた(こつちに來る時も友人は國外追放かとからかつた位に)それが日本人の居ない、こうした所に來ると意地になるのだ。國際争闘とでも云ふのか、日本人とはこんな者だぞと云つて見せたくなるのだらう。「大和男の子の名譽の爲に」と云つた氣持が多分に働くのだ。今では家族の者達はすべてクリスチャンネームで呼びすてにする程度の親しさになつた。私は何時も食堂の人氣者になつて居る。人情は皮膚の色等を遙に超越する。年寄は「お前は一人の母親を國に残して寂しがつて居るのだが、私はお前のお母さんより年寄ではあるが母親と思つて何でも相談して呉れ」と云ふ。着物の事から、食物の好惡、金錢の事から、身體の事迄、時には煩はしくさへ感ずる事があるが、總て腹の立つ時は、「あゝ修業だ。日本に歸ればな」と思つて忍ぶ。年寄も私を「マイ・デイナー」と呼んで子供の氣で居る。そこに寸毫も人種的偏見等はない。必ずしも總てが、こうと云ふ譯でもないが、下宿に居るのも努力だ。私の様な我儘者で語學的低能でも、どうにか茲迄漕ぎつける事が出来る。

この位で擱筆する。以上駄筆を弄したが、多少なりとも諸賢の御參考になればこれにすぎたる幸は

なり。(ホ) 馬耳塞ヨリ巴里ヲ經テ伯林マテノ旅行

某在外研究員報告

- 一、馬耳塞市中ノ見物ハ、五六時間モアレハ充分。
- 二、馬耳塞カラ巴里マテ、急行テ約十二時間ヲ要ス。汽車ハ二等テ充分(二等ハ一室八人乗一等ハ六人乗リテス)若シ座席券テモ買ヘレハ尙更二等テ十分テス。二等約三十圓。
- 三、巴里ヨリ伯林ニ至ル鐵道ニ二ツアル。時間ニ大差ナシ。一ツハ巴里ヲ過キ、比較的獨逸ノ北部即「ケルン」市、「ハイヴァー」市ヲ經テ、伯林市「ツオー」停車場 (Bahnhof Zoologischer Garten) ヲ路シテ Bahnhof Zo. 呼ンテ居マス)又ハ「フリードリッヒストラセ」停車場ニ至ルモノ。一ツハ佛國ノ東部「ストラスブルグ」ヨリ獨逸ニ入り、「フランクフルト、アム、マイン」ヲ經テ伯林市「ポツタムステイション」ニ到ルモノテス。時間ハ急行テ約四時間ヲ要シマス。此レモ二等テ十分テス(一等ハ四人乗二等ハ六人乗テアル)。汽車賃ハ一等ニテ約六十五圓(大正十四年四月一法十三錢一馬六十錢)二等ニテ約四十圓ヲ要ス。座席券ハ買ツテ置ク方カ安全ナル。
- 四、伯林ニテ日本人ノ多ク住ン居ルノハ「ツオー」停車場ノ附近ナル。「フリードリッヒストラセ」停車場ニ下車スルモヨシ。「ツオー」ノ方カ便利ナル。

五、列車ニテハ佛貨、獨貨、英貨、日本貨何テモ食堂ヲ兩替シテ吳レル。通貨トシテハ佛領ニテハ佛貨、獨逸ニテハ獨貨ナル。

六、巴里ノ北停車場ヲ出テ伯林ニ至ル列車テハ、獨領ニ入りテ初メテノ驛「アーヘン」ニテ「バスポート」ノ検査ヤ荷物ノ税關検査カアル。何レモ係員カ列車内ニ來ルカラ面倒ハナイカ、若シ大キイ荷物ヲ托送シテアレハ此處テ下シテ、本人立會テ調ヘルカラ一度呼ヒ降サレル。チツブヲ少シ握ラズレハ話ハ早イカラ、小錢ヲ用意シテ置クコト。

七、「マルセーユ」ヨリ伯林ニ到着マテノ費用ハ、大正十四年四月ニ於テ汽車、自動車、旅館、食費其地普通ノ見物費ヲ合セテ、日本金約百五十圓乃至二百圓ニテ足ル。

(へ) 日本ヨリ丁抹へ

大正十三年六月

某在外研究員報告

三月日本出發ニ際シテハ、瑞西國經由獨逸國入國ハ税關ノ關係上、可ナリ困難ナルニヨリ、巴里ヨリ「ベルギー」「オランダ」經由獨逸ニ入り「ハンブルグ」「ワルネシュンデ」ヨリ、丁抹ニ入ルカ良シト聞キシモ、マルセーユ上陸後「トーマスタック」及「コペンハーゲン」迄ノ通シ切符ヲ吳レタリ。其ノ道最モ近キカ如シ。且尤モ煩ハシク考ヘラレシ國境、税關ハ何等ノ面倒モナク、極メテ簡單ニ殆ント検査ヲ要セシテ済ミタリ。「バーゼル」ハ瑞西、獨逸側ノ停車場ニテ相應ニ隔タリ其ノ間ヲ自動車、馬車ニテ

往復スルノ不便アリ。若シベルリンヲ經由セント欲セハ、豫メ指定スルヲ要ス。

「ハンブルグ」ヨリ「コペンハーゲン」直通ノ汽車、朝八時ニ出發シテ午後七時十分頃到着。獨逸海港「ワルネシュンデ」ヨリノ海上ハ、列車其ノ儘船上ニ乗り、何等乗換ヘ等ノ煩ナシ。海上ニテ丁抹國ノ稅關吏來リテ荷物ヲ検査ス。此モ極メテ簡單ナリ。托送セシ鞆類ハ荷物運搬人ニ鍵ヲ渡セハ適宜ノ處置ヲ取ル。其ノ賃金約一マーク荷物携帶ニ關シテ小生ノ考ヘニテハ、二尺二寸位ノ鞆數個ハ運搬人ニ托シ、客車内ニ持チ込ム事ヲ得ルヲ以テ、荷物ヲ自分ノ手元ニ置ク方、國境通過ニ當リ便利ナリ、托送荷物ハ時タマ遲送サル、事アルヲ以テ、國境ニ其ノ到着ヲ待ツノ不便ヲ見ル事アリ。丁抹人ハ一般ニ日本人ニ好感ヲ有スルカ如ク、小生ノ同乗セシ六人ノ如キハ、食堂車中ニテ「遙ニ日本ヨリ遠來セシ君ノ健康ヲ祝ス」ト乾杯スル等ノ好感ヲ見セ、其ノ中ノ一人ノ如キ、小生ヲ態々ホテル迄案内シ、翌日モ余ヲ尋ネ日本名譽領事ヲ調査ナシ、郵便局其ノ他主要ノ場所ニ案内セリ。他ノ一人ハ其ノ後ノガイドヲ引キ受ケ、殊ニ小生ノ希望セシ教室ノ餘地少ク、入室困難ナルヲ聞クヤ、擔任教授ヲ訪問シ斡旋大イニカメタリ。其ノ厚意ニヨリ小生ハ希望ノ教室ニ入ル事ヲ得タリ。同人ハ銀行家ニシテ甚タ多忙ナルモ、邦人ニ對スル好意非常ナルニヨリ、次ニ姓名ヲ紹介ス。

C. W. Host. 40 Norre broyade (自宅) Nora 143 y (電話)

Privat banken Trianglen Copenhagen Denmark. (事務所) Central 6578 (電話)

名譽領事ノ住所姓名

Andres Siels petersn, Japanese Consulate general, Frederik sq. 9. (電話 Central 1243)

Copenhagen Denmark.

(ト) 亞米利加廻リ

大正十三年

某在外研究員報告

出發ニ際シテ荷物ヲ如何ニスヘキカハ、最初ニ誰モ當惑スル事テスカ、私ハ「キャビントラック」ト、「シュエーツケイス」ト「ハンドバック」ノ三個ニシマシタ。尤モ荷物ノ少イ方ハ、「キャビントラック」ノ必要ハナイテセウ。又「シュエーツケイス」二個、「ハンドバック」一個ニスルノモ一策ト思ヒマス。稀ニ「大型トラック」ヲ準備ナサル方モアリマスカ、此ハ自動車ニ這入レナイノテホテル停車場間ノ往復ニ特ニ運送屋ニ頼マネハナラン面倒カ起リマス。尤モ「キャビントラック」ハ容易ニ自動車ニ入りマスカ若シ書籍ノ如キモノヲ入レルト、一人ノ手ニテハ持チ運フニ困ル場合カ起リマス。何レニシテモ鞆類ハ、日本ノ調製ノ場合ハ必ス革製ニナサル様御ス、メシマス。フワイバー製ハ亞米利加ノ方カ廉價テ且品質優良テスカラ、フワイバー製ナラアメリカへ來テカラ御需メニナル方カ得策テス。皮製ハアメリカニハ良イ品カアリマセン。尤モ驚ク可キ高價ノモノハ別テアリマス。御承知ノ通り米國ハ物價一般ニ高ク、シヤツ其ノ他日用品ハ相當澤山携帶ナサル方カ良イト思ヒマス。但シカラー丈ケハ船中ニ

テ用フル分ニ止メテ、米國ヲ購入ナサル方カ良イ様テス。洋服ハ日本ニ比シテ稍々高價テセウカ大シタ差等ハアリマセン。良品ハ日本ト同様ヤツハシ英國製ノ地ヲ用ヒマス。燕尾服、モーニングノ類ハ全ク着用スル機會ニ遭遇シマセンテシタ。タキシードモ強ヒテ新調スル必要モナカロウト思ヒマス私ノ太平洋横斷ノトキハ、船客ノ約三分ノ一カ着用シテ居リマシタ。然シ太平洋横斷ノ一等船客ハ此ヲ携帯スル必要カアルト言フ事テアリマス。石鹼、手拭等ハ船中、ホテル、寢臺車何レヘモ充分ニ準備シテアリマス。石鹼、落紙ノ如キハ安下宿ニ至ル迄供給シテ呉レマスカラ、用意スル必要ハアリマセン。尙私カ持參シタモノ、中、不用品ハ革製「スリッパ」トズツク製洗濯物入ト、化粧箱テシタ。此ハウツカリ商人ノ甘言ニ乗セラレテ、購入シマシタカ、後二者ノ如キハトランク入場所塞ニナリ、始末ニ困ツテ居リマス。尙持參シナイテ困ツテ居ルモノハ、絹製蝙蝠傘テス、此ハ一般旅客ニハ不用テスケレトモ、一ヶ所ニ永ク滞在スル人ニハ是非トモ必要テス。又金ハ船中ニテノ使用額百圓位以外ハ、全部弗トシテ持參スルカ、或ハ弗ノ信用狀ニスル方カ有利ト思ヒマス。圓ノ現金ヲ持參スルト兩替ノトキ損ノ様テス。若シ多額ノ金テ歐洲テノ使用金額迄御持參ノトキハ、弗ト磅ノ二種類トシ（信用狀）相場ノ高低ニ應シテ有利ノ方ヲ使用ナサルノモ一策テセウ。要スルニ圓ハ船中ノ小使錢以外ニハ、携帶シナイ方カ良クハナイカト考ヘマス。

航海及着米

若シシヤトル航路ヲトレハ、船賃ニテ利スル所カアリマスカ、私ハハワイ見學ノ必要上、又氣候温暖ナル理由テ桑港航路ヲトリマシタ。太平洋ハ其ノ名ノ如ク平穩テス。房州沖テ少々船暈ヲ感シマシタカ、朝寢坊ヲシタトキ以外ハ一度モ缺サス食堂ニ出マシタ。日本内地ハ嚴寒ノ頃、船中ハ暖テ合服テ通シマシタ。ハワイテハ水泳ヲ試ミタ連中迄モアリマシタ。桑港到着ノ際ハ官命旅行ノ一等船客ハ、何等ノ検査モナク直ニ上陸カ出來マシタ。桑港ニハ日本人ホテル（小川帝國）カアリマス。棧橋迄迎ヘノ自動車カ來テ居リマス。初メテノ旅行者ハ日本人ホテルカ色々便利ナコト、思ヒマス。桑港對岸バークレーニハ加州立大學カアリマス。若シバークレーテ外國人ノ家ニ下宿セントセハ Good Seely Anderson Fisher 等ノ家カアリマス。此處「バークレー」テハ日本人ヲ置ク白人ハ極メテ稀テアリマス。然シ中西部、東部テハ日本人ヲ嫌フ事ハアリマセン。殊ニ中西部ノ獨逸系下宿テハ、大イニ日本學生ヲ歡迎シマス。

亞米利加橫斷

桑港カラ市俄古ヲ通ツテニューヨークニ出ル線ハ二通りアリマス。一ツハサクラメント及ソートレーキヲ通ル線テ、最短時間テシカゴニ出ル事カ出來マス。第二ハサンタフィー線テ南加州ニ出アリゾナニューメキシコヨリカンサス市ニ出テ市俄古ニ至ル線テ、ロスアンゼルス市及グラントキヤニオンヲ見物スル事カ出來マス。尤モ一旦ロスアンゼルスニ出テ、再ヒ北行シソートレーキニ出テ、市俄古ニ

行ク事モ出来マス。何レモ汽車賃ハ同一テ(桑港カラ市俄古)汽車賃ハ十三弗ブルマン寢臺車下段二十三弗餘テス。尙其ノ外ニ市俄古ヲ通ラナイテ、メキシコ境カラテキサス州ヨリワシントン市ニ出ル、サバンバシフイツク線モアリマス。シヤトルカラ市俄古ニ出ルニハ、別ニ直通線カアリマス。途中下車並ニ下車度數ハソレノ指定サレテアリマス。カ、ル旅行案内ハ船中ニ澤山準備シテアリマス。數ヶ月以内(今迄ハ十一月月テシタカ)ニ米國ヲタ、レル方ハ、亞米利加横斷鐵道ト大西洋汽船ノ連絡切符ヲ御求メニナル様ニス、メマス。汽車賃モ多少割引ニナリ、且任意ノ場所ニ任意期間途中下車カ出来ル便利カアリマス。但シ桑港上陸後二ヶ月以内ニ切符購入驛ヲ出發シナケレハナランソウテス。取扱ハ東洋汽船ノ桑港代理店テモシマスブルマン寢臺車ハ必ス下段ヲ取ル事テス。亞米利加ノ寢臺車ハ日本ノト異リ梯子カアリマセンカラ、上段ハ頗ル不便テス。尙亞米利加ノ事情、生活等ノ豫備知識ヲ得ルタメニハ Little Yankee (丸善ニアル)ト言フ書籍ヲ、御一讀セラル、様オス、メシマス。

(チ) 西伯利鐵道旅行者ニ對スル參考事項

(大正十五年四月二十八日附在「ノウオシビルスク」島田領事報告)

一 哈爾濱經由

(イ) 急行列車ノ連絡及狀態

東京ヨリ哈爾濱ニ至ル鮮滿經由ノ急行列車便ハ毎日アルヲ以テ頗ル便利ナルモ哈爾濱ヨリ莫斯科方

面ニ向フ急行列車ハ每週一回ニテ月曜日朝七時五十五分哈爾濱驛ヲ發車ス。隨テ本邦ヨリハ右ニ連絡スル様出發セサルヘカラス。本列車ノ連絡狀況ハ下關、釜山、奉天、長春、哈爾濱、滿洲里、知多ノ七ヶ所ニ於テ乗換ヲ要シ安東、滿洲里ノ二箇所ニ於テ嚴重ナル税關検査ヲ受ケサル不可。長春ヨリ哈爾濱、哈爾濱ヨリ滿洲里迄ハ「ワゴン、リ」即萬國寢臺會社ノ車輛アリテ一等、二等ト明白ニ區別セラレ食堂車モアリ、寢具モアリ、滿洲里驛、知多間ハ軟車、硬車ノ區別アリテ一、二、三等ト云フカ如キ區別ナシ。所謂一、二等ハ軟車ニ該當シ三等ハ硬車ニ該當ス。此ノ區間ニハ「ワゴン、リ」ノ車輛ナク「ステート、カー」即國有寢臺車ノミナリ。食堂モナク寢具モナシ、知多以西ハ知多莫斯科直通列車ニテ「ワゴン、リ」ノ車輛モ「ステート、カー」ノ車輛モアリ、双方共軟車ニシテ「ワゴン、リ」ノ方ハ各「コンパートメント」間ニ化粧室ノ設備アリ「ステート、カー」ノ方ハ一車ニ一個ノ化粧室ノミナレハ其點不便ナルノ外車内全體ノ設備ニ差別アリテ、外國人トシテハ「ワゴン、リ」ノ軟車ニヨルヲ必要トシ少クトモ便利トス。止ラ不得場合ハ「ステート、カー」ノ方ニテモ可ナリ。兩者共寢具ヲ備ヘ本列車ニハ國營食堂車アルモ價格頗ル高價ナリ。客車破損ノ場合ニ臨時ニ代理軟車ヲ連絡スルコトアリ斯ル軟車ハ設備モ惡ク寢具ハ別ニ註文スルヲ要ス。給仕ニ註文スレハ敷布二枚、毛布枕等ヲ有價ニテ貸與ス。莫斯科ニ直行スル旅客ヨリモ優遇セラル、モノ、如シ。

(ロ) 切符、寢臺券等

切符ハ「ツール」スト、ビユーロー」ヲ煩ハシ可成早目ニ莫斯科迄買置クヲ可トス。又寢臺券モ在哈爾濱「ワゴン、リ」代理店ニ打電シテ「ワゴン、リ」中ニ豫約シ置クヲ必要トス。何分一週間一回ノ急行列車ニテ浦潮方面ヨリ來ル旅客モアル事ナレハ直ニ滿員トナル虞アリ依テ早目ニ「ワゴン、リ」ニ寢臺ヲ取リ置クヲ要ス。在哈爾濱「ワゴン、リ」代理店ニ寢臺ヲ申込ム時ハ先ツ哈爾濱、滿洲里驛間ノ分ヲ發賣シ滿洲里以西ニ關シテハ在滿洲里「ワゴン、リ」代理店宛傳票ノ如キモノヲ發給ス。依リテ旅客ハ滿洲里驛ニ下車スルヤ直ニ同驛構内「ワゴン、リ」代理店ニ右傳票ヲ示シ切符ヲ購入スルヲ要ス同代理店ハ知多迄ノ分ヲ發賣シ知多以西ニ關シテハ更ニ同代理店發知多「デルトラ」支配人宛電報（電報料旅客負擔）ヲ打テ豫メ寢臺ヲ取リ置クヲ要ス。其際旅客ハ右電報寫ヲ手ニシ居リ知多驛ニ下車スルト直ニ「デルトテ」支配人方ニ赴キ寢臺券ヲ購入スルヲ要ス。寢臺券ハ是非「ワゴン、リ」ノ分ヲ入手スルヲ必要トス。右ニ關シテハ對「デルトラ」支配人トノ交渉ニハ萬事注意シ交渉宜シキヲ得ルヲ要スヘシ。斯クテ寢臺券ヲ得レハ莫斯科迄安全ニ便利ニ旅行ヲ續行シ得ヘシ。

(ハ) 手荷物

長春、哈爾濱ヨリ始マリ手荷物ノ車内持込ハ益々困難トナリ哈爾濱、滿洲里驛間、滿洲里知多間、知多以西ニ進ムニ從ヒ就中「ソヴイェト」領域ニ入ルト共ニ車内持込ハ大イニ制限セラレ、滿洲里驛ニテハ一人前二布度即九貫七百六十匁以上ハ車内ニ持込ム事ヲ許サス。他ハ全部托送トナサル不可。然

ルニ其ノ運賃ハ哈爾濱、滿洲里間一布度即四貫三百六十匁ニツキ約金三圓、滿洲里、知多間百「キログラム」ニ付約七留知多以西「ノヴォシビルスク」迄百「キログラム」ニ付約三十二留餘ト云フカ如キ高運賃ニ付旅客ハ可成荷物ヲ携帶セサルヲ可トス。昔日ノ如ク「スーツケース」ニテ多數車内ニ持込ムカ如キハ今日ハ實行不可能ナリ。

二 浦潮經由

浦潮經由ニ關シテハ實驗ナキヲ以テ詳細ニ述フル能ハサルモ敦賀ヨリ船ニヨリ浦潮ニ上陸、同地ヨリ二週間一回黑龍鐵道經由ノ特急列車又ハ每週一回ノ黑龍鐵道經由ノ「ウスカレヨンヌイ」(例普通急行共謂フヘキカ)ニヨリ知多ニ向フモノトス。此ノ經由ハ黑龍線ヲ經由スル爲ハ哈爾濱經由ニ比シ約二日多ク日數ヲ要シ又敦賀、浦潮連絡線ト浦潮發列車トノ連絡ニツキ豫メ慎重調査ヲ要スル不便ハアルモ乗換ナクシテ莫斯科方面ヘ直行スル便利アリ。旅客トシテハ乗換ヲ屢々行フニヨリテ蒙ル出費煩雜、不安等ヲ避クルノ利益アルヘシト思考セラル。荷物ノ多キ旅客ニトリテ浦潮經由ノ方有利ナラント認メラル。

(リ) 英國迄ノ船車ト倫敦ノ素人下宿ニ就イテ

大正十四年度

文部省在外研究員 某

私ハ文部省在外研究員トシテノ先輩カ後進ノタメ當局ニ報告セテレタ復命書ノ内渡歐ニ就イテノ注意

ニヨリ裨益スルところ多かつたノテ、多少ノ重複カアルカニツノ點ニ就キ述ヘテ見ヨウ。蓋シ體驗ノ貴重ナル事ヲ知ルトキハ如何ニ小ナモノテモ有益テアルカラテアル。私ハ英國へ留學ヲ命セラレ四月神戸ヲタツテ日本ノ船ヲ渡航シタモノテアルカラ時期ト船舶、ソレカラ途順ヲ佛國經由ト御承知ノ上一讀アラン事ヲ祈ル次第テアル。以下船舶中ノコト、鐵道旅行ノ事及ロンドン下宿ノ三段ニ分ツテ述フルコトニスル。

船中ノコト

日本郵船ハ一萬噸級トシテ日號即チ白山ヤ棒名、宮崎丸等ヲ選擇スルカヨイト思ハル、先ツ出來ル丈ケ早ク船室ヲ豫約スル必要カアル。殊ニ四、五月頃ニ渡歐スル場合ハ船客滿員ト承知スヘキテアル。船室ハ出來ル丈ケ一人ノ室カ良イカ二人テモ良イ、四人トモナルト長イ航海中ノコト、テ良イ事モアリ惡イ事モアル。何分ニモ著イ印度洋ヲ航海スルノテアルカラ、北側(往路ニハ右舷、歸路ニハ左舷)ヲ選擇スルカ得策テアルコトハ云フ迄モナイ。携帶品ハ出來ル丈ケ輕減スル事既ニ先輩ノ報告書ニモアル通り只コ、ニハソレヲ裏書スルニ止メル。尤モ日本郵船テハ携帶品ノ重量ニ對シ餘リ文句ヲ言ハンカラ必要品アラハ、大型トランクニ入レテ倉庫ニ藏置方(毎日一定時間ニ開倉セラル)ヲ依頼スルモ一策テアル。目的地到着後ハ貴重品入レトシテ盜難ヲ防クニモ都合カヨク下宿ニ於ケル金庫ノ代用トモナルノテ無駄テモナイ。飲食物ノ持込ハ絶對ニ必要カナイ。食事ハ分量モ多ク且ツ御馳走モアリ、

尙晝食ト夕食トノ間ニハ茶菓ノ饗應モアルカラ食物ニ不足ヲ感スル事ハ全クナイ。果物ヤ菓子罐詰類ハ決シテ持參セサルカヨイ。事實始末ニ困ツテ同船者ニ食用方依頼シ廻ル者多數見受ク。時候ノ關係モアリ、尤モナ事ト思ハル只飲物ニ就キビール、サイダー、ウイスキー等船内ニテモ販賣スルニ持參スルモ惡シカラス。服裝ハ隨分暑イノテアルカラ夏物ノ用意ハ勿論必要テアル。但シ英國ハ全然白イ物ヲ着用セスカラソノ積リテ新調セヌ方カ良イ、僅カノ日數テハアルカ寢苦シキ夜モアルノテ花莫産ヲ用意スル人モアル。船中ニテハ甲板上テ毎日運動スル方保健上良イ事ニ相違ナイカラ運動シャツ運動褌カアツタ方カ良イ。尤モ帽子ハ上陸ノ際使用スル丈ケテアルカラ日覆ノ用意カアレハ特ニ運動用ノ物ハイラヌスリツバハ運動スルトセストニ拘ハラス用意スルカ良イト思ハレル。着英後ニモ役立つ故ニ餘分ノ持參モ差支ナシ。尙一定期間水泳場カ設備セラレルカラ水泳ノ希望者ハ水泳着ヲ用意スル必要カアル。

洗濯ハ船中テヨクヤツテ呉レル。シャツ一枚二十五錢、麻服上下五十錢、カラーハ一本八錢、浴衣一枚三十五錢、ワイシャツ一枚二十錢(綿製)、四十錢(絹製)、洋服プレスシグ一揃一圓ト云フ風ニサシテ高カラス。又兩三日中ニ仕上ケテ呉レルノテアル。次ニ散髪代ハ一圓五十錢テアル。猶寫真モ現像トプリントヲヤツテ呉レルカ値段ハ船ニ依リ多少ノ相違ヲ免レナイ。此ハ船員ノプライベートテアルカラテアル。因ニ寫真機械ハ上海テハ安イノテ此處デ購買スル人ニ少クナイ。尙船中ニハ醫師ト療

養所カ完備シテ居ルカラ發病ニツイテハ心配カナイ。醫藥モ無料テ呉レル、病ノ際ハ成ルヘク早ク投藥ヲ求メ重態ニ陥ラヌ様用心カ肝要テアル。寄港地ノ碇泊時間ハ豫メ日時ヲ定メテ言フコトハ困難テアル。現ニ私ノ經驗テモ香港ハ朝入港シテ翌日出帆ト云フ計畫テアツタカ、船カ港口マテ來タ事ハ來タカ濃霧ノタメニ遂ニ夕刻迄立往生ヲ演シ僅ニ同港ハ其ノ夕景ヲ見タニ過キナイ。然シ定期船丈ケニ時間表ノ通り正確ニ行ク様テアルカラ上陸シテ各所ヲ見物スル場合ニハ時間ヲ誤ラヌ事カ肝要テアル尙寄港地ノ見物ハ人ニヨリ又時節ニヨリテ方面ヤ時間ニ相違ヲ生スル理テアルカ一般ニ外國人ハ是非共各地ヲ見物セントスル欲求カ少ナイ様テアル。名所モ行テ見レハ評判程テナイモノハ内外共ニ同シ事テアル。ソレヨリハ時間ト金ヲ節約スル方カ當世風テハアルマイカ、尤モ此處テ時間ト云フノハ勉強スル時間ヲ言フニ非スシテ無理ニ駈ケ廻ツテ病氣テモ起シタリ惡徒ノ手ニカ、リ餘分ニ旅費ヲ支出スルノヲ免レタ方カヨイト云フ意味テアル。事實讀書ハ航海中船ノ動搖（靜穩ノ場合テ風波ノナイトキテモ船ハ微動ヲ免レヌカラ讀書ヲ長クスル事ハ出來ナイ）航海中冷風アリト云フモノ、通過地カ熱帶丈ニ勉強ハ出來ナイノテアル。ソレカラ（又船中ニハ圖書室モアルカラ）書籍ハ一、二冊ノ外用意セヌカヨイ。船カ目的地ニ近付イテ來ルト起キル問題ハ船員ニ對スルチップテアル。佛蘭西アタリノ様又ハ税金ノ様一割ナラ一割トシテホテルカ食糧代等ニ加算シテ請求シテ居ルカ如ク先方カラ要求シテ呉レル方カ便利ノ様ニ思ハレルカ、ソレテハチップノ値打カナイト云フ人モアル、一般ニ外國人ハ

少額シカ出サヌ様ニ見受ケラル、カ日本人テ日本ノ船員ノ厄介ニナルコトモアリ、又船員ノ給料制度カラ云フモ少々張込ム必要カアル様ニ思ハレル。ソレテ船賃ノ一割ヲ次ニ述フルカ如ク分與スレハ船員モ満足スル様テアルカラ此ヨリ多クヤル必要モナク又少クヤル苦心ヲスル必要モ入ラヌト思ハル即チ一等ナラハ百圓、二等ナラハ六十圓ヲ標準トシテ各員ニ分ツノテアルカ、此ハ個人關係ノ問題テアルカラ船員トノ感情（例ヘハ室付ステユワードノ取扱方ノ良否ニヨツテ加減スルカ如キ）ニヨリ増減ヲ行フノハ勿論任意テアル。

一等船客

二等船客

室付ステユワード 四 十 圓 二十五圓

沿室 拾 圓 五圓

食堂 三十圓 二十圓

食堂監督 拾圓 五圓

デツキステユワード 拾圓 五圓

備考 チップハ右表ノ如ク分割セス全額ヲ食堂監督ソノ他ノオヒカー（パークノ類）ヘ分配方ヲ一任スル人モアル。又二人以上同室ノ場合ハ合同テ給付スル事モアル。此ノ場合ハ例ヘハ浴室ステユワード二十五圓ヲ與フルニ際シ、各七圓五十錢ヲ支出スルカ如キ便法モアル。

終リニ船中テノ心得一、二ヲ摘出スル事ニスル。

1、外國人ト同室又ハ同時ニ食事ノ場合ハ服装ニ意ヲ用フル事

2、外國人トナルヘク會話スルコト、自由ニ話セルト否トハ別問題テアル

3、食事中スープヲ音ヲサシテ飲マヌ事ノ作法ニ注意スル事

船員ハボーイト呼フ不可、ボーイナル用語ヲ嫌フカラテアル

船客仲間ノ運動會等仲間外レセヌ事

注意 船中ノ支出ハ洗濯代散髮代、ノ外運動會ノ費用一等十圓、二等三圓以上位ヲ要スル。航海中一回カ二回船員カ演劇ヲ催スル事アリテ寄附金ヲ要スル事モアル。此ノ外飲料品代等個人問題テアルカラ茲ニ記ス必要ハナイ。

鐵道旅行ノ事

汽車ヤ汽船ノ旅行ニ就イテ旅行案内所ヲ利用スルノモ又一策テアル。通關又ハ旅行免狀ノ事テモ此ノ種專門家ヲ煩ハス人モ少クナイ。佛國通過ニ際シテモ亦獨、伊ヘ旅行スルニシテモトウマスクツク等完備セル手配ト經驗ヲ以テ充分旅行者ニ満足ヲ與ヘテ居ル。旅行案内業者ヲ利用スルト色々ノ利害カアル。尙携帯ノ現金ハ橫濱正金銀行等ノ爲替銀行ヲ目的國ノ支店宛ニ預金振替又ハ送金爲替ノ取組ヲナスカ又ハ旅行信用狀トナシ、可成多ク持參セサル方カ良イ。尤モ持參ノ現金ハ船中バーサーニ預

托スレハ實ニ安全テ入用ノ金額丈、小出モ出來ル譯テアルカ、別記ノ金員ヲ寄港地ノ見物ニ要スル費用ノ外ハトーマスクツク社ノ旅行用小切手ニ振替フルモ得策テアルト思ハル。此ノ小切手ハ定額(五磅ト十磅ノ二種)ノモノカ十枚宛綴リ込アリテ寄港地ノ同社支店又ハ特約銀行ニ持參スレハ自筆ノ署名テ直ク現金ヲ渡シテ呉レルカラ、日曜日テモ亦其所ニヨリテハ夜間テモ又ハホテルテモ現金ヲ入手シ又ハ支拂ヒテモ直接小切手ヲ使用スル事カ出來ル。使ヒ残りヲ目的地テ現金ニ引キ換ヘ得ルハ勿論何時迄モ預ケテ置ケルカラ安全テアル。別ニ此ニ對シテ手数料ヲ徴收セヌ代リニ利息ヲ附ケン事云フ迄モナシ。

トーマスクツク社ハ汽車汽船ハ勿論列車内座席ノ豫約テモホテルノ案内ホテルカラ驛迄ノ送迎乃至ハ市内見物ニ至ル迄モ皆ヤツテ呉レル。勿論無料テアルノタカ。自分テ汽車ヤ汽船ノ切符ヲ購入スルト費用ニ異ハナイ、只ホテルハ特約店ヘノ案内トナルカラ之ニ注文カアツタリ宿泊料ニ文句ノアル人ハ汽車、汽船ノ切符ノ購入丈ケ依頼スルモ差支ヘハナイ。然シ語學ヤ事情ノ不案内ノモノハ同社ニ何事モ一任スル方却テ有利テアルト信セラル。汽車ハ一等ハ一等丈ケノ直打ノアルノハ言フ迄モナイカ、二等(英國ナラ三等)テモ結構快感ヲ覺ヘル事カ出來ル。動搖ノ激シイノト停車驛(各國共概シテ少イカ)物賣リノナイノカ不便テアル。長時間ノ乗車ニ際シテハ食堂車ノ有無ニヨリ多少ノ飲食物ヲ用意スル必要カアル。因ニ各國共ニ通關ヤ旅行免狀ノ査閲カ相等入念テアル。良ク密輸入ヲ企テタリスル

モノカアルノト、主義者ノ入國禁止ナトノタメ已ヲ得ヌ次第テアル。特ニ船カ日曜日ニ入港シタル場合等一般ノ休日ニ出勤シテ居ル係員ノ中ニ取扱上叮嚀ヲ缺クモノモアル。酒ヤ煙草又ハ絹織物ナト持參スル場合ニ申告ニ躊躇シテ却ツテ失敗シタ同船客モアリシニヨリテ序乍ラ茲ニ附記シテ置ク。備考

一、佛國ノホテルテハ宿泊料ヤ賄代ニ對シテハ所定ノ課税額ノ外ニ茶代トシテ一割ヲ加算シテ請求書ヲ作成スルコトニシテ居ル。依ツテ出發ニ先チ支拂ヲ爲セハ良イノテアルカ、出發時間ヲ豫告シテ可成其ノ日ノ正午迄ニ宿ヲ引拂フ方カ良イ様ニ思ハル。午後ニナリテモ文句ハナイカ、規則テハ多ク正午迄ト定メテアル。ソレヨリ遅レルト更ニ一日分ヲ請求スルコトアル可シトアルカラ午後ニ出發スル場合ハ豫メ館主トノ了解ヲ得ル方カ隱當テアルト思ハル。

茶代ト言フテモ給仕人ヘノ分與スルチツブテアル事ハ言フ迄モナイカ、多クハ館主ノ收得スル所トナツテ給仕人ヘ與ヘラル、カ否カハ疑ハシイ。然レハ右ノ一割テ良イ譯タカ更ニ若干(極ク少額ニテヨシ)給仕人等ノ使用人ヘ直接心付ヲ遣ルト大イニ歡迎セラル事言フ迄モナシ。

一、停車場テ下車シテ茶菓ヲ飲食スル事ノ出來ル驛モアルカ、發車ノ合圖ナシニ時間通り列車ノ運轉ヲ始メルカラ其ノ邊心得テ置ク必要カアル。「次ハ何驛」等ノ揭示モナケレハ停車中ノ驛名モ容易ニ見當ラナイ。依ツテ汽車ノ時間表ヲ一部買ヒ求メテ置ク必要カアル。午後ノ一時ヲ十三時、二時ヲ十四

時ト呼フ慣例モアルノテ、一寸判リ兼ネル事モアル。勿論係員カ同乗シテ列車内ヲ往復シテ居ルカラ常ニ疑問ヲ問ヒ合ス事自由テアルシ同乗ノ客モ比較的親切ニ教ヘテ呉レル。日常會話ノ練習ノ一策トシテ話シ合フ方カ良イト思ハル、カ車内ノ通風ヤ暖房ノ設備ニツイテハ婦人客ニ對シテ其ノ合意ヲ求ムルノカ良イ。

一、車内ノ座席ヲ定ムルノニ一寸骨カ折レル場合カアル豫メ旅行案内所ヘ依頼スルモ良イ。何分發車一時間位前カラ驛ヘ行キ其ノ座席ヘ帽子カカバン等ヲ置ク人モアル位タカラ可成早ク其ノ處置ヲ取ル事カ肝要テアル。尤モ係員ヘ心付ヲヤレハ氣ヲ利カシテ呉レル事ハ言フ迄モナイ。尙枕ヤ毛布等モ發車驛テ賃貸スルカラ時節ニモヨルカレンコトヲ着用スレハ防寒用ノ準備ハ不用ト思ハレル。只何レノ國テモ盜難ノ恐レハ免レヌカラ財布等ノ始末ハ良クセネハナラン。殊ニ旅行免狀等ヲ入レテ置ク書類包ハ充分注意スヘキテアル。盜ンタ者ニ實益カナク盜マレタモノハ大變迷惑スルノテアルカ、惡者ニハ其ノ區別カツカヌ用心第一ト思ハル。

ロンドンノ下宿ノ事

留學ト言ツテモ研究ノ目的ニヨリ其ノ方法ニ色々アル事タカラ、下宿ノ事モ各自異ル要求ヲ持ツノハ當然ノ事テアル。普通着倫後暫時市中見物ノタメ毎日外出モスルカ午前ノ一定時間ハ讀書ト新聞ノ閱覽ニ時ヲ過スモノトシテ、下宿ヲ尋ヌル上ノ注意ヲ述ヘル事トスル。此ハロンドンノ人々カ多ク自分

ノ室ハ寢所ト心得總テノ用件ハ外部テ足シ、來客ハ應接間テ應對ト云フ慣習ト異リ日本人ハ居間兼書齋ノ觀念カ拔ケナイテ、求ムル處ハベツトルームテナクベツトアンドシテングルームテアルコトヲ注意シテ貫ヒ度イ。猶着英ノ際ハ友人テモアレハ格別之レヲ倫敦市内ト言フテモ廣イ事テモアルノテ一々驛ニ出迎ヘテ受クルト言フ事ハ混雜ノ至リテアルカラ、可成之ヲ遠慮シテ一先ツホテルニ泊リ翌日ニテモ來訪ヲ受クルノカ相互ニ便利テアルト思ハル。ソウトスレハ佛國カラトールバー港ニ渡リソレカラ汽車テ一時間僅カテロンドンノ稍中央部ウクトリヤ驛ニ到着スルカラ取敢ヘス驛前ノベルグラビヤホテルヘ投宿スルカ或ハ日本人ノ經營ニナルチャリングクロス街デンマルク通八番地ノ常盤館ニ宿泊スルモ良イト思ハル。此ノ外ホテルハ澤山アルカラ旅行案内所(驛内)又ハ巡查等ニ聞キ合セテ見テモ容易ニ知リ得ルノミナラス、投宿ノ際室代何程ノトコロト註文スレハ暴利ヲ占メラル、恐レハナイ又食事ハ大抵別ニ料金ヲ計算スル規定ニナツテ居ルカラ、内容モ判然トシテ居ル。次ニ下宿ヲ尋ネルニハ友人ノ忠言ヲ得ル方カ最モ安全テアルカ、此ナキトキハ第一ニ新聞ノ貸間廣告ヲ見レハ良イ。然シ廣告料カ一回四志内外ヲ要スルノテ所謂高等下宿ハ別トシテ近頃素人ハ餘リ新聞ヲ利用セヌ傾向カアル。ソレハロンドンテモ大新聞ノ話テ、第二ニ地方新聞トモ言フヘキロンドンノ一地區限リノ新聞例ヘハ西ノ方テハアクトン、ガゼットトカチヂツク、タイムスト言フ様ナ新聞ヲ見レハ可成多クノ貸間廣告カ出テ居ル。此カ模様ハ新聞ニヨリテ異ルカソノ料金カ二志内外テアルカラテアル。尤モ多クハ

週刊テアルカラ日附ニヨリテハ契約濟カモ知レヌ(大體ハ金曜日毎ニ發行セラル、カラ金曜又ハ土曜午前中ナラハ間違ハナイ)カラアテニハナラヌ事モアル。然シ最モ便利ナ方法ハ街路筋ニアル新聞取次店(ニースエヂエント)ノ店前ニ於ケル貸間廣告テアルト思ハレル。其ノ料金モ一週間三片乃至六片位ニ過キナイカラ多ク出テ居ルシ、廣告スルモノモ其ノ近隣者テアルカラ廣告ト引合セ實地ヲ見ルニ甚タ便利テアル。尤モ昔ハ此ノ家ニ貸間アリト硝子窓ニ揭示シタモノテアツタカ今ハ餘程場末テモヤラン事ニナツタノミナラス、新聞取次店前ノ廣告テモ住所姓名ハ店主ニ聞イテ吳レ(アドレスウズイン)トシテ居ルモノカ多イ。ソコテ無料タカラ遠慮ナシニ店內テ此ヲ承ツテアドレスト照合シ實地ノ其ノ家ノ前ヲ通行シテ家ノ構造、街路ノ靜閑程度等ヲ見聞シ氣ニ入ラハ室ヲ見セテ吳レト主婦ヲ尋ネテ寢臺ヤ備品等ヲ檢分シ貸賃ヲ問ヒ合セルノカ順序テアル。ロンドンテハ多ク朝食付間代何程ト定メルノカ普通テバアイシヤルポールドトシテ朝食ト中食及一週數回ノ夕食又ハ朝食ト夕食付何程ト定ムル外フルポールドノ定メ方即賄付何程ト云フノテアル。中ニハ間代何程トシテ賄ハ御免蒙リ度シト云フ家モアル。溫浴ハ賄付ナラハ每週一回二回ハ引キ受ケテ吳レルカ、間代丈ケノ約束ヲスルト溫浴一回六片ヲ請求スル家モアル。又電燈瓦斯ノ燈代ハ加算シテアルノカ普通テアルカ冬分ノ瓦斯又ハ石炭代即暖房料ハ別勘定テアル。尙部屋ノ掃除ハ無料テアルカ女中テモ居レハ少許ノ心付ヲヤルモノモアル。ソレカラ時間ヲ正確ニ守ルノカ英國ノ特徵テアルカラ規律的ノ生活カ必要トナリ又室ノ鍵玄

關ノ鍵ナト良ク始末スルコトカ肝要ナル。毎朝顔剃用ノ温湯ヲモ豫約ノ時間通り用意シテ呉レルカラ便利ナルカ家ニヨリテハ常ニバイブテ温湯、冷水トモ浴場ニ通シテ居ルカラソノ邊豫メ聞キ合セテ貸室ヲ尋ネル方カヨイ。家族カ多勢テモ晝朝ハ主婦以外ハ大抵外出スルカラ家ノ内ハ静テアルカ通リニ面シタ室ハ車馬ノ往來ヲ騒音ヲ免レナイ。猶自分ノ部屋ノ外食堂ト應接間ノ使用ニツイテモ交渉スル必要カアルカ玆ニハ此ヲ省略スルコト、スル。目下ノ相場ハ朝食附間代一週間三十志カ最低デ二磅カ普通テアル。勿論之ハ家ノ所在地即チ環境ト室ノ大小設備ノ多小其ノ價格トニヨリテ異ナル理テアルカ朝食ハ英國風ト云フノハ比較的濃厚テアツテバター付パント紅茶ノ外必ス一品料理カツク、因ニ轉宿ノ場合ハ一週間前ニ豫告ヲ與フル必要カアル。此ハ一般ノ慣習テモアルシ又間代カ週末拂ヒテアルカラテアル。尤モ前金ヲ拂ヘハ一層氣受ケヨロシ。尙多クノ家ニ於テハ猫カ犬ヲ飼育シテ居ル何レモ温順テアルカ此ヲ愛撫シテ居ルト主婦ノ氣嫌カヨイ。

(ヌ) 海外旅行ニ就テノ所感(印度洋經由)

大正十五年八月寄

某文部省在外研究員

(一) 荷物容器

此ハ勿論携帶品ノ量ニヨツテ定ムヘキモノテアルカ荷物ヲ最少限度ニ制限シ、スーツケースヲ大小二個又ハ大中小三個位用意スルノカ適當カト思フ、キャビントランクハ餘程荷物ノ多イトキテナケ

レハ必要カナイ。而シテ旅行ヲ主トスル人ハ同一地ヲ長ク滞在スル人ヨリハ一層荷物ヲ少クスル方カ便利ナル。右ノ中キャビントランク又ハスーツケースノ代リニズツク製ノ大形ノ行李ヲ代用シテモ良イ。行李ハ荷物ノ出入レニハ多少不便テアルカ安價テシカモ丈夫テアルカラ托送用ニ適スル。又小形ノスーツケースノ代リハハンドバツクヲ用ヒテモ良イ。ソレカラ提鞆モ或程度ノ便利ハアルカ此ハ日常持參スルニ餘リ大形テナイ方カ便利ナル。

(二) 携帶品

洋服 冬服、背廣一着(黒、紺)、外套(合着ナラハ尙可)一着、モーニングハ必スシモ必要テナイカラ出先テ必要ニ應シテ求ムル方可。夏服、背廣一着但シ印度洋經由ノ場合ハ白服一着位必要伯林テハ夏服ナシニ我慢カ出來ルカアレハ尙結構

洋服ハ何レモ持合セテ一向差支ヘナシ更ニ必要カ起レハ何時ニテモ出先テ日本ヨリ廉價ヲ求メル事カ出來ル。

ワイシャツ冬物三着以上、夏物二、三着以上、冬物ハ縞其他多少色物ノ方カ便利ナ様ナル。シャツ、ズボン下夏冬各三組位、靴下冬物一打、夏物半打位普通品ニテ結構、カラー半打位、ダブルノソフトヲ用フル人カ多イ。ネクタイ當座用ノモノ三、四本アレハ良シ。ハンカチーフ及タオル、ハンカチーフ二、三打、タオル數本、帽子、稍薄地ノハンチング一個ト中折帽一個何レモ持合セニテ

可、靴ハ編上又ハ短靴、色ハ黒又ハ茶何レニテモ可、只一足ニテ充分ナリ。船内用トシテ上靴又ハ革ノスリツバ一足船内汚レタル床ノ上ヲ歩クコトカアルカラ革底ノモノ良シ。

日本服ニ必要ヲハナイカ、温袍一枚、浴衣二、三枚位持參スル方便利カト思ハル。又セルノ單衣二三枚持參スルモ良シ。サル又モ又二三枚持參スルカ良シ。

雨具ニ絹地ノ傘ヲ一本持參スルカ良イト思フ。書籍ニ可成少クスル方便利カト思ハレルカ持參シテ良イ。本ハ愛讀和書ノ一部、和英、和獨、和佛等ノ辭書、漢和辭典等テアル。旅行案内トシテハベテカーノ案内書、日本人ノ書イタ紀行文等カ良イ伴侶テアルカベデカーノ案内書ハ到ル所ヲ求メ得ラル、カラ目的地ニ着イテカラ求メテモ良イ。

研究資料ニ在外研究ニ特ニ關係ノアル資料中海外テ容易ニ得難イモノハ無論可成多ク持參スル方カ良イ。化粧用具ハ組ニナツテ居ルモノカアルカ寧ロ自分ノ欲スルモノ即櫛、刷毛、香油、香水、揚子、齒磨、鏡等ヲゴム引キノ袋ニ入レテ置ク方カ却ツテ始末カ良イ。

藥品ハ何處ニモアルカ應急ニ役立テル爲ニ風邪藥、胃腸藥、脫脂綿、ガーゼ、繃帶、ピンセット、鉄、體溫器等カアル。此レモ一ツノ袋ニ入レテ置ク。

小道具、カミソリ、ナイフ、カラー用ノボタン二、三組、カフスボタン二組、針ト絲、六尺テープ、小形ノ硯、筆、小形ノ算盤、インキ、ゴム、ノリ等此等ノモノハ部類別ニシテ二、三ノ小袋ニ入レ

テ置ク。又風呂敷ヲ二、三枚持參スル方カ便利テアル。洗濯物等ヲ包ムニモ至極便利テアル。

御土産品ニ僕ハ絹ノハンカチーフ其他二、三ノ絹織物、木版ノ日本畫、日本景色入りノ手拭、同象眼ノネクタイピン等ヲ持參シタカ何レモ可ナリ歐人ニ喜ハレテ居ル。然シ此等ノモノハ必スシモ必要ノ携帶品ヲハナク。餘リ多量ニ持參スレハ關稅ヲ課セラル、心配カアル。

食品ニ船内用トシテカキモチヤ、海苔カ嗜好ニ適スル。又綠茶ノ好ナ人ハ用意シタ方カ良イ。

(三) 紹介狀 在外邦人並ニ先方ノ大學教授、研究所員等ヘノ紹介狀ハ可成多ク持參スル方カ良イ。

(四) 乗船 可成早ク豫約シテ善イ船室ヲ先取リニスルニ限ル、申込ハ無論自分テモ差支ヘハナイカ會社ノ事情ヲ知ツテ居ル人ノ手ヲ經ル方カ尙都合ヨク運フラシイ。船ハ一等ニ乗ル人ノ方カ多イカ歐洲航路ハ二等テモ我慢カ出來ル。

(五) 所持金

ヤリ方ニヨリ必スシモ必要ヲハナイカ、多少豫備金ヲ持參スル方カ心強イ。所持金ハ途中ノ旅費以外ノモノハ銀行ノ信用狀トナス方カ良イ。旅行ヲ主トスル人ハ磅ノ信用狀トシナケレハ不便テアルカ、其他ノ人ハ現在ノ狀況テハ圓ノ信用狀トシテモ差支ヘナイト思フ。圓ナラハ利カツク筈テアル歐洲航路ニ於ケル船中ノ所用金ハ寄港地ノ見物費カ、一ヶ所約十圓平均ト見テ八ヶ所テ八十圓(上陸地ニ宿泊スレハ更ニ一泊約十圓ヲ要スルカ上陸地ニ宿泊スル必要ハ先ツナイ)キヤンデー行キ三

十圓、カイロ行百圓、船内諸雜費カ四、五十圓、ボーイヘノチップハ大抵船賃ノ一割以内テ、一等船客ハ八、九十圓、二等船客ハ五、六十圓、合計三、四百圓ノトコロテアロウ。ボーイヘノチップハ僕等ノ場合ニハ最後ノ上陸一、二日前ニ船客一同合議ノ上室付ノボーイニ最モ多ク、次ハ食堂ボーイツレカラパスボーイ、スチワード長、デツクスチワード等ノ順序ニ前額ノモノヲ適當ニ分配スルコト、シタ。船中ノ費用ハ全部日本貨ヲ支辨シ得ルカコロソボ以西ポートキイド迄ハ磅ニ比シテ圓ノ價格カ遙ニ割カ悪クナツテ居ルカラ所持金ノ一部ヲ磅ヲ持參スル方カ有利テアル。歐洲行キノ人ハ佛國マルセーユニ上陸スルノカ普通テアルカ、マルセーユニ泊シテ巴里ニ行クトスレハ、更ニ約百圓ヲ要スル貨幣ハ何處テ、モ兩替出來ルカラ日本貨、英貨何レヲ持參シテモ不便ハナイ。

(六)

寄港地ノ見物

日本郵船ノ歐洲航路、寄港地ハ上海、香港、新嘉坡、ビナン、コロソボ、スエズ、ポートサイド、マルセーユ等テアルカ、寄港地テハ時間ヲ旨ク利用シテ可成多ク見物スル方カ良イト思フ。ソシテ案内料ヤ自動車賃等ノ節約ニモナリ且ツ却ツテ興味モ多イカラ四、五名以上一團トナツテ見物スル方カ良イ。上海テハ碇泊時間カ比較的長イカラ自動車ヨリハ馬車テ見物スル方カ安クモアリ、又却ツテ面白クモアル。上海ハ比較的物價カ安イカラ船内用ノ品物ノ不足ヲ此處テ補フカ良イ。香港ハ周圍ノ景色ノ特ニ良イ處テアル。是非自動車テ島廻リスル必要カアル。約一時間半テ島巡スル事カ

出來ル又ケーブルカーテ山頂ヲ極メルコトモ一興テアル。新嘉坡テハ自動車テジヨホール行キヲ試ルカ良イ。約三時間テジヨホール行キト市内見物カ出來ル。ベナンテハ見ルヘキモノハ極樂寺ト蛇寺トテアラウ。コロソボノ市内ハ自動車テ約一時間モカ、レハ一巡スル事カ出來ル。此處カラカンデー行キヲ試ル事カ出來ルノテアルカ、僕等ノ場合ニハソレ丈ケ時間ニ餘裕カナカツタ。アデンハ山野ニ殆ント草木ヲ見サル珍ラシイ焦土テ、スエズハ運河ノ入口ニナツテ居ル丈ケテ、其他ニハ餘リ見ルヘキ價值ノアルモノハナイ。スエズカラハカイロ行キノ汽車カ出ル。カイロニハ回教寺ヤ博物館等カアツテ共ニ大イニ見ルヘキ價值カアル。又其附近ニハ舊カイロノ廢墟ヤ彼ノ有名ナスフィンクスヤピラミット等カアル。歸路ハカイロカラポートサイド迄汽車ニ乗り再ヒ乗船スルノテアルカイロ行キハ日本人、南部氏又ハトーマスクツクテ世話シテ呉レルカラ便利テアル。ポートサイドテハ餘リ見ルヘキ價值ノモノハナイ。

(七)

マルセーユヨリ巴里迄

マルセーユニ上陸スル際ニハ税關ノ検査カアルカ、ガイドノ園田氏カ山中氏ニ荷物ヲ頼メハ至極簡單ニ通關カ出來ル。検査ノ方法ハ三個ノ荷物カアルトスレハ其ノ中一個ヲ代表的ニ見ル丈ケテ又其ノ一個モ表面ヲ見ル位ノ程度ノモノテアツタ。ソレテ絹物又ハ税金ノカ、リソウナモノハ下積ニ入レテ置ク方カ良イト思フ。マルセーユハ自動車テ半日モカ、レハ見物出來ルカラ一泊スル必要モナ

イ位テアルカ、長途ノ航海ノ後テアルカラ一泊スル方カ良イト思フ。當地ヨリ巴里迄ノ汽車ハ先ツ二等位ニシテ座席券ヲ買フカ良イ。座席券ハ至ツテ安イモノテアル。

(八) 巴里ヨリ伯林迄

巴里ハ三、四泊テ一通リノ見聞ハ出來ル。巴里ハ現在ノトコロ幾分物價モ安イカラ此處テ必需品ヲ買ヒ求ムルノモ一策テアル。巴里カラ伯林ニ行ク場合ニモ二等ノ汽車テ座席券ヲ買ヘハ良イ。途中獨逸國境アーヘン驛テ停車中ニ税關ノ検査カアル。車内携帯品ハ車内テ、托送ノモノハ驛テ検査スルカ案外簡單ニ濟ム此ノ際ニ、荷物ヲ動カシテ吳レタモノハチツブヤル様ナ事モアルカラ豫メ小錢ヲ用意シテ置ク方カ良イ。伯林市内ニハ數個ノ驛カアルカツオー驛ニ下車スルカ最モ便利テアル若シ托送ノ荷物カアレハ巴里驛テツオー驛迄ト指定スル必要カアル

(九) 伯林ノ宿所

到着當時ハバンジオン(下宿屋)ニ行ク方ヨシ。宿泊料ハ一日、五、六マーク位ホテルナラハ此レ以上ヲ要スル。永ク居ルニハ素人下宿カ良イ。一ヶ月朝食付テ八十乃至百三十マーク位ノモノテアル。現在空間カ澤山アルカラバンジオンニ居ル必要ハナイ。

(十) 食事(伯林)

中食ト夕食トハ通常飲食店テ攝ルコトニスル。一食二、四マーク位ノモノテアル。伯林テハ日本食

ノ料理店モ三、四軒アツテ洋食ト略同値テ食スル事カ出來ル。

(十一) 届出(伯林)

先ツ第一ニ日本大使館ニ出頭シテ備付ノ帳簿ニ宿所ヲ記入シテ尙大使館ニ依頼シテハンブルグノ日本總領事館へ到着届ヲ出ス。次ニ自分ノ宿所所屬ノ警察署ニモ届出ノ必要カアルカ此ハ大抵ノ下宿屋テ教ヘテ吳レル。

(十二) 盜難注意

海外旅行ノ盜難カ多イコトハカネテ聞イテ居タコトカアルカ、實際ニ僕モ巴里テ盜難ニカ、リ又同シ船客ノ内數名カ船内テ盜難ニ遭ツタ。旅行中ハ安全ラシイカ寄港シタ場合ニ船外者ニ盜マレルラシイ。ソレテ寄港地見物ニ出掛ケル場合ニハ忘レル事ナク自分ノ部屋ニ鍵ヲカケネハナラス。又上着ノポケットニ財布ヲ容レテ置クノハ無用心テアル。ソレカラホテルヤ下宿屋テ盜難ニカ、ル場合モ尠クナイカラ常ニ用心肝要テアル。

(ル) 日本ヨリ英國行旅行上ノ注意事項

大正十五年六月

文部省在外研究員 某

予ハ大正十五年三月末發伏見丸ニテ四月倫敦ニ到着シタルモノナリ。多數ノ人ヨリモ報告セラレタル事ト思フ。予モ亦本省ヨリ數々ノ注意事項ヲ聞キタル一人ナルモ實地旅行ヲナシタル經驗上新ニ氣付

キタル事少カラス。即チ左ニ注意事項ヲ録シテ報告スル事トセリ。若シ採ルヘキモノアラハ要ヲ摘シテ關係者ノ一覽ニ供セラレン事ヲ望ム。

A 出發準備ニ就イテ

- 一、航海中ニ飲ミ盡ス分量ナラハ酒類、菓子類ヲ船ニ持チ込ムモ可ナルモ其レ以上ハ通關モ面倒ニシテ持運不便ナリ。
- 二、双眼鏡アラハ便利ナリ。
- 三、カラーハ立襟ハ不可。折襟トス。日常用ノソフトモ可ナルモ自分ニテ洗濯ノ利クアイテアルカラーノ如キモノヲ若干持參スルカ便利ナリ。倫敦ハカラーノ汚レル事早シ。洗濯モ餘リ綺麗ナラス、船内ニ菓子ナシ。酒類ハ船内ニ販賣、衣類ノ洗濯モヤルモ頗ル高價ナリ。
- 四、船内用夏服ハ白服ニテモ可。日本ニテ常用シタモノ二着ハ之ヲ要スヘキモ渡英後ハ不要ナリ。
- 五、冬服ハ日本ニテ常用ノモノテ、充分、渡英後、英人ノ冬服ノ粗末ナルニ驚キタリ。
- 六、モーニング等ハ不要着ル機會モナク又着用シ居ル人モ殆ントナシ。
- 七、船舶内ニテタキシードヲ夕食ノトキ着用シタル文研生ハ一人モナカリキ。地中海航路ニ於テハ斯ル特定服ハ不要ト信ス背廣服ニテ些カノ不體裁ナシ。
- 八、英國迄ノ片道雜用ハ三百五十圓位ト聞キタルモ、實際ハヨリ以上ニ之ヲ要ス。若シ節約セントセ

ハ他トノ交際ヲ避ケサルヘカラス。此ハ中々苦痛ナリ。不足ノ場合ノ用意ニ五百圓位ヲ現金ニテ持參シ、船内ニテ事務長ニ托シ置ク事可ナラン。然レハ着英迄ノ費用モ十分ニテ安心ナリ船内ニテハ凡テ英貨計算ナルヲ以テ上海ニテ使用スル適當額以上ハ日本ヨリ英貨ニテ持參スル方兩替ノ手數モナク便利ナラン。

九、所謂信用狀トナストキノ金ハ着英後此ヲ受取ル事トシ途中ノ旅費ハ信用狀トナサ、ル方可ナリ。信用狀ノ取組ハ正金銀行ニ於テシ英到着後直ニ受取リテ之ヲ同行ニ預クル方可ナルヘシ。

十、寄港地ノ貨幣制度ハ皆之ヲ異ニスルタメ、計算ニ煩雜ナル上土地ノ者ニ驅ラル、事多シ。出發前一通リ各地ノ貨幣制度、換算法、相場ノ大要ヲ研究シ置ク事可ナラン。日本ノ算盤ハ非常ニ便利ナルモノナリ。小形ノモノヲ持參スルコトヲ奨ム。

十一、インク一瓶、吸取紙等忘レサル事。郵便物ハ船ノボーイニ話スレハ切手代拂渡ニテ便利ニ取扱ハル

十二、船暈ノトキノ藥トシテハ「シー、シリクリメデー」ト云フカ奏効スル如シ。船ノ動搖ハ大シタ事ナシ。予等ハ二日間僅カ二三回ノ船暈ヲ感シタルノミ。

十三、帽子ハ日本ニテ常用ノ中折帽一個、外ニ船上ニテ着用スル鳥打帽一個是非必要ナリ。印度洋上又ハ其ノ上陸地ニテ夏帽ヲ用ヒントセハ夏鳥打帽位ニテ可ナラン。僅カ五六日間ノ事故冬帽ニテモ

可。着英後ハハンチングハ常用セス。
 十四、洋傘ハ必要アリ。上陸地ニテ暑ケレハ日傘トナルヘク、着英後ハ降雨多キ故必要アリ。山登リ
 スルニ非サルヲ以テ折疊式ハ可ナラス。
 十五、靴ハ黒ノ短靴ニテ可。着英後編上靴ヲ買ヒテ交互ニ用フル事可ナリ。印度洋上暑キ爲メ白靴ヲ
 穿ク人アルモ無クトモ可ナリ、着英後ハテニスノ時以外白靴ヲ用ヒス、オーバーシューズハ全々不
 要ナリ。
 十六、日本式鉄ハ中々重寶ナリ。洋式ノモノヨリ取扱ニ便ナリ。
 十七、日本人ニ面會スル事多キ故邦字名刺若干ヲ用意スル事。
 十八、日本語ノ歐羅巴又ハ英國ノ地圖ト地理書ハ必要ナリ。

B 船中ニテ

一、暑イ時船内食堂へ洋服ヲツケテ出ルハ一ノ苦痛ナリ。和服、紋付羽織、袴アラハ何程カ便利ナラ
 ント思ヒタリ。然シ着英後ハカ、ル改リタル和服ハ全然不要ナリ。
 二、船内各方面へノチップハ上陸前事務長ニ内々聞キタル上、割合ヲ定メ與フルカ可。金高ハ約七八
 十圓ヲ要ス。

三、印度洋上ニテ南風ヲ受クル必要上船室ハ左舷ニスヘシト云フ人アルモ季節ニモ依ルヘク又風向モ

變ルヘシ。僅カニ一週間位ノ事故大シタ事ニアラス。

四、船ハ一等、汽車ハ二等、此ハ旅行ノモットナリ。船内ノ差別待遇ハ想像以上ナリ

五、船室ハ一等ハ一人室、二人室、三人室アリ。一人室ナラサルトキハ途中ヨリ如何ナル合客カ來ル

ヤモワカラス。途中船室ノ變更ハ絶對ニ不可能ナリ。

六、船内ハ一切洋食ニテ最初ハ不案内ナル事多シ。乗船早々船内ボーイニ詳シク聞事可ナルヘシ。

七、船内ニテハ遅起、晝寢、遅寢、而カモ遊戯ニ暮ス時間多シ。須ク早起シテ讀書其他ノ用件ヲ濟シ

テ午睡時ニ充分ノ眠ヲ採ル習慣ヲツクルノ必要ヲ痛感セリ。

八、上陸ノタメ下船ノ準備ハ前日中ニ是非ナシ置クヘシ。然ラサレハ入港時ノ眺望ノタメト下船準備

ト一緒ニナリテ興味ヲ殺カル、事夥シ。

C 寄港地上陸ニ就イテ

一、上陸地ニハ見物スルトキニハ自動車ニテ突破スルハ印象ヲ深カラシメスト云フ人アルモ、短時間
 ニ可ナリ多クノ場所ヲ見物シ終ル爲メニハ且ツ單獨見物ヲナスニ非ル以上、勢ヒ自動車ヲ驅ラサル
 ヘカラス。寧ロ上陸勿々自動車ヲ驅リテ重ナル所ヲ廣イ範圍ニ於テ見物シ終リ、殘ル時間ニテ徒々
 悠々見物スル事可ナリト思フ。

二、通關ハ大シタ事ナキカ如キモ、課税品ヲ隠匿シ又ハ無シト答ヘテ後ヨリ發見サレテ難問題ヲ起シ

- タル例アリ。專ら官吏ノ前ニ凡テヲ見セル事手取早シ、從ツテ止ヲ得サルモノ、外ハ、有税品ヲ持參セサル事ナリ。土產品又ハ委托品ヲ持參シテ説明ニ困リ誤解ヲ受ケ若クハ多大ノ課税ヲ命セラレタル例アリ。委托品ハ自己ノ物ト稱シ内容承知シ行ク事必要ナリ。
- 三、通關ノトキ所持品ヲ取調ヘラレ又元ノマ、整頓シテ鞆ニ入レル事ハ到底不可能ナリ。依テ鞆ヲ少クスル事ハ旅行ニハ便利ナルモ、内容品ヲ無理ニ一パイ押込ム事ハ斯ル場合ニハ不便ナルノミナラス不體裁千萬ナリ。
- 四、上陸地ニテハ日本人會、日本人俱樂部、邦字新聞社、日本人小學校等ヲ訪問スレハ手取早ニ邦人活動ノ大要ヲ知ル事ヲ得。
- 五、上陸地ニ於ケル見物ニハ言語ノ不案内ナルヨリ贖造貨幣ヲ受取り自動車時間ヲ瞞着セラレ餘分ノチップヲ請求セラレタリスル事多シ。事前ニ深く注意スル事ヲ要ス。
- 六、チップハ凡ユル場合ニ、一割見當ト見テ置ク可シ。從ツテ小金ヲ所持スル必要アルモ買物ノトキ少シク注意スレハ事足ルヘシ。
- 七、スキズ運河ヲ船テ通過スルカカイロ見物ニ行クカハ迷フ人モアルモ、余ハ是非共カイロ見物ヲ望ム。旅費彼是九十圓ヲ要スルモ同市訪問ノ價值ハ充分アリ手續等ハ事務長ニ打合スレハ可ナリ。
- 八、凡テ汽車ニ乗ル時ハ切符ヲ示シテ赤帽ニ荷物ヲ托スレハ手早ク所定ノ車輛ニ入ル事ヲ得。混雜中

自ラ列車ヲ探ス等ハ愚ノ骨頂ナリ。

九、上陸、上船、乗車、通關、旅券検査ニ於テ先ヲ爭フコトハ戒ムヘキモ徒ラニ悠々トシテ人ニ後レ時間經過シテ後廻シトナリ又ハ餘リ後ル、事等アリテ同行者ニ迷惑ヲカケヌ様御注意肝要ナリ。

D 上陸、英京到着ニ就イテ

一、着英後ノ通信宛先ヲ大使館氣付ニスルカ、領事館氣付ニスルカニ就イテハ領事館氣付トナス可シ領事館主ハ喜ンテ信書ノ轉送ヲナス。

二、手紙ノ表面ニハ英字ニテフルネームヲ認ムル要アル外ニ邦字ニテ姓名ヲ左側ニ認ムル事肝要ナリ。英字ノ姓ノミノモノハ、同姓ノ人ニ誤リ配達セラル、事アリ氏名ヲ邦字ニテ脇付セハ多數信書中ヨリ見出ニ非常ニ便ナリ。

三、和服ハ寢卷ト室内着用ノモノ、外不要外出ニ和服ヲ着用スルコト殆ントナシ、又着用セヌ方可。

四、日本人ノ下宿ハ大イニ歡迎セラル。下宿料ハ週拂ニシテ二食附二ギニー半ヨリ三ギニー半位ノ所ナリ。(一ギニーハ一磅一志)之ヨリ高キハ贅澤ニシテ安キハ粗末ナル部屋ト思フ可シ。不案内ノト

キハ着英後直ニ日本人旅館ニ投宿シ其ノ間ニ適當ナルトコロヲ探スコト可ナリ。日本人旅館ハ船内

ニテ聞ケハ判明ス。

五、電報スルトキニ下ラヌ英文字ヲ綴リ而モ出費多クシテ要領ヲ得サル事アリ。羅馬字綴リノ方安全

正ニシテ格安ナリ。

六、着英勿々ハ出費多ク第一月ハ特別ナルモ第二月ヨリハ月割豫算ヲ編ミ若干ノ餘利ヲ残ス様ニシテ自ラ制セサレハ後日困ル事アルヘシ。

七、船ノ東京入港前、荷物一切ヲトーマス社ニ托シ通關一切ノ手續ヲシテ止宿先へ届ケシムル便アリ

但シ後ル、ト思フトキハ自ラ受取りニ行ケハ可ナリ。

三、亞米利加合衆國廻に就いて

昭和二年八月

文部省在外研究員 某

私は前にも米國へ來た事があり幾分慣れて居ますので多少の御参考にもと經驗したところを述べて見ようと思ひます。

一、荷物

一 携帯品は出来る丈け少なくするに限り旅行中萬止むを得ぬものに止め其他は米國へ到着して求むるが宜しく服は背廣丈で澤山で船中でタキシードを着する人は小數です。寝巻として日本の浴衣は洗濯賃が高い故米國ではバジャマが宜しく寒い時にはバジャマの上に日本の襦袢が便利なれば襦袢は一着ある方が便利でせう。絹製蝙蝠傘は永く滞在する人にはある方便利です。當地では雨はながく續く事少く大抵一二時間待つて居れば止むけれどある方心強い様思はれます。

勿論船中には醫師が居りますけれどカスカラ錠、消化劑、解熱藥等を携ふるは便利です。

スーツケースは二個位必要でせう。スーツケースを一つ丈大きくしてもトランクは日本で求めない事です。トランクは日本よりも米國の方遙かに安價ですから若し求むるなら米國で求むるに限りませう。

要するに不用なものを方々持ち運び何時も鞆の場所塞ぎにして又持ち歸るのは詰らぬ事です。目的地へ直行すれば其程でもありませんけれど方々で下車する場合一々黒人の赤帽などに依頼すると往々間違つたり、汽車の出立の時間が近づいても荷物を容易に持つて來て呉れなかつたり荷物が多いと入らぬ苦勞をします。少なくとも主なる荷物は桑港なりシヤトルなりへ上陸後直ちに切符を求めて依頼し行先地へ送り身につける荷物は兩手で自由に持運び出来る丈に止めるのが便利です。

一、所持金は日本金四、五十圓と米貨若干を残して正金の信用狀にするが便利と思ひます。信用狀なれば紛失盜難の危険を防ぐ事が出来ますから。

一、船 切 符

郵船會社の船は一、二等共割引する様書いてありますけれどシヤトル航路は唯今二等なく、桑港航路は二等は割引しません。其に二等なれば出帆五日前に横濱へ出で、トラホームや十二指腸の検査を受けねばならぬ様な不便がありますから一等に限る様です。

東京方面は郵船では二、三等切符は横濱支店で賣り、一等切符は丸の内郵船ビルで賣ります。横濱でも一等切符を求むる事が出来ませけれどよい船室を得る爲には成可早く東京の方へ豫約する方が得策です。

一等船客なれば旅券に米國領事の査證と船の出帆の日水上警察へ出頭を要する丈で外に何の手續も要しません。桑港なれば上陸の際ホノルルで受けた赤い切符を示す必要がありますがこれとても無くすれば船で更に渡して呉れますから面倒なく、オフィシアルなれば直ちに上陸許可になります。荷物に對しては勿論税關の取調べを受けます。

郵船會社の船で北米の西海岸へ赴く中シヤトル行と桑港行とありますがシヤトル行の方は一等百九十五弗で安いけれど唯今使用して居る船は二十餘年も以前に出来た五、六千噸級のもので動搖多く且つ途中何も見ええず往々濃霧深く航海餘り愉快ではありません。大阪商船の方がよいかも知れませんがシヤトルには乗つた事ありません。桑港行の方は一等二百三十弗乃至三百弗ですけれど途中ハワイへ上陸か出来幾分變化があり船室もシヤトル航路のに比較すれば優れて居ます。氣候はシヤトル航路は七、八月頃でも殊に歸航は甲板で冬服で寒い位の事があります。桑港航路は比較的暖かで四月か十月頃でホノルル附近は夏服が欲しく思はれます。

一、汽車

桑港からシガゴや紐育へ至る線が幾通りもあります。急行なれば何れもシカゴ迄六十三時間ですがこれには汽車賃七十九弗の外に十弗割増があります。併準急行なれば六十八時間で到着し割増がありません。

米國の旅費は高く歐洲の二倍かゝるそうで二度出掛ける事は容易でなく成可く往路に方々立寄つて見物して行く方得策と思はれますから急行の人は別として何れの線を選択するがよいかといふに時間と費用を省く事が出来て途中好景色に接するを得るは船はシヤトル線を取りヴァンクーヴァ又はシヤトルから加奈陀の鐵道によりロツキヤ山脈を経加奈陀の方からナイアガラを経てボストンなり紐育なりへ向ふ事です。ロツキヤ山脈は加奈陀の方が雄大壯麗で且此方は合衆國內の鐵道と異なり少しも沙漠を通過する必要がありませんから宜しいと思ひます。又途中からシカゴへ出る事も出来ます。第二はシヤトルから途中エルロウストウンバクを見物して西部へ向ふ事です。此バクは夏でなければ開かれません。第三は桑港からソートレークを経コルラドを見デンヴァを経て西部へ向ふのですがコルラドは高原で夏期でないと十分見る事が出来ぬ様です。第四は南へ廻はりニュウオルレアンヌを経るのでニュウオルレアンヌから紐育迄船で行く事も出来ませんが餘り見るところはありません。第五は桑港からヨセミテを見ロサンゼルスに至りバサチナ、ハリウッドを見次にグラインドチャニオンを見物しシカゴに至りミシガンセントラルで加奈陀の方からナイアガラを見物し、

Albany から船でハドソン川を下り紐育へ至る線で景色に興味を持たぬ人は別として急ぐ旅でなければ此線が宜しいと思ひます。此方は米國の四大景色の中三つを見る事が出来ず上バサデナは南方の市街で趣があり米國中最も綺麗でありハドソン川の景色も實に佳です。此線でナイヤガラを見てから加奈陀に入りオッタワ、モントレオル、クワイベクを見合衆國に入りボーツマス、ボストン、ニューヘヴン等を見ニューヨークへ至るのもよいと思ひます。此場合連絡切符なれば歐洲行の船切符を求めてから汽車切符を求むれば桑港から紐育迄百八弗の汽車賃が百弗に割引になります。汽車切符はササンバシフィツクの Ticket Office で求むるのです。桑港からロサンゼルス迄ササンバシフィツク、ロサンゼルスからシカゴ迄ササンタフェ其先はミスガンセントラルとニューヨークセントラルになります。切符は一緒に求むるのです。ヨセミテへ電車で行く場合マードからヨセミテ迄の切符を求めます。汽車賃は桑港から紐育迄前述の様に百八弗ばかりですが米國に十一ヶ月以上滞在する人でなければ連絡切符の方が得策です。桑港からシャトルを廻れば二十弗ばかり割増になります。ヨセミテへ廻れば途中マードから汽車で往復十三弗自動車で十弗半ですが、ピクトリーを見ヨセミテを自動車で見物すれば二十六弗ばかりかゝり其他少なくとも一泊する必要があります。グラントチャニオンは朝の八時に到着し夕の八時に出立すれば先づ十分で汽車賃九弗餘多く拂はねばなりません。

せん。外に乗合自動車に乗れば九弗ばかりかゝります。ブルマン寢臺はヨセミテを廻れば下段が桑港からロサンゼルス迄六弗七十五仙ロサンゼルスからグラントチャニオンを経シカゴ迄二十八弗餘上段なれば幾分安くなります。上段でも日本のより遙かに廣くゆつくりして寢心地が宜しいですが上り下りに梯子を持つて來なければなりませんから多少厄介です。ブルマンは極めて便利なもので最初寢臺券を求むる時きめて置けばグラントチャニオンで見物の間待つて居りますから一寸したものは置いた儘で出て差支ありません。其他例へば十二時半から一時頃の夜汽車に乗る時主要な都市にてブルマンなれば夜の九時か九時半から中へ入つて寢て居てよいから大層便利です。コンバートメントを取ればなほ樂ですけれども支給される丈の額では費用の方で苦しいと思ひます。ツーリストカーと云ふのがあつて經濟的で珈琲鍋及び食料品を持ち込めば瓦斯設備があり簡単な自炊が出来ますけれどもヨセミテやグラントチャニオン行にはありませんしシカゴ以東にもありません。ヨセミテの奥に大層景色のよいところがあります。都會は何處も大抵同じ様ですけれども國が廣い丈に珍らしい景色があります。米國の内地を見物するのに乗合自動車と宿賃とで一日略十五弗乃至二十弗の見當です。ナイヤガラは自動車に乗らず電車で十分見物が出来ます。

一、汽車と荷物

荷物は一等船客なれば事務長の証明があると三百五十斤迄汽車で無賃で取扱つて呉れます。停車場へ留置料は一個につき一日十仙ですが行先地の住所の確定して居る人はこちらの停車場で住所へ配達を依頼すれば便利です。此場合先方で市内の配達料丈徴収します。

一、切符 切符は遠距離になれば幾分の割引がありますから停車場で一緒に求むるのが便利です。船の中にタイムテーブルか澤山ありますから其により豫め案を立て停車場で何々の場所で途中下車すると云ふ事を断はり切符を求むる事です。同一會社の線なれば中で車掌に話せばよろしい。寢臺券は二三日前に求めて置く方が便利ですが番號がきまつて居りますから何日何時出發と云ふ事を決定して置かなければなりません。切符は歐洲行の汽船と連絡あるものなれば其必要ありませんけれどそうでなければ下車する度毎に停車場へ委託し受取を貰ふのが便利です。そうすれば途中下車毎に十日間の期限を許して貰ふ事が出来ませんが黙つて居れば日限が切れると切符が無効になります。

一、宿所

桑港は日本人の宿なれば小川と帝國ホテルが便利です。部屋丈で一日二弗半から四弗位ロサンゼルスではオリンピックホテル部屋丈で二弗から四弗位です。紐育ではコクマイホームが安價ですが建物は日本俱樂部が宜しく部屋代丈で一日三弗半位です。此方は會員の紹介を要します。一般に宿賃

はシカゴと紐育が高い様です。

白人のホテルはバスがなければ一日部屋丈で二弗位のところもあります。バス附でよいところなれば十弗位です。下宿は部屋丈週九弗位で見附ける事が出来ると思ひます。

一、食事

ホテルや汽車の食堂で食事をとれば幾分高く一般の食堂でもテーブルへ白い布片を掛けてあるところは高いですが市内各所にあるカフェテリアは比較的安く此方は又チップをやる必要ありません。トーマンならば更に安く四十仙を投ずれば相當のものを食べる事が出来ませんがこれは數多くはありません。

一、買物

店により價が大層違ひます。夜開いて居る猶太人の店からでも買ふたら騙されて高いものを掴まされる事があります。百貨店などで客の多く入つて居るところなら先づ間違はないでせう。シカゴにはマアシャルフィールドと云ふ大きな百貨店があります。紐育ではペンシルヴァニアステーションの近くのMacyと云ふ百貨店なら價が比較的安く品が確實です。本なども相當割引して賣つて居ます。紐育で一番安いさうです。服なども出来合があり寸法を計つてなほして呉れますから便利です。saleの時でもあればかなり安く求むる事が出来します。

一、自動車

至るところに自動車があります。シカゴ迄は Yellow に乗れば間違ない様ですが紐育では Yellow でも油断出来ず日本人は勿論英米人でも食られた話を聞きます。最初の半哩十五仙を加ふる毎に五仙増と書いてあるのに乗れば間違はない様です。

一、理髪

手間賃の高いところで女中など食はせての上に月九十弗位でしかも八時間労働日曜日には暇を取ると云ふ風で手間を要するものは何でも高く理髪など Gust hair cutting と云へば六七十仙位ですけれど先方の云ふに任せて何でもさせれば十弗位取られぬとも限りません。銀行會社の人は爪を磨かせたりして三弗拂ふ場合がよくあります。

一、チップ

今度の船では桑港着の前日に航海に慣れて居る人から紙が廻はつて来て室のボーイと食堂ボーイに十圓づゝバスと靴磨に一圓乃至二圓づゝと云ふ事でした一等のチップとして少ない様に思ひましたがストライキ中でボーイは支那人でしたから普通の場合より幾分小額であつたかも知れませんが、汽車では毎日黒人ボーイへ二十五仙位でよいかと思ひます。

其他物を依頼する時にやり理髪、靴磨、食事凡そ一割以上の見當でやるが宜しいと思ひます。白人

でやらぬ人もある様ですけど日本人として幾分でも労働階級の好意を得る事は一般的に宜しい事と思ひます。

(ワ) 渡航費及倫敦下宿料

昭和四年六月

某在外研究員寄

一、渡航費

船賃 一等(一人一室)

一、一五〇圓(自神戸至倫敦)

(日本郵船)

但一割五分引ニテ

チップ (船員)

九〇圓

洗濯、洋服プレス等

二五圓

寫真現象、焼付等

一五圓

飲物料

三五圓

通信費

一五圓

カイロ行

九〇圓

其他寄航地見物 (外泊一回モナシ)

一〇〇圓

雜費 (理髪、寄附等)

三〇圓

寫真機 (上海ニテベスト買入)

六〇圓

寄港地ニテ繪葉書其他 (大シタモノナシ)

五〇圓

計

一、六六〇圓

二、ロンドン下宿料

室料 (朝夕二食付)

週三・五磅

女中チップ、入浴、電話其他

〇・五磅

計

四 磅 (約四十四圓)

尙中食ハカフエーデーシルリング(五十五錢位)此ノ外交通費、小使、本代等合セテ三百五十圓位
ガ最小低度カ。

(カノA) 西比利亞經由

昭和四年四月

某在外研究員報告

今日にても西比利亞旅行も至極樂に候へば到着を急ぐ人々又は再度渡歐する人々は或は此の道を選ば
るかと思はれ候まゝ、小生の経験せる所により二三注意を記し申すべく候
第一、勞農政府の通過査證は奉天にて即時得られ候但し自身出頭寫真三枚を要し手数料は官より派遣
の人は無料に御座候

第二、ポーランドの査證はハルビンにて至極容易に得られ候自身出頭の要なく寫真も入らず候

第三、切りつめたる日程にて旅行する際は奉天位にて一日の餘裕を置くをよしと存じ候何んとなれば

小生の如きも關釜連絡船烈風にて引き返せし爲め豫定より一日遅れて釜山につき申し候

なほ奉天又はハルビンにて査證をとる人は同地に日曜日ならざる日の午前には到着するか一泊し得る

如くなし置くを要し候

第四、滿洲里に於ける露支官憲の税關検査は今日にては非常に寛大に御座候殊にジャバンツーリスト

ビュローの出張員二人にて世話し呉れ候間心配無用に御座候非常識に澤山持參せざる限りは贈物

用の絹織物少々位は差支へなかるべく候寫真機等も持參せる旨を告げ持參外國貨幣と同様旅券に書

き込み貰へばよろしく御座候

第五、西伯利亞旅行はすでに四月に入りては寒からず停車場へ降りる際も外套なしにて辛抱せられ申
し候

第六、モスクバの見物は朝鮮人朴氏親切に案内せられ候國際列車到着毎にモスクバ北驛のホームに見

へられ候相當老人に御座候但し特に視察し度き所あらば八時間滞在にては駄目なるべく一泊を要し

候かゝる時は視察場所を大使館を経て勞農政府の許可を得て見るべきが順序に候へどもこれには相

當日數を要する由に候へば一度は直接行つて見るべきものとの話に御座候

第七、ワルソーは二時間の餘裕あり候へども人氣頗る悪しく單獨の見物は少からざる不安を覺ゆべく候是非とも二三人共同して案内賃の如きも始めに約束し置くべきものに候

第八、伯林はシュレジッシュ停車場と云ふに着き申し候
ワゴンリーの客車その他二三の車輛は此所までにて解放し候へば他の客車に移るを要し候最も同停車場は市の中心より大部離れ居り候へども此所より自動車によるも大した金高とはならず候へば荷物頗る多き人々は乗換への面倒を嫌ひ此所にて下車するもよく候

ポーランドの國境にて乗換への際オスタンロフ行又はバリ行の客車を撰めばシュレジッシュ驛にて廿五分の停車の後そのまゝベルリンの中央フリードリッヒ街驛又はツォー驛を通り候但し此所等にては停車時間數分間か御座なく候

第九、ポーランド獨逸の税關は面倒はなきもあまり大量の絹物等には課税せらるべく候

第十、旅行中の金は露貨を五十留、ポーランドは米貨五弗相當位、獨逸は食堂の朝食、赤帽、自動車賃等にて米貨にて三、四弗以下にて足るべく露貨は滿洲里ポーランドはストルブツエ、獨貨はステンチにて兩替し呉れ申し候

次に伯林市中の模様研究の便宜等は何れよく観察の上御通知申すべく候小生先年(六七年前)在留の時よりは町は明るく綺麗となり人々の顔も穩かになり居り候が我々にとつては物價は先づ五―

六倍に騰貴せる様に御座候又現在東京の物價に比し先づ三割方高しと思はれ候従つて伯林にて中等の生活をなし研究をなすには一ヶ月五百圓位を要すと云ふは無理ならずと思はれ候

(カノB) シベリアを經由して

昭和七年五月

某在外研究員報告

小生はシベリアを經由して見ましたがよい印象は得られなかつたのでおすゝめはできませんが、然し後日又この経路をとられる方もある事と存しまして二三の思ひつきを列記しておきます。

一、先づ東京驛又は大連市伊勢町にあるジャパン・ツーリスト・ビュローに申し込んで「西伯利亞經由歐洲旅行案内」といふ精しいパンフレットを取寄せて熟讀したり、又直接ビュローへ行つてきゝたゝす事は必要です。然しサウイェート聯邦の事情はこのパンフレットでもビュローでもよく判つてゐないから書いてある事や聞かされたことを過信するのはよくありません。

二、乗車賃は何處を經由しても大差はありませんが、凡て米弗で支拂ふことになつてゐますため、爲替相場によつて變動がありますから注意しなければなりません。例へば前記のパンフレットには朝鮮經由伯林までが一等七五〇圓、二等五一五圓、三等三〇〇圓となつてゐますが、小生の渡歐の時には一等一一〇〇圓、二等八〇〇圓、三等五〇〇圓が概算でありました。

三、教職にある方は長春まで「學割」を利用して、乗車賃の割引を取計らつてもらふのもよろしい。